平成２３年度

芸術文化振興基金助成金

募　集　案　内 -その３-

地域の文化振興等の活動

地域の文化の振興を目的として行う活動・文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図る活動について支援します



―――――――――――《助成金交付要望書の提出期間》―――――――――――

各都道府県の担当部局にご確認ください。（Ｐ．５・６参照）

平成２２年９月

独立行政法人 日本芸術文化振興会

平成２３年度芸術文化振興基金では助成の対象となる活動の分野別に募集案内を作成しています。**この「募集案内（その３）」は、地域の文化振興等の活動に対する募集案内です。**

舞台芸術等の創造普及活動の助成を希望する場合は「募集案内（その１）」、国内映画祭等の活動の助成を希望する場合は「募集案内（その２）」をご覧ください。

（舞台芸術等の創造普及活動）

○現代舞台芸術創造普及活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥募集案内（その１）
○伝統芸能の公開活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　〃
○美術の創造普及活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　〃
○多分野共同等芸術創造活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　〃

○国内映画祭等の活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥募集案内（その２）

（地域の文化振興等の活動）

○地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演活動）‥‥‥‥‥‥募集案内（その３）
○地域文化施設公演・展示活動（美術館展示活動）‥‥‥‥‥‥‥　〃
○アマチュア等の文化団体活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　〃
○歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動‥‥‥‥‥‥‥‥　〃
○民俗文化財の保存活用活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　〃
○伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動‥‥‥‥‥‥‥　〃

芸術文化振興基金シンボルマークについて

芸術を限りないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをＡＲＴの頭文字のＡと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄（グラフィック・デザイナー）

独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ（ＵＲＬ　http://www.ntj.jac.go.jp/ ）では、平成２３年度募集案内、要望書の様式をダウンロードすることができます。

また、平成２２年度の助成対象活動一覧等をご覧になれます。

目　　次

募集概要‥‥‥

募　集　概　要

※募集にあたっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。

１　助成の対象となる活動及び活動規模

「募集案内（その３）地域の文化振興等の活動」については、次の活動が助成の対象となります。各活動の応募要件及び助成金交付要望書（以下「要望書」という。）の記入方法は、この「募集概要」を熟読された後、該当する頁をご覧ください。

分　野	頁
地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演活動）	９
地域文化施設公演・展示活動（美術館展示活動）	１６
アマチュア等の文化団体活動	２２
歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動	２９
民俗文化財の保存活用活動	３５
伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動	４１

＊　応募できる活動は、上記のいずれかの活動で、かつ宗教的又は政治的な宣伝意図を有しない活動に限ります。

＊　応募できる活動の規模は、**交付を受けようとする助成金の要望額が２０万円以上の活動**とします。

＊　上記の分野で、「地域文化施設公演・展示活動」に応募する公立文化施設等が「指定管理者制度」を導入している場合を除いて、この募集案内（その３）では、株式会社等の営利を目的とした法人等の応募は受け付けておりません。

２　助成の対象となる活動の実施期間

平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までとします。
（年度をまたぐ事業は対象となりません。）

３　助成金の額

助成金の額は、助成対象経費の２分の１以内、かつ自己負担金の範囲内の定額とします。

ただし、伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動における助成金の額は、助成対象経費の範囲内かつ自己負担金の範囲内とします。

なお、助成金の額は、芸術文化振興基金の予算の範囲内で算定されますので、**団体からの要望額すべてを満たすとは限りません。**

４　応募にあたっての留意事項

（１）応募に際して、提出いただく**要望書は、助成対象活動の採択にあたっての審査資料となります。不実の記載や要望書の提出後の事業の内容及び予算額に大きな変更が生じることの無いよう、その内容等については、十分に検討のうえ具体的かつ簡潔に作成してください。**

助成金の交付内定後に、内定団体の組織、助成対象活動の内容・収支予算等に重大な変更が生じていると認められる場合は、**助成金を減額することや、交付の内定又は交付の決定を取り消すことがあります。**

また、助成金の交付後であっても、応募の内容、申請の内容、報告の内容が事実と相違していることが判明した場合には、法令等に従い、助成金を返還していただくことがありますのでご注意ください。

なお、助成金交付内定後の活動途中での**主催団体の変更は認められません。**

（２）文化施設を対象としている地域文化施設公演・展示活動については、**１施設につき１活動（１つの公演又は１つの展示をいう。）**の応募ができます。複合施設については、施設機能ごとに応募ができます。

アマチュア等の文化団体活動、歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動、民俗文化財の保存活用活動及び伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動については、**１団体につき１活動**の応募ができます。

なお、特定の出演者等が、特定の演目・内容について、同一の場所で数回にわたって公演等する場合や、各地を巡回して公演等する場合は、１つの活動として取り扱います。〔地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演活動）を除く〕

（３）同一の活動について、芸術文化振興基金の他の募集に重複して応募することはできません。特に「アマチュア等の文化団体活動」に応募する団体は、たとえ別の活動であっても芸術文化振興基金の他の募集活動〔募集案内（その１）舞台芸術等の創造普及活動〕に重複して応募はできません。

（４）複数の主催者による活動の場合には、**交付を受けようとする活動に責任をもって総括する主催者が要望書を作成・提出してください。**「総括する主催者」とは、交付申請、当該活動の計画・運営、出納行為、決算、実績報告などを一連で主体として行う団体をいいます。

（５）複数の団体で構成される実行委員会、組織委員会、運営委員会等いわゆる**実行委員会等の形式**で応募する場合は、各活動分野の応募要件を充たし、中核となって活動を行う団体（以下「**中核団体**」という。）が必要となります。

（６）**チャリティコンサート等慈善事業への寄付、コンクール、コンテストのみを目的として行われる公演・展示等の活動は、助成の対象にはなりません。**

（７）企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動についても助成の対象となりますが、その場合必ず活動の収入欄に計上してください。ただし、文化庁の補助金や請負費が支出される活動及び特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」は，助成の対象にはなりません。（**文化庁の補助金や請負費による支援にも併願する場合は，その時点で必ず申し出てください。**）

（８）助成金交付内定を受けた団体は、助成対象となった活動の「主催」である旨を、当該活動の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等の印刷物に必ず明記してください。また、「芸術文化振興基金助成事業」である旨の記載及び「芸術文化振興基金シンボルマーク」の表示も併せてお願いします。

－記載例－　「助成：芸術文化振興基金」、「芸術文化振興基金助成事業」

－表示例－

芸術文化振興基金助成事業





芸術文化振興基金

（９）助成対象者（内定後、助成交付決定通知を受けた者）は、助成金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後**５年間保管**しなければなりません。

（10）助成対象活動について、当振興会の職員又は審査に当った専門委員等が公演及び展示活動等の調査を行うこと、また、貴団体の事務所に赴いて助成対象活動の収入・支出に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。

５　応募方法

この「募集案内（その３）地域の文化振興等の活動」に基づく活動は、各都道府県の芸術文化振興施策との連携を図ることによって、より効果的な実施が可能となるものと考えられることから、各都道府県教育委員会又は知事部局（以下「各都道府県」という。）を通じて募集を行っています。**※国公立大学及び学校法人は、下記（２）②参照。**

（１）提出書類・提出部数

提出する書類は、次のとおりです。提出部数については、各都道府県の定める部数を提出してください。

①助成金交付要望書
②応募団体の定款、寄付行為又はこれらに類する規約等
③各募集活動ごとに定められた書類又は資料等
④助成の効果とその必要性、今後の活動計画と展望（３年以上継続して助成を受けている文化施設及び団体）

①について
・要望書は、この募集案内に折り込みの用紙（写し可）、又は日本芸術文化振興会のホームページからダウンロードした様式を使用してください。
②について
・地域文化施設公演・展示活動に応募する場合、応募団体の定款、寄付行為又はこれらに類する規約と併せて当該文化施設の設置条例等、管理形態を示す書類の写しを添付してください。
・法人格を有しない任意団体の規約等は、名称、目的（及び活動内容）、事務所所在地、執行組織（代表・運営方法）、団体構成（会員）、会計の規定が必要です。
・実行委員会等の形式で応募する場合、実行委員会及び中核団体の両方の規約等を添付してください。
③について
・地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演活動）に応募する場合、会場の収容人数（キャパシティ）を確認することが出来る資料を一部添付してください。
・アマチュア等の文化団体活動に応募する場合、過去３年間（平成２０～２２年度）に助成金交付内定を受けていない団体は、直近の公演・展示活動等の主催実績を確認することができるチラシやプログラム等を一部添付してください。
・文化財関係に応募する場合、当該文化財の状況を示す写真や資料等を一部添付してください。
④について
・3年以上継続して助成を受けている文化施設及び団体は、現在までの活動に対する助成の効果とその必要性、そして今後どのような活動を計画し、展望を持つのかを書面にまとめ提出してください。（任意の書式：Ａ４用紙１枚程度で可）

※提出した書類については、その記載内容に関して振興会及び各都道府県より問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り保管するようにしてください。

（２）提出先・提出期間

①提出先・提出期間は、各都道府県によって定められています。
締切日は概ね１０月下旬から１１月上旬ですが、**必ず事前に各都道府県にお問い合わせください。**
担当部局は５～６ページ参照を参照してください。

②全国的又は各都道府県域を越える広域的な団体、国公立大学法人及び学校法人については、日本芸術文化振興会に直接応募ください。

（提出先）〒102-8656　東京都千代田区隼町４－１
独立行政法人日本芸術文化振興会　基金部　地域文化助成課

「簡易書留」等、配達の記録が残る方法で送付してください。

提出期限は、平成２２年１１月１７日（水）〔当日消印有効〕です。

なお、広域的な団体として初めて応募する場合は、必ず事前に振興会にお問い合わせください。

６　応募から助成金交付までの流れ

応募から助成金交付までの具体的な事務手続きについては、次のようになります。

	助成金交付までの流れ
要望書の提出	芸術文化振興基金助成金の交付を希望する団体は、**助成金交付要望書**（以下「要望書」という。）を所定の期間内に**各都道府県教育委員会又は知事部局**（以下「各都道府県」という。）**に提出**してください。 各都道府県は、提出された要望書に推薦書を付して、日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出することとなります。
交付内定	理事長は、要望書を受理したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動及び交付しようとする助成金の額を内定し、**平成２３年３月末（予定）**に各都道府県に通知するとともに、**助成金交付内定通知書**により要望書を提出した団体に通知します。 なお、不採択となった場合にも通知します。
交付申請	助成金交付内定通知書受領後の手続きは、以後、助成を受ける団体が振興会と直接行うことになります。 助成金交付内定の通知を受けた団体は、**助成金交付申請書**（以下「申請書」という。）を所定の期間内に理事長に提出してください。
交付決定	理事長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の決定を行った場合に**助成金交付決定通知書**を、申請書を提出した団体に送付します。
実績報告	助成金の交付決定を受けた団体は、助成対象活動が完了したときは、**助成対象活動実績報告書**（以下「実績報告書」という。）を所定の期間内に理事長に提出してください。
額の確定	理事長は、実績報告書を受理した場合、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、**助成金の額の確定通知書**を、助成対象団体に送付します。
支払申請	助成金の支払いを受ける場合には、**助成金支払申請書**を作成し理事長に提出してください。

7　各都道府県の問い合わせ先

都道府県	担　当　部　局（担 当 分 野）	電話番号
北海道	教育庁生涯学習推進局文化・スポーツ課	011-231-4111（内線 35-615）
青森県	環境生活部県民生活文化課（公演・展示・アマチュア） 教育庁文化財保護課（文化財関係）	017-734-9208 017-734-9920
岩手県	教育委員会生涯学習文化課（公演・展示・アマチュア） 〃　（文化財関係）	019-629-6171 019-629-6182
宮城県	教育庁生涯学習課社会教育支援班（公演・展示・アマチュア） 〃　文化財保護課（文化財関係）	022-211-3653 022-211-3683
秋田県	生活環境部県民文化政策課（公演・展示・アマチュア） 教育庁生涯学習課文化財保護室（文化財関係）	018-860-1531 018-860-5192
山形県	生活環境部生活文化課（公演・展示・アマチュア） 教育庁文化財保護推進課（文化財関係）	023-630-2306 023-630-3342
福島県	文化スポーツ局文化振興課	024-521-7154
茨城県	生活環境部生活文化課（公演・展示・アマチュア） 教育庁文化課文化財担当（文化財関係）	029-301-2824 029-301-5453
栃木県	県民生活部県民文化課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会文化財課（文化財関係）	028-623-2153 028-623-3421
群馬県	生活文化部文化振興課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会事務局文化財保護課（文化財関係）	027-226-2595 027-226-4684
埼玉県	教育局市町村支援部生涯学習文化財課（公演・展示・アマチュア） 〃　（文化財関係）	048-830-6921 048-830-6987
千葉県	環境生活部県民活動・文化課（公演・展示・アマチュア） 教育庁教育振興部文化財課（文化財関係）	043-223-2408 043-223-4082
東京都	生活文化局文化振興部文化事業課（公演・展示・アマチュア） 教育庁地域教育支援部管理課（文化財関係）	03-5388-3154 03-5320-6862
神奈川県	県民局くらし文化部文化課（公演・展示・アマチュア） 教育局生涯学習部文化遺産課（文化財関係）	045-210-3808 045-210-8351
新潟県	県民生活・環境部文化振興課	025-285-5511（内線 2244）
富山県	生活環境文化部文化振興課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会生涯学習・文化財室（文化財関係）	076-444-3455 076-444-3456
石川県	県民文化局文化振興課	076-225-1372
福井県	教育庁文化課	0776-20-0580
山梨県	企画県民部生涯学習文化課（公演・アマチュア） 教育委員会学術文化財課（展示・文化財関係）	055-223-1796 055-223-1790
長野県	企画部生活文化課芸術文化係（公演・展示・アマチュア） 教育委員会文化財・生涯学習課文化財係（文化財関係）	026-235-7442 026-235-7441
岐阜県	環境生活部人づくり文化課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会社会教育文化課（文化財関係）	058-272-8241 058-272-8759
静岡県	文化・観光部文化政策課	054-221-2252
愛知県	県民生活部文化芸術課	052-954-6183
三重県	生活・文化部文化振興室	059-224-2233

都道府県	担　当　部　局（担 当 分 野）	電話番号
滋賀県	県民文化生活部県民文化課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会文化財保護課（文化財関係）	077-528-4630 077-528-4672
京都府	文化環境部文化芸術室（公演・展示・アマチュア） 教育庁指導部文化財保護課（文化財関係）	075-414-4224 075-414-5896
大阪府	府民文化部都市魅力創造局文化課（公演・展示・アマ） 教育委員会文化財保護課（文化財関係）	06-6941-0351（内線 4823） 06-6941-0351（内線 3495）
兵庫県	企画県民部県民文化局芸術文化課（公演・アマチュア） 教育委員会社会教育課（展示） 〃　　文化財室（文化財関係）	078-341-7711（内線 2854） 078-341-7711（内線 5799） 078-341-7711（内線 5766）
奈良県	くらし創造部青少年・生涯学習課生涯学習係（公演･展示･アマ） 教育委員会文化財保存課総務係（文化財関係）	0742-27-9832 0742-22-1101（内線 5335）
和歌山県	企画部企画政策局文化国際課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会文化遺産課（文化財関係）	073-441-2052 073-441-3730
鳥取県	文化観光局文化政策課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会文化財課（文化財関係）	0857-26-7133 0857-26-7525
島根県	環境生活部文化国際課	0852-22-5878
岡山県	環境文化部文化振興課（公演・展示・アマチュア） 教育庁文化財課（文化財関係）	086-226-7901 086-226-7601
広島県	環境県民局総務管理部文化芸術課	082-513-2719
山口県	環境生活部文化振興課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会社会教育・文化財課（文化財関係）	083-933-2610 083-933-4666
徳島県	県民環境部文化スポーツ立県局とくしま文化振興課	088-621-2256
香川県	政策部文化振興課	087-832-3785
愛媛県	教育委員会事務局文化スポーツ部文化振興課	089-912-2970
高知県	文化生活部文化・国際課（公演・展示・アマチュア） 教育委員会文化財課（文化財関係）	088-823-9793 088-821-4761
福岡県	新社会推進部県民文化スポーツ課	092-643-3383
佐賀県	政策監グループ文化創造世界遺産推進担当（公演・展示・アマ） 教育庁社会教育・文化財課（文化財関係）	0952-25-7186 0952-25-7232
長崎県	文化・スポーツ振興部地域文化推進室（公演・展示・アマ） 教育庁学芸文化課（文化財関係）	095-895-2764 095-894-3384
熊本県	企画振興部文化企画課（公演・展示・アマチュア） 教育庁文化課（文化財関係）	096-333-2154 096-333-2705
大分県	企画振興部文化スポーツ振興課	097-506-2058
宮崎県	県民政策部文化文教・国際課	0985-26-7117
鹿児島県	総務部県民生活局生活・文化課	099-286-2537
沖縄県	教育庁文化課	098-866-2731

８　問い合わせ先

応募に関して不明な場合は、原則として、電話（平日の午前１０時から１２時、午後１時から６時）又はメールにてお問い合わせください。

独立行政法人日本芸術文化振興会　基金部　地域文化助成課
〒１０２－８６５６　東京都千代田区隼町４－１

活　動　区　分	電　　話（直通番号）
文化会館公演活動	０３－３２６５－６２１４
美術館展示活動	０３－３２６５－６４０７
アマチュア等の文化団体活動	０３－３２６５－６３７３
文化財関係	０３－３２６５－６４０７

【ＦＡＸ】　０３－３２６５－７４７４（各分野共通）
【E-mail】　chiiki-nt@ntj.jac.go.jp（各分野共通）

助成の対象となる活動

【地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演活動）】

１　趣　旨

地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する文化会館等の文化施設が行う公演活動を支援します。

２　助成の対象となる者

地域の文化の振興普及に係る活動を行うことを目的として設置された文化会館、文化ホール、劇場その他の文化施設の**設置者**又は**管理者**であって、次のいずれかに該当するものとします。

（１）特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
（２）特定非営利活動法人
（３）地方公共団体又は大学(※)が設置した文化施設の設置者、管理者、又は直営文化施設の長
（４）法人格を有しない任意団体のうち、以下の要件をすべて充たしている団体
　　ア　定款、寄付行為に類する規約等を有すること
　　イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
　　ウ　自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
　　エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること
　　オ　団体としての活動の実績が１年以上の期間を有すること

※
特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
大学・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学であり、国立大学法人及び公立大学（公立大学法人を含む）並びに大学設置者である学校法人をさす。

３　対象となる活動

上記２のいずれかに該当する者が、当該文化施設において、**自ら主催**し、**経費を負担**して行う**公演活動**に対して助成します。この場合、**地域性を活かした特色ある活動、記念的な活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動**等を対象とします。

（注）公演等を伴わない、**コンクール、コンテスト、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等のみの活動**は、この助成の対象とはなりません。

４　記入できる経費（助成対象経費、助成対象外経費）及び記入できない経費

要望書の収支予算積算内訳の作成にあたっては、助成対象活動の実施に要する直接的な経費について、１１ページの**助成対象経費区分表**を参考に「助成対象経費」と「助成対象外経費」に区分して記入してください。

特に団体運営のための経常的経費や活動に関連して開催するパーティー経費、その他「記入できない経費」としている経費（項目）については、この助成の対象とはしておりませんので、記入しないでください。

５　そのほかの留意事項

（１）要望書の記入にあたっては、募集概要（１～７ページ）を必ずお読みください。応募時にご提出いただく要望書は、審査に直接使用する重要な書類です。ワープロ等による記入を推奨しておりますが、やむを得ず手書きで作成される場合は、明瞭にお書きください。また、活動の目的、意義、助成の効果、その他の事項についても、省略することなく、簡潔、明瞭にお書きください。

（２）会議室、研修室、練習専用施設等で、通常の設置目的が多くの一般地域住民に対しての公演を前提としていない施設で行われる活動については、原則として、助成の対象とはしていません。

（３）いわゆる**実行委員会等の形式**で応募する場合は、応募時点で実行委員会等が発足していることが必要です。また、構成団体のうち、財政負担とともに、中核となって活動を行う団体が中核団体**（この文化会館公演活動では、文化施設の設置者又は管理者）**となり、責任をもって要望書を提出する必要があります。中核団体は、「**２　助成の対象となる者**」の（１）～（４）のいずれかに該当し、また、実行委員会等も「**２　助成の対象となる者**」の（４）のア～エの要件を充たす必要があります。

※　このことから実行委員会等と中核団体の両方の規約を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中核団体は、募集概要の(９)(２ページ)を遵守し、今後の活動の内容及び会計に関する責を負うことになりますので、十分了知願います。

（４）要望書は記入例を参考に１～３枚目まで作成してください。実行委員会形式で応募する場合は、１５ページの記入例を参考に４枚目も作成してください。

（５）応募する活動は、収入にかかる自助努力を期待する観点から**有料公演を原則**としています。収入見込み・入場者率は必ず記入してください。入場料金を無料とする場合については、必ず理由を記載してください。(様式は自由で別添可とします。)

（６）主催者が内容を企画し、制作を業者が行う「業者委託」又は業者が企画・制作したものを購入するいわゆる「買い公演」であっても、積算内訳の根拠となる内訳を添付してください。

（例えば、契約等の相手先なる者と交わす、契約書、見積書、明細書等）

助成対象経費区分表：地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演活動）

◇　記入できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項　目	細　目	内　　訳
助成対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優出演料
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料
		文芸費	演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、舞台監督料、舞台助手料、舞台美術・衣装等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、訳詞料、著作権使用料
	舞　台　費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台美術費 **（搬入(仕込み)から搬出(ばらし)までの期間で必要な場合のみ）**
		運搬費	道具運搬費、楽器運搬費
	謝金・旅費・宣伝費等	謝　金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、託児謝金、駐車場整理謝金（特に必要な場合に限る）、医師・看護師謝金（特に必要な場合に限る）
		旅　費	交通費、宿泊費
		通信費	案内状送付料　※出演者の募集に係る経費を含む
		宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り）、入場券販売手数料、立看板費
		印刷費	プログラム印刷費、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費 ※出演者の募集に係る経費を含む
		当該活動の記録費	録画費、録音費、写真費 ※当該活動の成果として記録するものに限る
助成対象外経費	○催事（イベント）保険料　　○公演当日分の稽古場借料 ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金） ○自ら設置し又は管理する会場施設において公演を行う場合の会場使用料（ゲネプロを含む） ○助成の対象となる公演に関連するコンクールや公募型の公演に係る審査経費（審査謝金、審査員旅費）及び賞金・賞品代（参加賞除く）　等		

◇　記入できない経費

○定期的な練習に係る経費の類：練習場(稽古場)の借料等経費、指導料やトレーナー料等経費
○備品類の購入等に係る経費の類：楽器・楽譜購入、事務機器・什器の購入経費
○事務所運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、ホームページ作成及び運用費、事務所維持人件費（職員給与等）
○会議費・接待費の類：接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティ経費及び会食・弁当類の飲食に関する経費、取材・企画・制作等の会議（打ち合わせ）に関する経費
○その他の経費の類：礼状送付通信費、記念品代、個人への支給品代、出演者への花束代、ガソリン代、マネージメント料
（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

（注１）練習に係る経費は記入できません。ただし、ゲネプロ（通し総稽古：原則として１回）に係る経費は、助成対象経費に記入できます。
（注２）会場使用料とは、自ら設置し又は管理する会場施設において公演を行う場合の会場使用料で、自らの収入にならない場合のみ助成対象外経費に記入できます。
＜例：設置者が管理者に支払う場合、管理者が設置者に支払う場合＞
（注３）ゲネプロから公演終了までの期間に、同一の施設にて行う助成の対象となる活動に関連するワークショップ等の経費は、助成対象経費に記入できます。
（注４）この表に該当しない経費については、別途振興会にお問い合わせください。

様式第１号（第３条関係）

平成２３年度　芸術文化振興基金
助　成　金　交　付　要　望　書

第　　号
平成**年**月**日

独立行政法人　日本芸術文化振興会理事長　殿

住　　所　　〒***－****　○○県○○市○○
団体名(主催団体)　（財）○○市文化振興財団
代表者職・氏名　　理事長　○　○　○　○　　印

下記の活動を行いたいので，芸術文化振興基金助成金交付要綱第３条の規定に基づき，助成金の交付を要望します。

記

活動区分	**地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演活動）**	
（ふりがな）		
①活　動　名	「ミュージカル○○○○」 **★具体的な公演名等（チラシ・ポスター等に表示する名称）を記入してください。**	
②活動の目的及び内容	（趣旨・目的） **★公演を行う目的，意義，助成による効果等を簡潔に記入してください。**	
	（実施時期） 平成**年**月**日	（実施場所・文化施設名） ○○市文化会館
	（実施回数・日数） **回	
	（公演の場合：演目，曲目，幕構成，主な出演者，主なスタッフ等） 演目：○○○○（*幕） 出演：○○○○（○○劇団，東京），○○○○，○○○○ スタッフ 作：○○○○，演出：○○○○，音楽監督：○○○○ 美術：○○○○（フリー，愛知），衣装：○○○○（仮） 音響：(有)○○，照明：未定 舞台監督：○○○○（株式会社○○） 企画・制作：(財）○○市文化振興財団 あらすじ：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 企画・演出：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	**★複数の演目・曲目がある場合は，作品ごとに幕構成，主な出演者（指揮者，ソリスト，オーケストラ，舞踊家，俳優等），スタッフ（作，脚本，翻訳，演出，振付，美術，衣装，照明，音響，作詞，作曲，編曲，舞台監督，企画・制作等）等を記入してください。** **★客演，外部スタッフがいる場合には，氏名の後に所属団体及び所在地（都市名）を記入してください。** **★未定又は仮決定の場合は，その旨を記入してください。** **★創作初演作品については，「あらすじ」及び「企画・演出」内容を記入してください。** **★今回応募する公演活動以外のことは，この欄には記入しないでください。（例えば、前年度の上演内容等）**
	（１）制作者　○自主制作（制作担当　**人）：主催者が内容を企画・制作する公演 業者委託（委託業者名　　）：主催者が内容を企画し，制作は業者が行う公演 買い公演（買入業者名　　）：業者が企画・制作等したものを主催者が購入する公演	（２）中核団体名 **★実行委員会形式で応募する場合のみ記入してください。**
	（３）出演者　プロ（地元在住者**人　その他**人） アマ（地元在住者　　人　その他　　人）	（４）出演者の選定方法　　オーディション ○指名
	（５）演目　○初演 ┌ である 　　└ でない	（６）当該会館が担当する内容　**★該当する項目に○を付けてください。** 原案作成，脚本作成，演出，舞台監督，振付，作曲，音響制作 照明操作，舞台操作，大道具制作，衣裳製作，その他（　　）
	（特記事項・関連行事・ＰＲ事項等） **★応募活動の特色や文化会館の応募活動に対する取り組み，特にPRしたい事項を記入してください。** **★巡回公演として実施される場合は，その旨を記入してください。** **★助成の対象となる活動に関連する講演会，シンポジウム等を行う場合は，その内容を記入してください。**	
共催者名・後援者名 協賛者名等とその役割	共催：○○市（共催金負担）　後援：○○県（名義使用申請中）　協賛：○○株式会社（協賛金提供），○○新聞社（広報協力）　**★具体的な役割を（　）書きで記入してください。**	
担当者連絡先	関係書類送付先住所　〒***－**** ○○県○○市○○　　○○市文化会館	電話番号（勤務先・自宅・携帯）　**○を付けてください。** ****－**－****
	事務担当者の職名（所属部署名） ○○部○○課	時間外連絡先
	氏　名（ふりがな） ○○　○○	ＦＡＸ番号　****－**－**** Ｅ－mail アドレス ○○@○○．ｊｐ

※記入に当たっては，募集案内の「記入例」を参照してください。

整理番号	（記　入　不　要）

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

③収支予算積算内訳　　★「内訳」の金額は円単位，「予算額」の金額は千円単位として，千円未満は切り捨てとする。

（収入）

	内　　訳	予算額
入場料収入		千円
	会場の収容人数　大ホール　　***人	*, ***
	Ｓ席　*, ***円×***枚×**日（回） ***, ***円	
	Ａ席　*, ***円×***枚×**日（回） ***, ***円	
	計***枚　　*, ***, ***円	
	（有料入場見込み　**%で積算）	
	★収容人数，入場見込みを記入してください。 ★無料の場合は，必ず理由を明記してください。	
その他の収入	〔共催者負担金〕 ○○市負担金　　***, ***円	***
	〔共催者以外の補助金・助成金〕 ○○県補助金　　***, ***円 ○○財団助成金　　***, ***円	***
	〔寄付金・協賛金〕 ○○株式会社　　***, ***円	***
	〔プログラム・図録等売上収入〕 プログラム売上収入 @***×***部　　***, ***円	***
	〔参加費〕 @*, ***×**人　　***, ***円	***
	〔広告料・その他収入〕 広告料収入 @*, ***×**社　　***, ***円	***
小　　計（イ）		*, ***
自己負担金（ロ）	財団事業予算から支出 *, ***, ***円 ★資金の調達方法を必ず記入してください。	*, ***
総　　額（イ）＋（ロ）		**, ***

（支出）

団体名	（財）○○市文化振興財団

項目		内　　訳	予算額
助成対象経費	作品借料	（※地域文化施設展示活動のみ記入可） ★作品借料は，記入しないでください。 ★内訳に記入する費目は，「○○等」「その他」「雑費」とはせず具体的費目を記入してください。	千円
	出演・音楽・文芸費	〔出演料〕 出演料　（○○劇団）　　*, ***, ***円 出演料　（○○○○）　　***, ***円 ★「業者委託」「買い公演」を場合、この欄に出演料の内訳を詳細に記入し，明細・見積書を別紙で添付してください。（旅費・宿泊費についても同様に詳細に記入下さい。） 〔音楽費〕 作曲料　（○○○○）　　***, ***円 〔文芸費〕 演出費　（脚本含む）　　***, ***円 舞台監督助手料　@**, ***××人××日　***, ***円 著作権使用料　　**, ***円	*, ***
	設営・舞台費	大道具費　（有限会社○○）　　***, ***円 衣装費　　***, ***円 音響費　　***, ***円 照明費　　***, ***円	*, ***
	謝金・旅費・宣伝費等	〔謝金〕 会場整理謝金　　@*, ***××人　　***, ***円 〔旅費〕 出演者交通費（○○－○○往復） @*, ***××人　　***, ***円 出演者宿泊費　　@*, ***××人×何泊　***, ***円 ★練習（事前準備）期間は，計上できません。 〔通信費〕　案内状送付料（***通）　　**, ***円 〔宣伝費〕 新聞広告　　***, ***円 入場券販売手数料 Ｓ席　*, ***円×**枚×10%　　**, ***円 Ａ席　*, ***円×**枚×10%　　**, ***円 〔印刷費〕 チラシ　　@**××, ***枚　　***, ***円 ポスター　　@**×　*, ***枚　　***, ***円 プログラム　　@***×***部　　***, ***円 ★印刷部数を記入してください。 〔記録費〕写真費　　***, ***円	*, ***
小　　計（A）			**, ***
助成対象外経費（B）		★11 ページの助成対象経費区分表の「記入できる経費」のうち、「助成対象外経費」にある経費を計上してください。	***
総　　額（A）＋（B）			**, ***

整理番号	（記　入　不　要）

④交付を受けようとする助成金の要望額　*, ***千円

★助成対象経費（Ａ）の２分の１以内，かつ自己負担金（ロ）の範囲内の金額を記入してください。

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

⑤団体概要（平成２２年１１月現在）

団体名（施設名）	財団法人○○市文化振興財団 （　○○市文化会館　）		代表者職名・氏名	理事長 ○○　○○	団体コード 記入不要
住所（所在地）	〒***－****　○○県○○市○○ （　○○県○○市○○　★文化施設の住所）		電　話	****－**－****	
			ホームページアドレス	http://○○.○○.ｊｐ	
団体（施設）設立年月	平成**年**月	法人設立年月	昭和**年**月（主務官庁名：○○○○）		

組織

役職員

財団法人○○市文化振興財団

理事長	○○○○
副理事長	○○○○
理事	○○○○
理事	○○○○外*人
監事	○○○○

○○市文化会館
○○芸術文化ホール
○○センター

★地方公共団体名で応募の場合は当該文化会館の管理組織（担当部局）を，財団法人名で応募の場合は財団と当該文化会館の管理組織を記入してください。

○○市文化会館
館長　○○○○
総務課　事務職員　*人
事業課　技術職員　*人　　担当　○○○○
○○課　○○職員　*人
計**人（市派遣職員*人，財団プロパー職員*人）

★主な役職員等（制作者含む）について，氏名を記入してください。当該活動の担当者（制作者）を明記してください。

団体構成員及び加入条件・設置条例等

〔団体構成員〕
★記入する必要はありません。

〔加入条件・文化施設の設置条例等〕
★設置者が応募する場合は，文化施設の設置条例等を記入してください。

★管理者が応募する場合は，文化施設の設置条例等及び管理形態について記入してください。
例）
指定管理者　財団法人○○○○○財団
（平成**年**月**日～**年**月**日）

沿革

昭和**年*月　文化会館建設構想着手
昭和**年*月　○○文化会館開館
昭和**年*月　(財)○○文化振興財団が管理運営を受託
平成**年*月　開館 10 周年記念公演として「○○ミュージカル」を実施
平成**年*月　(財)○○文化振興財団が指定管理者となる

★当該文化会館の沿革を中心に記入してください。

特色

★会館運営・自主文化事業の特色等を記入してください。

助成による効果

助成金受入方法	過年度に助成を受けたことによる効果	平成２３年度の主な自主事業（予定）
財団の自主事業会計で受け入れ後繰り出して事業に使用する。 ★当基金助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。	□過去３年間に１回以上助成を受けている □３年以上継続で助成を受けている ★どのような助成の効果があったのかを必ず記入してください。	「オペラ○○」　*,***千円 「○○○○」　*,***千円 ★応募活動以外で予定している自主公演があれば，公演名と概算の予算額を記入してください。書き切れない場合は，主要な公演を記入し，最後に総本数を記入してください。

公演・展示等実績

	平成２０年度		平成２１年度		平成２２年度（見込）	
芸術文化振興基金助成事業	○○○○公演 事業費*,***千円 （助成金*,***千円）		なし （助成金　0　千円）		「オペラ○○○○」 事業費*,***千円 ★内定額（助成金*,***千円）	
団体が主催した公演・展示等の事業		事業費	★当該文化会館の主催事業を記入してください。書き切れない場合は，主要なものを記入してください。	事業費		事業費
	○○公演	*,***千円		*,***千円	○○公演	*,***千円
	○○演奏会	*,***千円		*,***千円	○○演奏会	*,***千円
					○○劇場	***千円
					ほか*本	
計	計　*本	*,***千円	計　*本	*,***千円	計　*本	*,***千円

財政状況

総収入	***,***千円	***,***千円	***,***千円 ★見込み又は予算額を記入。
総支出	***,***千円	***,***千円	***,***千円 ★見込み又は予算額を記入。
当期損益	**,***千円	**,***千円	△*,***千円
当基金以外の各種補助金・助成金受領実績	○○創造　*,***千円		○○財団助成金　*,***千円

★総収入は，当該年度に団体が得た収入総額を，総支出は，団体が現実に支出したすべての支出額を，当期損益は，団体の決算上の損益の額をそれぞれ記入してください。地方公共団体名又は同じ財団で複数館応募している場合は，当該文化施設の「財政状況」を記入してください。

※定款もしくは寄付行為又はこれらに類する規約等を添付すること。

整理番号	（記　入　不　要）

※実行委員会形式で応募する場合は，３枚目に中核団体，４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。
※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

実行委員会概要（平成２２年１１月現在）

（ふりがな） 名称	○○○○実行委員会	代表者職名・氏名	実行委員長 ○○　○○	団体コード **記入不要**
住所	〒***－**** ○○県○○市○○	電　話	****－**－****	
		ホームページアドレス		
団体設立年月	平成**年**月			

	役　職　員	団体構成員及び加入条件等
組織	実行委員長　○○○○　（○○県○○合唱連盟代表） 副委員長　○○○○　（○○大学教授） 事務局長　○○○○　（○○市交響楽団団長） 委　員　○○○○　（作曲家） 〃　○○○○　（○○合唱団会長） 〃　○○○○　（医師） 会　計　○○○○　（自営業） 監　事　○○○○　（○○市助役） 事務担当　○○○○　（○○市振興財団職員） **★主な役職員については，氏名・肩書を記入してください。**	〔中核団体名〕 （財）○○市文化振興財団 〔実行委員会構成団体名〕 ○○劇団，○○合唱団，財団法人○○振興財団、○○市、○○県 **★実行委員会等を構成する団体名を記入してください。なお，構成団体名を書き切れない場合は，団体リストを添付してください。** 〔加入条件等〕 ○○実行委員会の趣旨に賛同し，○○公演を協力して行う者。

沿革	平成**年*月　○○実行委員会準備委員会発足 平成**年*月　○○実行委員会発足 平成**年*月　第１回公演「○○○○」 **★実行委員会の沿革を中心に記入してください。**	特色	**★実行委員会及び主催事業の特色等を記入してください。**

助成金受入方法	過年度に助成を受けたことによる効果	平成２２年度の主な自主事業（予定）
実行委員会会計で受け入れて，当該事業に使用する。 **★当基金助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。**	□過去３年間に１回以上助成を受けている □３年以上継続で助成を受けている **★どのような助成の効果があったのかを必ず記入してください。**	当該事業のみ。 **★応募活動以外で予定している自主公演があれば，公演名と概算の予算額を記入してください。**

		平成２０年度		平成２１年度		平成２２年度（見込）	
公演・展示等実績	芸術文化振興基金助成事業	なし （助成金　　千円）		○○公演 事業費**, ***千円 （助成金*, ***千円）		なし （助成金　　千円）	
	実行委員会が主催した公演・展示等の事業		事業費 千円	**★主催事業があれば，記入ください。**	事業費 千円	○○コンサート	事業費 *, ***千円
	計			計　*本	**, ***千円	計　*本	*, ***千円
財政状況	総収入	0 千円		**, ***千円		**, ***千円 **★見込み又は予算額を記入。**	
	総支出	0 千円		**, ***千円		*, ***千円 **★見込み又は予算額を記入。**	
	当期損益	0 千円		△***千円		*, ***千円	
	当基金以外の各種補助金･助成金受領実績	千円 **★総収入は，当該年度に団体が得た収入総額を，総支出は，団体が現実に支出したすべての支出額を，当期損益は，団体の決算上の損益の額をそれぞれ記入してください。**			千円	○○財団助成金	*, ***千円

※定款もしくは寄付行為又はこれらに類する規約等を添付すること。

整理番号	（記　入　不　要）

※実行委員会形式で応募する場合は，３枚目に中核団体，４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。

※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

【地域文化施設公演・展示活動（美術館展示活動）】

１　趣　旨

地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する美術館等の文化施設が行う展示活動を支援します。

２　助成の対象となる者

地域の文化の振興普及に係る活動を行うことを目的として設置された美術館、博物館、美術展示施設、民俗資料館、埋蔵文化財センター等の文化施設の**設置者**又は**管理者**であって、次のいずれかに該当するものとします。

（１）特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
（２）特定非営利活動法人
（３）地方公共団体又は大学(※)が設置した文化施設の設置者、管理者、又は直営文化施設の長
（４）法人格を有しない任意団体のうち、以下の要件をすべて充たしている団体
　　ア　定款、寄付行為に類する規約等を有すること
　　イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
　　ウ　自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
　　エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること
　　オ　団体としての活動の実績が１年以上の期間を有すること

※
特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
大学・・・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学であり、国立大学法人及び公立大学（公立大学法人を含む）並びに大学設置者である学校法人をさす。

３　対象となる活動

上記２のいずれかに該当する者が、美術館等の当該文化施設において、**自ら主催し、経費を負担**して行う、絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、漫画、文化財等の**美術展示活動（作品の制作は含まれません。）**に対して助成します。この場合、地域性を活かした特色ある活動、記念的な活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動等を対象とします。

（注１）展示作品の販売を行うもの、当該美術館等の所蔵品のみの展示、常設展は助成の対象にはなりません。
（注２）展示等を伴わない、**コンクール、コンテスト、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等のみの活動**は、この助成の対象とはなりません。

４　記入できる経費（助成対象経費、助成対象外経費）及び記入できない経費

要望書の収支予算積算内訳の作成にあたっては、助成対象活動の実施に要する直接的な経費について、１８ページの**助成対象経費区分表**を参考に「助成対象経費」と「助成対象外経費」に区分して記入してください。

特に団体運営のための経常的経費や活動に関連して開催するパーティー経費、その他「記入できない経費」としている経費（項目）については、この助成の対象とはしておりませんので、記入しないでください。

５　そのほかの留意事項

（１）要望書の記入にあたっては、募集概要（１～７ページ）を必ずお読みください。応募時にご提出いただく要望書は、審査に直接使用する重要な書類です。ワープロ等による記入を推奨しておりますが、やむを得ず手書きで作成される場合は明瞭にお書きください。また、活動の目的、意義、助成の効果、その他の事項についても、省略することなく、簡潔、明瞭にお書きください。

（２）美術展示設備を備えていない施設及び常時販売展示などに利用されているショールーム的な施設は対象となりません。

（３）いわゆる**実行委員会等の形式**で応募する場合は、応募時点で実行委員会等が発足していることが必要です。また、構成団体のうち、財政負担とともに、中核となって活動を行う団体が中核団体**（この美術館展示活動では、文化施設の設置者又は管理者）**となり、責任をもって要望書を提出する必要があります。中核団体は、「**２　助成の対象となる者**」の（１）～（４）のいずれかに該当し、また、実行委員会等も「**２　助成の対象となる者**」の（４）のア～エの要件を充たす必要があります。

※　このことから実行委員会等と中核団体の両方の規約を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中核団体は、募集概要の(９)(２ページ)を遵守し、今後の活動の内容及び会計に関する責を負うことになりますので、十分了知願います。

（４）要望書は記入例を参考に１～３枚目まで作成してください。実行委員会等の形式で応募する場合は、１５ページの文化会館の記入例を参考に４枚目も作成してください。

（５）応募する活動は、収入にかかる自助努力を期待する観点から**有料入場を原則**としています。収入見込みは必ず記入してください。入場料金を無料とする場合については、必ず理由を記載してください。（様式は自由で別添可とします。）

（６）図録を製作し有料販売とする場合には、図録売上げ収入の欄に製作部数の２分の１以上を必ず記入してください。図録等を無料で配布する場合には、必ず理由を記載してください。（様式は不問で別添可とします。）

（７）分担金が生ずるような展示活動の場合、分担金の根拠となる内訳を添付してください。（例えば、新聞社・企画会社から提示された分担金の見積書・明細書など）

助成対象経費区分表：地域文化施設公演・展示活動（美術館展示活動）

◇　記入できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項　目	細　目	内　　訳
助成対象経費	作品借料	作品借料	作品借料、作品保険料、開催分担金
	設営費	設営費	会場設営費、会場撤去費
		運搬費	作品運搬費
	謝金・旅費・宣伝費等	謝　　金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場監視員謝金、託児謝金、駐車場整理謝金（特に必要な場合に限る）、医師・看護師謝金（特に必要な場合に限る）
		旅　　費	交通費・宿泊費（作品借用・返却、作家立ち会い）
		通信費	案内状送付料 ※作品の募集に係る経費を含む
		宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り）、入場券販売手数料、立看板費
		印刷費	図録製作費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費 ※作品の募集に係る経費を含む
		当該活動の記録費	録画費、写真費 ※当該活動の成果として記録するものに限る
助成対象外経費	○催事（イベント）保険料 ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金） ○自ら設置し又は管理する会場施設において展示を行う場合の開催期間中の会場使用料 ○助成の対象となる展示に関連するコンクールや公募展に係る審査経費（審査謝金・審査員旅費）及び賞金・賞品代（参加賞除く）　等		

◇　記入できない経費

○美術作品の購入費・制作費・恒久的な設置経費の類
○備品類の購入等に係る経費の類：事務機器・什器の購入経費　等
○事務所運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、ホームページ作成及び運用費、事務所維持人件費（職員給与等）　等
○会議費・接待費の類：接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティ経費及び会食・弁当類の飲食に関する経費、取材・企画・制作等の会議（打ち合わせ）に関する経費　等
○その他の経費の類：礼状送付通信費、記念品代、個人への支給品代、ガソリン代、マネージメント料　等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

（注１）　会場使用料とは、自ら設置し又は管理する会場施設において展示を行う場合の会場使用料で、自らの収入にならない場合のみ助成対象外経費に記入できます。
＜例：設置者が管理者に支払う場合、管理者が設置者に支払う場合＞
（注２）　展示期間中に、同一の施設にて行う助成の対象となる活動に関連するワークショップ等の経費は、助成対象経費に記入できます。
（注３）　この表に該当しない経費については、別途振興会にお問い合わせください。

様式第１号（第３条関係）

平成２３年度　芸術文化振興基金
助　成　金　交　付　要　望　書

第　　号
平成**年**月**日

独立行政法人　日本芸術文化振興会理事長　殿

住　　所　〒***－****　○○県○○市○○
団体名(主催団体)　（財）○○市文化振興財団
代表者職・氏名　理事長　○　○　○　○　　印

下記の活動を行いたいので，芸術文化振興基金助成金交付要綱第３条の規定に基づき，助成金の交付を要望します。

記

活動区分	**地域文化施設公演・展示活動（美術館展示活動）**	
（ふりがな）		
①活　動　名	「○○○美術展」 **★具体的な展示名（チラシ・ポスター等に表示する名称）を記入してください。**	
②活動の目的及び内容	（趣旨・目的） **★展示を行う目的，意義，助成による効果等を簡潔に記入してください。**	
	（実施時期） 平成**年**月**日～ 平成**年**月**日	（実施場所・文化施設名） ○○市美術館
	（実施回数・日数） **日間	
	（展示の場合：展示作品の種類，点数，主な作品名，出品者等） 主な展示作品 （作品名）　（作　者）　（年　代）　（サイズ）　（所有者）　（備　考） ○○○○○　○○○○　１９○○　**号　○○美術館　油彩 ○○○○○　○○○○　１９○○　**号　○○博物館　紙本着色（県指定文化財） ○○○○○　○○○○　１７○○　**×**　○○氏所蔵　水彩 **★今回応募する展示活動以外のことは，この欄には記入しないでください。（例えば、前年度の展示内容等）** 出品点数　総数　**点・うち所蔵品　**点　借用品　**点　**★点数を記入してください。**	
	（１）巡回展　┌（である）　【巡回先】　**★巡回する美術館を記入してください。** 　　└　でない　○○県立美術館（**/**～**/**）、○○市美術館（**/**～**/**）	
	（２）企画について　**★○を付けてください。** 自主企画：当該美術館学芸員が企画する （共同企画）：当該美術館とその他の美術館の共同企画による そ の 他：新聞社等が企画し提示する展覧会を購入する （企画業者名　　）	（３）巡回展の場合の役割について **★当該美術館の役割を記入してください。** ・幹事館　　・図録原稿の執筆 ・当館では長年にわたり画家○○○○の調査研究を行っているため、「○○展」を企画し、他の地域の美術館へ参加を呼びかけた。
	（中核団体名） **★実行委員会形式で応募する場合のみ記入してください。**	
	（特記事項・関連行事・ＰＲ事項等） **★応募活動の特色や美術館の応募活動に対する取り組み，特に PR したい事項を記入してください。** **★この活動の実施に伴う学芸活動について記入してください。** **★助成の対象となる活動に関連する講演会、ギャラリートーク、ギャラリーコンサート等を行う場合は，その内容を記入してください。**	
共催者名・後援者名 協賛者名等とその役割	共催：○○市（共催金負担）　後援：○○県（名義使用申請中）　協賛：○○株式会社（協賛金提供），○○新聞社（広報協力）　**★具体的な役割を（　）書きで記入してください。**	
担当者連絡先	関係書類送付先住所　〒***－**** ○○県○○市○○　○○市美術館	電話番号（勤務先・自宅・携帯）　**○を付けてください。** ****－**－****
	事務担当者の職名（所属部署名） ○○部○○課	時間外連絡先　****－**－****
	氏　名（ふりがな） ○○　○○	ＦＡＸ番号　****－**－**** Ｅ－mail アドレス ○○@○○．ｊｐ

※記入に当たっては，募集案内の「記入例」を参照してください。

整理番号	（記　入　不　要）

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

③収支予算積算内訳　　★「内訳」の金額は円単位，「予算額」の金額は千円単位として，千円未満は切り捨てとする。

（収入）

	内　　訳	予算額
入場料収入	千円 *, *** 大人　*, ***円×***枚 ***, ***円 子供　***円×***枚 ***, ***円 計***枚　*, ***, ***円 ★無料の場合は，必ず理由を記入してください。	
その他の収入	〔共催者負担金〕 ○○市負担金　***, ***円	***
	〔共催者以外の補助金・助成金〕 ○○県補助金　***, ***円 ○○財団助成金　***, ***円	***
	〔寄付金・協賛金〕 ○○株式会社　***, ***円	***
	〔プログラム・図録等売上収入〕 図録売上収入 @*, ***×***部　***, ***円 ★製作部数の２分の１以上を計上してください。 ★無料配布の場合、理由を記入してください。	***
	〔参加費〕 @*, ***×**人　***, ***円	***
	〔広告料・その他収入〕 広告料収入 @*, ***×**社　***, ***円	***
小　計（イ）		**, ***
自己負担金(ロ)	財団事業予算から支出 *, ***, ***円 ★資金の調達方法を必ず記入してください。	*, ***
総　額（イ）＋（ロ）		**, ***

（支出）

団体名	（財）○○市文化振興財団

項目		内　　訳	予算額
助成対象経費	作品借料	（※地域文化施設展示活動のみ記入可） 開催分担金　*, ***, ***円 作品借料 **, ***円×**点　*, ***, ***円 作品保険料 評価額　*, ***, ***円×**／*, ****　***, ***円 ★分担金、負担金が生じる場合，明細・見積書を別紙で添付してください。	千円 *, ***
	出演・音楽・文芸費	★美術館展示活動の場合は，この欄を使用しないでください。 ★内訳に記入する費目は，「○○等」「その他」「雑費」とはせず具体的費目を記入してください。	
	設営・舞台費	会場設営費　***, ***円 会場撤去費　***, ***円 作品運搬費　*, ***, ***円	*, ***
	謝金・旅費・宣伝費等	〔謝金〕 会場監視員謝金　@*, ***×**人　***, ***円 〔旅費〕 作品借料・返却交通費（○○－○○往復） @**, ***×*人　**, ***円 ★調査、打合せに係る経費は記入できません。 〔通信費〕 案内状送付料（***通）　**, ***円 〔宣伝費〕 新聞広告　***, ***円 入場券販売手数料 *, ***円×**枚×10%　**, ***円 〔印刷費〕 チラシ　@**×**, ***枚　***, ***円 ポスター　@**×　*, ***枚　***, ***円 図録　@*, ***×*, ***冊　*, ***, ***円 ★製作部数を記入してください。 〔記録費〕写真費　***, ***円	*, ***
小　計（A）			**, ***
助成対象外経費（B）		★18 ページの助成対象経費区分表の「記入できる経費」のうち、「助成対象外経費」にある経費を計上してください。	
総　額（A）＋（B）			**, ***

整理番号	（記　入　不　要）

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

④交付を受けようとする助成金の要望額
★助成対象経費（A）の２分の１以内，かつ自己負担金（ロ）の範囲内の金額を記入してください。

*, ***千円

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

⑤団体概要（平成２２年１１月現在）

団体名（施設名）	財団法人○○市文化振興財団 （　○○市美術館　）		代表者職名・氏名	理事長 ○○　○○	団体コード 記入不要
住所（所在地）	〒***－****　○○県○○市○○ （　○○県○○市○○　★文化施設の住所）		電　　話	****－**－****	
			ホームページアドレス	http://○○.○○.ｊｐ	
団体（施設）設立年月	平成**年**月	法人設立年月	昭和**年**月（主務官庁名：○○○○）		

組織

役　　職　　員

※　財団法人○○市文化振興財団

理事長　○○○○	○○市美術館	
副理事長　○○○○		
理事　○○○○	○○芸術文化ホール	
理事　○○○○外*人		
監事　○○○○	○○センター	

★地方公共団体名で応募の場合は当該美術館の管理組織（担当部局）を，財団法人名で応募の場合は財団と当該美術館の管理組織を記入してください。

※　○○市　―　教育委員会　　―　○○市美術館

○○市美術館
館長　○○○○
総務課　事務職員　*人
○○課　学芸員　*人
主任学芸員　○○○○
学芸員　○○○○（※担当）
計**人（市派遣職員*人，財団プロパー職員*人）

★主な役職員等（学芸員含む）について，氏名を記入してください。当該活動の担当者（学芸員）を明記してください。

団体構成員及び加入条件・設置条例等

〔団体構成員〕

★記入する必要はありません。

〔加入条件・文化施設の設置条例等〕

★設置者が応募する場合は，文化施設の設置条例等を記入してください。
★管理者が応募する場合は，文化施設の設置条例等及び管理形態について記入してください。

例
指定管理者　財団法人○○○○○財団
（平成**年**月**日～**年**月**日）

沿革

昭和**年*月　○○市美術館開館
平成**年*月　開館 10 周年記念「○○展」を開催

★当該美術館の沿革を中心に記入してください。

特色

市立学校の美術教諭団体と連携し，‥‥により鑑賞教室を支援している。

★美術館の運営，特別展・企画展の特色等を記入してください。

助成による効果

助成金受入方法	過年度に助成を受けたことによる効果	平成２３年度の主な自主事業（予定）
財団の自主事業会計で受け入れ後繰り出して事業に使用する。 ★当基金助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。	□過去３年間に１回以上助成を受けている □３年以上継続で助成を受けている ★どのような効果があったかを必ず記入してください。	「○○企画展」　*,***千円 「○○○展」　*,***千円 ★応募活動以外で予定している特別展・企画展があれば，公演名と概算の予算額を記入してください。書ききれない場合は，主要な展示を記入し，最後に総本数を記入してください。

公演・展示等実績

	平成２０年度		平成２１年度		平成２２年度（見込）	
芸術文化振興基金助成事業	○○○○展 事業費*,***千円 （助成金*,***千円）		なし （助成金　0　千円）		「○○○○の世界」 事業費*,***千円 ★内定額（助成金*,***千円）	
団体が主催した公演・展示等の事業		事業費	★当該美術館の主催事業を記入してください。書き切れない場合は，主要なものを記入してください。	事業費		事業費
	○○展	*,***千円		*,***千円	○○展	*,***千円
	○○名陶展	*,***千円		*,***千円	○○回顧展	*,***千円
					○○○○	***千円
					ほか*本	
計	計　*本	*,***千円	計　*本	*,***千円	計　*本	*,***千円

財政状況

	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度（見込）
総収入	***,***千円	***,***千円	***,***千円 ★見込み又は予算額を記入。
総支出	***,***千円	***,***千円	***,***千円 ★見込み又は予算額を記入。
当期損益	**,***千円	**,***千円	△*,***千円
当基金以外の各種補助金・助成金受領実績	○○創造　*,***千円		○○財団助成金　*,***千円

★総収入は，当該年度に団体が得た収入総額を，総支出は，団体が現実に支出したすべての支出額を，当期損益は，団体の決算上の損益の額をそれぞれ記入してください。地方公共団体名又は同じ財団で複数館応募している場合は，当該文化施設の「財政状況」を記入してください。

※定款もしくは寄付行為又はこれらに類する規約等を添付すること。

整理番号	（記　入　不　要）

※実行委員会形式で応募する場合は，３枚目に中核団体，４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。
※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

【アマチュア等の文化団体活動】

１　趣　旨

地域に根ざした文化活動や広く国民が参加する文化活動を支援します。

２　助成の対象となる者

文化の発展普及に資することを主たる目的とし、**助成の対象となる活動について実績を有する**、我が国のアマチュア等の文化団体で、次のいずれかに該当するものとします。

（１）特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
　　ただし、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除く。
（２）特定非営利活動法人
（３）法人格を有しないが、以下の要件をすべて充たしている文化団体
　　ア　定款、寄付行為に類する規約等を有し、その規約等には、文化の発展普及に資することを主たる目的としている旨の記述と、次の（イ）から（エ）が明文化され、（オ）を確認できる団体の創立年月日が記載されていること。
　　イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
　　ウ　自ら経理し、監査する会計・監査組織を有すること
　　エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること
　　オ　団体としての活動の実績が１年以上の期間を有すること

「実績を有する」とは

応募団体（実行委員会形式の場合は実行委員会又は中核団体となる文化団体）が今回応募する活動と同一ジャンルの活動（記入例Ｐ２５の右上の６つのジャンルを参照。**音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・その他**）を、過去に**自ら主催**しているものとします。

注）Ｐ３の（２）③の提出書類で主催実績を確認。

※
特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

３　対象となる活動

上記２のいずれかに該当する者が、**自ら主催し、出演（展示活動の場合は出品）、経費の負担を行い**、日本国内において実施する「芸術、民俗芸能、生活文化に関する公演・展示その他」の活動で、日頃の文化活動の成果を全ての地域住民等を対象として、広く公開するものであって、次のような活動を対象とします。また、次頁の「対象とならない活動」は除きます。

①　５年以上の間隔を持って行われる周年的・記念的な活動で、内容・規模等において通年の活動を凌ぐ活動
②　応募団体が主となり実施する活動に、欠くことのできない外国の団体等を招聘して行う国際交流活動
③　分野の複合的（音楽、演劇、舞踊等の複数の分野）な活動を対象として広域的に行う活動及び全国的な大会
④　地域に根ざし又は国民の芸術・文化活動の促進に資する特色ある活動

なお、生活文化に関する活動については、地域（または全国規模）の文化団体が行う特色のある芸術文化活動で、かつ競技会的要素が主でない活動を対象とします。

＊　文化施設の設置者及び管理者が自らの施設で行う公演・展示活動は、この「アマチュア等の文化団体活動」の対象とはなりませんので、地域文化施設公演・展示活動を参照してください。「文化会館公演活動」→Ｐ９、「美術館展示活動」→Ｐ１６

＊　民俗文化財などの文化財の保存活用等に関する活動については、Ｐ２９、Ｐ３５、Ｐ４１を参照してください。

【対象とならない活動】

①学校、企業、事務所、職能団体の活動、及びこれらに準じる団体の活動
②ＯＢ会、同窓会等の団体で入会資格が限定される団体が行う活動
③いわゆる教授所、教室（カルチャースクールを含む）、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の温習会、発表会活動、団体の通常の総会、集会、講習会等の活動
④助成の対象となる活動に関連しないコンクール、コンテスト、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等の活動
⑤鑑賞のみの活動の類、応募団体が主となって出演（展示）しない、いわゆる企画・制作等の活動
⑥展示物等の販売活動及び出版、収集（資料作成）を目的とする活動

４　記入できる経費（助成対象経費、助成対象外経費）及び記入できない経費

要望書の収支予算積算内訳の作成にあたっては、助成対象活動の実施に要する直接的な経費について、２４ページの**助成対象経費区分表**を参考に「助成対象経費」と「助成対象外経費」に区分して記入してください。

特に団体運営のための経常的経費や活動に関連して開催するパーティー経費、その他「記入できない経費」としている経費（項目）については、この助成の対象とはしておりませんので、記入しないでください。

５　そのほかの留意事項

（１）要望書の記入にあたっては、募集概要（１～７ページ）を必ずお読みください。応募時にご提出いただく要望書は、審査に直接使用する重要な書類です。ワープロ等による記入を推奨しておりますが、やむを得ず手書きで作成される場合は明瞭にお書きください。また、活動の目的、意義、助成の効果、その他の事項についても、省略することなく、簡潔、明瞭にお書きください。

（２）この分野では、地方公共団体及び「**２　助成の対象となる者**」の（１）のただし書きに該当する法人（以下「準じる法人」という。）の応募はできません。また、実行委員会形式で応募する場合でも、同様に地方公共団体及び準じる法人が中核と認められるものは応募できません。

（３）複数の団体によって構成される、いわゆる**実行委員会等の形式**で応募する場合は、応募時点で実行委員会等が発足していることが必要です。また、構成団体のうち、財政負担とともに、中核となって活動を行う団体が中核団体となり、責任をもって要望書を提出する必要があります。中核団体は、「**２　助成の対象となる者**」の（１）～（３）のいずれかに該当し、また、実行委員会等も「**２　助成の対象となる者**」の（３）のア～エの要件を充たす必要があります。

※　このことから実行委員会等と中核団体の両方の規約を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中核団体は、募集概要の(９)(２ページ)を遵守し、今後の活動の内容及び会計に関する責を負うことになりますので、十分了知願います。

（４）要望書は、記入例を参考に１～３枚目まで作成してください。実行委員会形式で応募する場合は、記入例を参考に４枚目も作成してください。

（５）審査・選考を伴う活動については、審査委員の氏名・略歴、審査の公開・非公開の区別、詳細等を別紙添付して下さい。

（６）応募する活動は、収入にかかる自助努力を期待する観点から**有料の活動を原則**としています。収入見込み・入場者率は必ず記入してください。入場料金を無料とする場合については、必ず理由を記載してください。図録等を無料で配布する場合にも、必ず理由を記載してください。(いずれも様式は自由で別添可とします。)

（７）収支予算積算内訳書には、他の機関からの助成金、補助金を必ず明記してください。また、資金的な支援だけではなく、人的、物的等の支援も分かり易く明記してください。（例えば、ボランティアの有無や会場使用料、手数料の免除等についても収支予算内訳書にわかりやすく明記してください。）

助成対象経費区分表：アマチュア等の文化団体活動

◇　記入できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項　目	細　目	内　　訳
助成対象経費	出演・音楽・文芸費	出 演 費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優出演料
		音 楽 費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料、コレペティ料
		文 芸 費	演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、舞台監督料、舞台助手料、舞台美術・衣装等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、訳詞料、著作権使用料
	設営・舞台費	設 営 費	会場設営費、会場撤去費、
		舞 台 費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台美術費 **（搬入(仕込み)から搬出(ばらし)までの期間で必要な場合のみ）**
		会 場 費	会場使用料及び会場付帯設備使用料（ゲネプロを含む）
		運 搬 費	作品運搬費（展示活動の場合）、道具運搬費、楽器運搬費
	謝金・旅費・宣伝費等	謝　　金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、託児謝金、会場監視員謝金（展示活動の場合）、駐車場整理謝金（特に必要な場合に限る）、医師・看護師謝金（特に必要な場合に限る）
		旅　　費	交通費、宿泊費
		通 信 費	案内状送付料　※出演者・作品等の募集に係る経費を含む
		宣 伝 費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、立看板費
		印 刷 費	プログラム印刷費、図録製作費、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費 ※出演者・作品等の募集に係る経費を含む
		当該活動の記録費	録画費、録音費、写真費 ※当該活動の成果として記録するものに限る
助成対象外経費	○催事（イベント）保険料　　○公演当日分の稽古場借料 ○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金) ○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料 ○助成の対象となる活動に関連するコンクールや公募型の活動に係る審査経費（審査謝金・審査員旅費）及び賞金・賞品代（参加賞除く）　等		

◇　**記入できない経費**

○定期的な練習に係る経費の類：練習場(稽古場)の借料等の経費、指導料やトレーナー料等の経費
○備品類の購入等に係る経費の類：楽器・楽譜、美術品（製作経費を含む）、事務機器・什器の購入経費
○事務所運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、ホームページ作成及び運用費、事務所維持人件費
○会議費・接待費の類：接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティ経費及び会食・弁当類の飲食に関する経費、取材・企画・制作等の会議（打ち合わせ）に関する経費
○その他の経費の類：礼状送付通信費、記念品代、個人への支給品代、出演者への花束代、ガソリン代、マネージメント料
（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

（注１）**応募団体（共催者を含む）の構成団体・構成員に対する出演料等の謝金及び旅費の支出は、記入できません。**ただし、公演等に出演するために**遠征することが不可欠な場合の旅費は、助成対象経費に記入できます。**
（注２）活動の構成上、外部の専門団体又は専門家・芸術家による出演が不可欠な場合の謝金及び旅費の支出は助成対象経費に記入できます。
（注３）練習に係る経費は、記入できません。ただし、ゲネプロ（通し総稽古：原則として１回）に係る経費は、助成対象経費に記入できます。
（注４）ゲネプロから公演終了までの期間に、同一の施設にて行う助成の対象となる活動に関連するワークショップ等の経費は、助成対象経費に記入できます。
（注５）この表に該当しない経費については、別途振興会にお問い合わせください。

様式第１号（第３条関係）

平成２３年度　芸術文化振興基金
助　成　金　交　付　要　望　書

第　　号
平成**年**月**日

独立行政法人　日本芸術文化振興会理事長　殿

住　　所　〒***－****　○○県○○市○○
団体名(主催団体)　○○○合唱団
代表者職・氏名　　代表　　○　○　○　○　　印

下記の活動を行いたいので，芸術文化振興基金助成金交付要綱第３条の規定に基づき，助成金の交付を要望します。

記

活動区分	**アマチュア等の文化団体活動**	ジャンル	**音　楽**　★該当するジャンルを記入してください。
（ふりがな）			
①活　動　名	創立**周年○○○合唱団記念コンサート **★具体的な公演名等（ポスター等に表示する名称）を記入してください。**		

音楽：オーケストラ，吹奏楽，オペラ，合唱等
演劇：演劇，ミュージカル，人形劇等
舞踊：ダンス，バレエ，現代舞踊等
伝統芸能：地歌舞伎，人形浄瑠璃，民謡，邦楽等
美術：絵画，彫刻，工芸・書等の展示
その他：生活文化，他の５分野に分類不可能なもの

②活動の目的及び内容

（趣旨・目的）
★公演を行う目的，意義，助成による効果等を簡潔に記入してください。

（実施時期）	（実施場所・文化施設名）	（実施回数・日数）
平成**年**月**日	○○市文化会館　大ホール （○○市）	（公演の場合）　**回 （展示の場合）　**日間

（公演の場合：演目，曲目，幕構成，主な出演者，主なスタッフ等）

《公演の場合》
第１部「○○○○」（作曲○○○○）　　他２曲
指揮：○○○○（当団・指揮者）
伴奏：○○○○（フリー・千葉県）

第２部「○○○○」（作詞○○作曲○○）
指揮：○○○○（○○交響楽団指揮者）
演奏：○○○交響楽団（**人）
ソリスト：ソプラノ・○○○○　（○○会）
　　アルト　・未定
　　テノール・○○○○　（○○団・仮）

合唱：○○○合唱団（**人）※応募団体，○○の会（**人）

音響：（有）○○
照明：○○市文化会館
美術：○○

（展示の場合：展示作品の種類，点数，主な作品名，出品者等）

《展示の場合》
展示作品の種類：彫刻，絵画
展示作品の点数：**点
主な作品
作品名「○○」出品者○○○○　，作品名「○○」出品者○○○○
★公募展示の場合は，出品規定の内容を記入してください。

★複数の演目・曲目がある場合は，作品ごとに幕構成，主な出演者・スタッフ等を記入してください。
★客演，外部スタッフ（特に，助成対象経費として経費計上する者）がいる場合は，氏名の後に所属団体及び所在地（都市名）を記入してください。
★出演者を団体名又は公募等と記入する場合は，出演予定人数を（　）書きで記入してください。
★未定又は仮決定の場合は，その旨を記入してください。
★オリジナル作品については，「あらすじ」及び「企画・演出」内容を記入してください。

出演（出品）者　総数　**人（点）・うち主催団体　**人　客演プロ　**人　客演アマ　*人　公募　　人　**★人数を記入してください。**

（特記事項・関連行事・ＰＲ事項等）
★応募活動の特色やＰＲしたい事項を簡潔に記入してください。
★巡回公演・展示として実施される場合は，その旨を記入してください。
★助成の対象となる活動に関連する講演会，シンポジウム，ワークショップ等を行う場合は、その内容を記入してください。
★活動内容の詳細が未定の場合は，その理由を記入してください。

共催者名・後援者名 協賛者名等とその役割	（共催）○○市（共催金負担），（後援）○○県教育委員会（名義使用申請中），（協賛）○○株式会社（協賛金拠出） **★具体的な役割を（　）書きで記入してください。**

担当者連絡先	関係書類送付先住所　〒***－**** ○○県○○市○○	電話番号（勤務先・自宅・携帯）　○を付けてください。 ****－**－****　**★職場の場合は会社名･部署の記入。**
	事務担当者の職名（所属部署名） 事務担当	時間外連絡先　***－****－****
		ＦＡＸ番号****－**－****
	氏　名（ふりがな） ○○　○○	Ｅ－mailアドレス ○○@○○．ｊｐ

※記入に当たっては，募集案内の「記入例」を参照してください。
※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

整理番号	（記　入　不　要）

③収支予算積算内訳　　★「内訳」の金額は円単位，「予算額」の金額は千円単位として，千円未満は切り捨てとする。

（収入）

	内　　訳	予算額
入場料収入		千円
	会場の収容人数　大ホール　　***人	*, ***
	前売り *, ***円×***枚×**日（回）	
	***, ***円	
	当日　 *, ***円×　**枚×**日（回）	
	***, ***円	
	計***枚　　*, ***, ***円	
	（有料入場見込み　**%で積算）	
	入場者見込み（有料***人，無料**人）	
	★収容人数，入場見込み（有料・無料）を記入してください。	
	★無料の場合は，必ず理由を明記してください。（入場見込みの記入）	
その他の収入	〔共催者負担金〕	
	○○市負担金　　***, ***円	***
	〔共催者以外の補助金・助成金〕	
	○○県補助金　　***, ***円	***
	○○財団助成金　　***, ***円	
	〔寄付金・協賛金〕	
	○○株式会社　　***, ***円	***
	〔プログラム・図録等売上収入〕	
	プログラム売上収入	***
	@***×***部　　***, ***円	
	図録売上収入	
	@*, ***×***部　　***, ***円	
	★無料配布の場合、理由を記入してください。	
	〔参加費〕	
	@*, ***×**人　　***, ***円	***
	★主催団体構成員以外から参加費を徴収する場合，記入してください。	
	〔広告料・その他収入〕	
	広告料収入	***
	@*, ***×**社　　***, ***円	
小　計（イ）		*, ***
自己負担金（ロ）	団員会費・積立金　　***, ***円	
	（会員**人，月会費*, ***円）	
	★資金の調達方法を必ず記入してください。	***
総　額（イ）＋（ロ）		*, ***

④交付を受けようとする助成金の要望額

★助成対象経費（A）の２分の１以内、かつ自己負担金（ロ）の範以内の金額を記入してください。　　***千円

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

（支出）

団体名	○○○合唱団

項目		内　　訳	予算額
助成対象経費	作品借料	（※地域文化施設展示活動のみ記入可）	千円
		★作品借料は，記入しないでください。	
		★内訳に記入する費目は，「○○等」「その他」「雑費」とはせず具体的費目を記入してください。	
	出演・音楽・文芸費	〔出演料〕	
		指揮料　（○○○○）　　***, ***円	*, ***
		演奏料　（○○交響楽団）　　***, ***円	
		演奏料　（○○○○）　　**, ***円	
		ソリスト料（３名）　　***, ***円	
		〔音楽費〕	
		編曲料　（○○○○）　　***, ***円	
		〔文芸費〕	
		著作権使用料　　**, ***円	
		★この項目に記入できるのは，外部のいわゆるプロに支払う場合のみです。（なお，応募団体の構成員へ支出する経費は計上できません。）	
	設営・舞台費	音響費　　***, ***円	
		照明費　　***, ***円	***
		会場費　　***, ***×*日　　***, ***円	
		会場付帯設備料　　***, ***円	
		★会場費は，公演日数に応じた日数で計上してください。（ゲネプロ分は１日分まで）	
		★会場費を共催者等から減免を受ける場合には、括弧書きで減免先及び減免額を記入してください。	
	謝金・旅費・宣伝費等	〔謝金〕	
		会場整理謝金　　@*, ***×**人　　**, ***円	***
		〔旅費〕（別紙明細添付）	
		出演者交通費　　@**, ***×**人　　***, ***円	
		出演者宿泊費　　@*, ***×*人×*泊　　***, ***円	
		★練習（事前準備）期間は，計上できません。	
		〔通信費〕案内状送付料（***通）　　**, ***円	
		〔宣伝費〕広報掲載　　**, ***円	
		〔印刷費〕	
		チラシ　　@**×*, ***枚　　***, ***円	
		ポスター　　@**×**枚　　**, ***円	
		プログラム　　@**×*, ***枚　　***, ***円	
		入場券販売手数料	
		@*, ***円×**枚×10%　　**, ***円	
		〔記録費〕写真費　　**, ***円	
		★謝金，旅費，通信費，印刷費等は見積り積算根拠（単価×個数）を記入してください。	
小　計（A）			*, ***
助成対象外経費（B）		★24 ページの助成対象経費区分表の「記入できる経費」のうち、「助成対象外経費」にある経費を計上してください。	
総　額（A）＋（B）			*, ***

整理番号	（記　入　不　要）

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

⑤団体概要（平成２２年１１月現在）

団体名（施設名）	○○○合唱団 ★ｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄの団体名はﾌﾘｶﾞﾅを振ってください。		代表者職名・氏名	代表 ○○　○○	団体コード 記入不要
住所（所在地）	〒***－**** ○○県○○市○○		電　　話	****－**－****	
			ホームページアドレス	http://○○.○○.ｊｐ	
団体（施設）設立年月	平成**年**月	法人設立年月	昭和**年**月（主務官庁名：○○○○）		

組織	役　　職　　員	団体構成員及び加入条件・設置条例等
	代　　表　　○○○○　○○高等学校教諭 副 代 表　　○○○○　無職 事務局長　　○○○○　○○株式会社勤務 会　　計　　○○○○　○○大学学生 会　　計　　○○○○　自営業 監　　事　　○○○○　医師 事務担当　　○○○○　主婦 **★主な役職員については，氏名・肩書を記入してください。**	〔団体構成員〕 会員**人，準会員**人 〔加入条件・文化施設の設置条例等〕 歌うことが好きで，○○市及びその周辺に住所又は勤務先を有し，入会を認められた者。 会員・・・常に活動に参加できる者 準会員・・公演の際に参加協力できる者

沿革		特色	
	昭和**年*月　○○愛好会**名で結成する 昭和**年*月　第１回公演「○○○○」を行う 平成**年*月　○○市文化祭に参加する 平成**年*月　○○市○○奨励賞を受賞 平成**年*月　○○○合唱団と改称 平成**年*月　「創立 20 周年記念コンサート」を行う **★団体の結成年，団体としての受賞歴，各種大会の参加歴，公演実績等，団体の沿革を記入してください。**		**★団体運営・自主事業の特色等を記入してください。**

助成による効果	助成金受入方法	過年度に助成を受けたことによる効果	平成２３年度の主な自主事業（予定）
	本公演の自己負担金分に充当する。 **★当基金助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。**	□過去３年間に１回以上助成を受けている □３年以上継続で助成を受けている **★どのような助成の効果があったのかを必ず記入してください。**	当該事業のみ。 **★応募活動以外で予定している自主公演があれば，公演名と概算の予算額を記入してください。書き切れない場合は，主要な公演を記入し，最後に総本数を記入してください。**

公演・展示等実績		平成２０年度		平成２１年度		平成２２年度（見込）	
	芸術文化振興基金助成事業	○○○○公演 事業費*,***千円 （助成金*,***千円）		なし （助成金　0　千円）		記念演奏会 事業費*,***千円 **★内定額**（助成金***千円）	
	団体が主催した公演・展示等の事業	○○演奏会	事業費 *,***千円	**★当該団体の主催事業を記入してください。書き切れない場合は，主要なものを記入してください。**	事業費 ***千円	○○コンサート	事業費 ***千円
	計	計　***本**	*,***千円	計　***本**	***千円	計　***本**	*,***千円

財政状況				
	総収入	*,***千円	***千円	*,***千円 **★見込み又は予算額を記入。**
	総支出	*,***千円	***千円	*,***千円 **★見込み又は予算額を記入。**
	当期損益	△**千円	***千円	***千円
	当基金以外の各種補助金・助成金受領実績	千円 **★総収入は，当該年度に団体が得た収入総額を，総支出は，団体が現実に支出したすべての支出額を，当期損益は，団体の決算上の損益の額をそれぞれ記入してください。**	千円	○○財団助成金　***千円 ○○県補助金　***千円

※定款もしくは寄付行為又はこれらに類する規約等を添付すること。

整理番号	（記　入　不　要）

※実行委員会形式で応募する場合は，３枚目に中核団体，４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

実行委員会概要（平成２２年１１月現在）

（ふりがな） 名称	○○○○実行委員会	代表者職名・氏名	実行委員長 ○○　○○	団体コード 記入不要
住所	〒***－**** ○○県○○市○○	電　話	****－**－****	
		ホームページアドレス		
団体設立年月	平成**年**月			

組織

役職員	団体構成員及び加入条件等
実行委員長　○○○○　（○○県○○合唱連盟代表） 副委員長　○○○○　（○○大学教授） 事務局長　○○○○　（○○市交響楽団団長） 委　員　○○○○　（作曲家） 〃　○○○○　（○○合唱団会長） 〃　○○○○　（医師） 会　計　○○○○　（自営業） 監　事　○○○○　（○○市助役） 事務担当　○○○○　（○○市振興財団職員） **★主な役職員については，氏名・肩書を記入してください。**	〔中核団体名〕 ○○合唱団 〔実行委員会構成団体名〕 ○○劇団，○○合唱団，財団法人○○振興財団 **★実行委員会等を構成する団体名を記入してください。なお，構成団体名を書き切れない場合は，団体リストを添付してください。** 〔加入条件等〕 ○○実行委員会の趣旨に賛同し，○○公演を協力して行う者。

沿革	特色
平成**年*月　○○実行委員会準備委員会発足 平成**年*月　○○実行委員会発足 平成**年*月　第１回公演「○○○○」 **★実行委員会の沿革を中心に記入してください。**	**★実行委員会及び主催事業の特色等を記入してください。**

助成による効果

助成金受入方法	過年度に助成を受けたことによる効果	平成２３年度の主な自主事業（予定）
実行委員会会計で受け入れて，当該事業に使用する。 **★当基金助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。**	□過去３年間に１回以上助成を受けている □３年以上継続で助成を受けている **★どのような助成の効果があったのかを必ず記入してください。**	当該事業のみ。 **★応募活動以外で予定している自主公演があれば，公演名と概算の予算額を記入してください。**

公演・展示等実績

	平成２０年度		平成２１年度		平成２２年度（見込）	
芸術文化振興基金助成事業	なし （助成金　　千円）		○○公演 事業費**, ***千円 （助成金*, ***千円）		なし （助成金　　千円）	
実行委員会が主催した公演・展示等の事業		事業費 千円	**★主催事業があれば，記入ください。**	事業費 千円	**○○コンサート**	事業費 *, ***千円
計			計　***本**	**, ***千円	計　***本**	*, ***千円

財政状況

	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度（見込）
総収入	0 千円	**, ***千円	**, ***千円 **★見込み又は予算額を記入。**
総支出	0 千円	**, ***千円	**, ***千円 **★見込み又は予算額を記入。**
当期損益	0 千円	△***千円	*, ***千円
当基金以外の各種補助金・助成金受領実績	千円 **★総収入は，当該年度に団体が得た収入総額を，総支出は，団体が現実に支出したすべての支出額を，当期損益は，団体の決算上の損益の額をそれぞれ記入してください。**	千円	○○財団助成金　*, ***千円

※定款もしくは寄付行為又はこれらに類する規約等を添付すること。

整理番号	（記　入　不　要）

※実行委員会形式で応募する場合は，３枚目に中核団体，４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。

※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

【歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動】

1　趣　旨

城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統をもった集落・町並み、文化的景観（以下「歴史的集落･町並み、文化的景観等」という。）の保存・活用を図り、地域の文化の振興に寄与する活動を支援します。

2　助成の対象となる者

歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用に係る活動を行うことを主たる目的とする団体で、次のいずれかに該当するものとします。

（１）特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
（２）特定非営利活動法人
（３）地方公共団体
（４）法人格を有しないが、以下の要件をすべて充たしている団体
　　ア　定款、寄付行為に類する規約等を有すること
　　イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
　　ウ　自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
　　エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること
　　オ　団体としての活動の実績が１年以上の期間を有すること

※
特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

3　助成の対象となる地区

（１）　助成の対象となる地区は、伝統的建造物群保存対策調査又は文化的景観保護促進事業の調査事業（いずれも文化庁国庫補助事業）及びこれに準じる調査実施地区又は調査中の地区とします。（以下「調査実施地区」という。）

(注)　準じる調査実施地区とは、都道府県及び市町村教育委員会等による調査、歴史的集落・町並み、文化的景観に関する調査・研究を行っている教育機関・学会・学識経験者等による調査が行われ、報告書が取りまとめられた地区となります。

（２）　前記(１)の「調査実施地区」に該当しない場合であっても、地域住民と地元市町村が一体となって、景観等の保存・活用を行っている地域で、当該地域で行われる当該活動について市町村の支援が認められる場合には「助成の対象となる地区（以下「市町村推薦地区」という。）」とします。

（注）「市町村推薦地区」とは、例えば、地域の人々が日常的な生活を営みながら、その生活のなかで育み、継承してきた里山などを中心とする日本の伝統的な景観を形成し、その保存・伝承に対して、市町村の支援を現に受けている地域で、今回の応募に際して、市町村の推薦が得られる地域とします。
（注）市町村の支援とは、資金的・人的・物的支援、共催・後援等の何らかの支援を行っていることが明らかなもので支援形式は問いません。

4　対象となる活動

助成の対象となる者が「助成の対象となる地区」に関し、自ら行う次に掲げる活動で、特色あるまちづくりによる地域の文化の振興に資する活動を対象とします。

ただし、文化庁の補助事業と重複することはできません。

（１）歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料収集、資料の作成・展示活動等の普及啓発活動。

ただし、保存計画策定、地区住民説明会、行政担当職員研修会などの活動で、本来、直接行政経費をもって行われるべきものと認められる活動は対象となりません。

（2） 伝統的建造物群保存対策調査及びこれに準じる調査実施地区において、（1）の活動を継承発展させるうえで**必要最小限の範囲**で行われる保存建物の保全・補修を行うことができます。ただし、当該地区が重要伝統的建造物保存地区に選定されている場合には、その保存建物の内装の一部のみとなります。

（3）（1）の活動に関連して行われる**必要最小限の**景観保存に資する活動。

5　記入できる経費（助成対象経費、助成対象外経費）及び記入できない経費

要望書の収支予算積算内訳の作成にあたっては、助成対象活動の実施に要する直接的な経費について、３１ページの**助成対象経費区分表**を参考に「助成対象経費」と「助成対象外経費」に区分して記入してください。

特に団体運営のための経常的経費や活動に関連して開催するパーティー経費、その他「記入できない経費」としている経費（項目）については、助成の対象とはしておりませんので、記入しないでください。

6　そのほかの留意事項

（1）要望書の記入にあたっては、募集概要（１～７ページ）を必ずお読みください。応募時にご提出いただく要望書は、審査に直接使用する重要な書類です。ワープロ等による記入を推奨しておりますが、やむを得ず手書きで作成される場合は明瞭にお書きください。また、活動の目的、意義、助成の効果、その他の事項についても、省略することなく、簡潔、明瞭にお書きください。

（2）応募する地区について、**「助成の対象となる地区」**を確認するため、次の項目を記載した書面を要望書に添付してください。(任意の書式：Ａ４用紙１枚程度)

① 表題は「助成の対象となる地区について」、書類の作成日、作成者（要望団体の代表者名及び捺印)

②「調査実施地区」又は「市町村推薦地区」の別

③「調査実施地区」の場合は、調査を行った事業名、調査を行った事業実施団体名、調査実施期間、報告書の作成日等

④「市町村推薦地区」の場合は、これまでの活動状況、当該活動への市町村の支援状況、当該活動の成果、市町村推薦文(別添可)等

（3）複数の団体によって構成される、いわゆる**実行委員会等の形式**で応募する場合は、応募時点で実行委員会等が発足していることが必要です。また、構成団体のうち、財政負担とともに、中核となって活動を行う団体が中核団体となり、責任をもって要望書を提出する必要があります。中核団体は、「**２　助成の対象となる者**」の（1）～（4）のいずれかに該当し、また、実行委員会等も「**２　助成の対象となる者**」の（4）のア～エの要件を充たす必要があります。

※ このことから実行委員会等と中核団体の両方の規約を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中核団体は、募集概要の(９)(２ページ)を遵守し、今後の活動の内容及び会計に関する責を負うことになりますので、十分了知願います。

（4）要望書は、記入例を参考に１～３枚目まで作成してください。実行委員会等の形式で応募する場合は、２８ページのアマチュア等の文化団体の記入例を参考に４枚目も作成してください。

（5）「**４対象となる活動**」の活動の実施における資料等の作成・購入（相当の経費を要するもの）を行う活動、保存建物の保全・補修及び景観保存に資する活動については、それを必要とする理由及び将来の活用計画を別紙に記入し、積算見積、図面、工程表、写真等の資料とともに提出してください。

助成対象経費区分表：歴史的集落・町並み・文化的景観保存活用活動

◇記入できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項　目	細　目	内　　訳
助成対象経費	謝金・旅費	謝　　金	調査謝金、講師謝金、指導謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、託児謝金、駐車場整理謝金（特に必要な場合に限る） 医師・看護師謝金（特に必要な場合に限る）
		旅　　費	交通費、宿泊費
	設営・舞台費	使用料及び賃借料	会場使用料及び付帯設備使用料、機器借料
	資料等作成・購入費	資料等購入費	資料等購入費（特に必要と認められる場合に限る）
		原材料費	資材購入費（特に必要と認められる場合に限る）
		印刷費	パンフレット印刷費、資料印刷費、報告書印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費
		当該活動の記録費	録画費、録音費、写真費 ※当該活動の成果として記録するものに限る
	保全・補修費	保全・補修費	保全・補修経費（特に必要と認められる場合に限る）
	通信・宣伝費等	通信運搬費	運搬費、案内状送付料
		宣伝費	広告宣伝費、入場券販売手数料、立看板費
助成対象外経費	○催事（イベント）保険料 ○コンクール、公募展に係る審査経費（審査謝金・審査員旅費）及び賞金・賞品代（参加賞除く） ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金） ○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料　　等		

◇記入できない経費

○備品類の購入等に係る経費の類：事務機器・什器の購入経費　等
○事務所運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、ホームページ作成及び運用費、事務所維持等の人件費（職員給与等）等
○会議費・接待費の類：接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティ経費及び会食・弁当類の飲食に関する経費、取材・企画・制作等の会議（打ち合わせ）に関する経費　等
○その他の経費の類：礼状送付通信費、記念品代、個人への支給品代、ガソリン代　等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

（注１）**応募団体（共催者を含む）の構成団体・構成員に対する出演料等の謝金及び旅費の支出は、記入できません。**ただし、講演等に出演するために**遠征することが不可欠な場合の旅費は、助成対象経費に記入できます。**
（注２）活動の構成上、**外部の専門団体又は専門家・芸術家**による出演が不可欠な場合の謝金及び旅費の支出は助成対象経費に記入できます。
（注３）この表に該当しない経費については、別途振興会にお問い合わせください。

様式第１号（第３条関係）

平成２３年度　芸術文化振興基金
助　成　金　交　付　要　望　書

第　　号
平成**年**月**日

独立行政法人　日本芸術文化振興会理事長　殿

住　　所　〒***－****　○○県○○市○○
団体名(主催団体)　○○町並み保存会
代表者職・氏名　会長　○　○　○　○　　印

下記の活動を行いたいので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第３条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。
★該当する分野を○で囲んでください。

記

活動区分	①．歴史的集落･町並み、文化的景観保存活用活動　　２．民俗文化財の保存活用活動 ３．伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動	
(ふりがな)	**★活動の具体的な名称を記入してください。**	
① 活 動 名	○○○重要伝統的建造物群保存地区啓発シンポジウム及びパンフレット作成活動	
② 活動の目的及び内容	(趣旨･目的) **★活動を行う目的、意義、助成による効果等を簡潔に記入してください。**	
	(実施時期) 平成**年**月**日	(実施場所) ○○町公民館　　(実施回数) **回
	(実施内容) **★当該活動の実施内容を具体的かつ詳細に記入してください。** **★講演会・シンポジウム開催の場合、日時・場所・講師氏名を記入してください。** **★資料等の作成・購入（相当の経費を要するもの）を行う活動、保存建物の保全・補修及び景観保存に資する活動については、必要とする理由及び将来の活用計画を別紙に記入するとともに、図面、工程表、積算見積等（必要に応じて写真、資料）を添えて提出してください。** ①シンポジウム開催 前年度に引き続きシンポジウムの第２回を開催する。　**月**日　○○町公民館　パネラー：○○大学教授○○氏、○○研究家○○氏 ②報告書刊行 これまで調査した歴史的建造物の写真・図面等の資料を集約し、今後の町並み保存事業の基礎資料とする。 ③ビデオ作成 町並みの現状の姿を映像で保存し、上映会等で地元住民の理解を助ける。 ④絵画展の開催 町並みを題材とした絵画を広く募集することによって、町並みを地元以外の人に知ってもらうと共に、優秀作品を絵はがきにすることで町のイメージアップを図る。 ⑤町並みガイドの養成 伝建地区に住むお年寄りを中心に、町並みを訪れる人々にガイドできる体制を確立する。	
	(特記事項) **★応募活動の特色を簡潔に記入してください。** **★伝統的建造物群保存対策調査又は文化的景観保護促進事業の調査（文化庁補助事業）及びこれに準じる調査の実施、保存条例の制定、伝統的建造物群保存地区の決定、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている場合は、その年月日を記入してください。**	
	(民俗文化財の保存活用活動のみ○を記入) １．民俗文化財の公開　２．民俗文化財の広域的な交流　３．民俗文化財の復活・復元による伝承　４．民俗文化財の記録作成による保存活用	
共催者名・後援者名・協賛者名等とその役割	（後援）○○町教育委員会（名義使用申請中） （協賛）○○株式会社（協賛金拠出）　**★具体的な役割を（　）書きで記入してください。**	
担当者連絡先	関係書類送付先住所　〒***－**** ○○県○○市○○ ○○町並み保存会 氏　名（ふりがな） ○　○　○　○	所　　属 ○○○○ 電話番号　****－**－**** （時間外連絡先　****－**－****　） FAX 番号　****－**－**** E-mail アドレス　○○@○○．ｊｐ
		整理番号　（　記入不要　）

※記入に当たっては、募集案内の「記入例」を参照してください。
※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

記入例（歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動）

③ 収支予算積算内訳　　★「内訳」の金額は円単位、「予算額」の金額は千円単位として、千円未満は切り捨てとする。

団体名　○○町並み保存会

（収入）

	内訳	予算額
入場料収入		千円
	（○○町公民館　収容人数***人）	
	大人　***円×*** ***,***円	***
	小人　***円×*** ***,***円	
	計 ***,***円	
	（入場見込　**%で積算）	
その他の収入	〔共催者負担金〕	
	〔補助金・助成金〕	
	○○県補助金 ***,***円	***
	〔寄付金･協賛金〕	
	○○株式会社寄付金 ***,***円	***
	〔プログラム・図録等売上収入〕	
	〔参加費〕	
	〔広告料･その他収入〕	
	広告料収入	***
	○○株式会社 ***,***円	
小計（イ）		*,***
自己負担金(ロ)	会費　*,***円×**人 ***,***円	***
	★資金の調達方法を必ず記入してください。	
総額（イ）＋（ロ）		*,***

（支出）

項目		内訳	予算額
助成対象経費	謝金・旅費	千円	
		〔謝金〕	
		講師謝金　**,***円×*人×*日 ***,***円	***
		原稿執筆謝金　**,***円×*人 ***,***円	
		〔旅費〕	
		講師交通費　東京～○○町 **,***円×*人 ***,***円	
		講師宿泊費　*,***円×*人×*泊 **,***円	
	設営・舞台費	〔使用料及び賃借料〕	
		会場使用料　@*,***円×*日 **,***円	**
	資料等作成・購入費	〔印刷費〕	
		パンフレット　@**×***部 **,***円	
		ポスター　@**×***枚 **,***円	***
		チラシ　@**×***枚 **,***円	
		〔記録費〕	
		録画費 **,***円	
	保全・補修費	（歴史的集落･町並み、文化的景観保存活用活動のみ）	
		保全・補修経費 ***,***円	***
		★別紙にて積算見積書を添付してください。	
	通信・宣伝費等	〔通信運搬費〕	
		運搬費 **,***円	
		案内状送付料　@*××**通 **,***円	***
		〔宣伝費〕	
		新聞広告費　**,***円×**社 ***,***円	
		★宣伝広告費については、助成対象活動の規模や入場料等を勘案の上、計上してください。	
小計（A）			*,***
助成対象外経費(B)		★31 ページの助成対象経費区分表の「記入できる経費」のうち、「助成対象外経費」にある経費を計上してください。	
総額（A）＋（B）			*,***

整理番号　（　記入不要　）

④交付を受けようとする助成金の要望額

★助成対象経費（A）の２分の１以内、かつ自己負担金（ロ）の範囲内の金額を記入してください。

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

***千円

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

⑤団体概要（平成２２年１１月現在）

（ふりがな） 団体名	○○町並み保存会	代表者職名・氏名	会長 ○ ○ ○ ○	団体コード 記入不要
住　所	〒***－**** ○○県○○市○○	電　話	****－**－****	
		ホームページアドレス	http://○○.○○. ｊｐ	
団体設立年月	年　月	法人設立年月	年　月　（主務官庁名：　　）	

	役職員・団体構成員及び加入条件等	
組　織	**★主な役員等について、氏名、肩書きを記入してください。** 会　長　○○○○　元○○町教育委員会教育長 副会長　○○○○　○○大学名誉教授 事務局長　○○○○　○○町教育委員会文化財保護部長 企画担当　○○○○　○○大学工学部教授 〃　○○○○　○○研究家 会　計　○○○○　○○株式会社○○課長 監　事　○○○○　○○町教育委員会○○部長	〔団体構成員〕 団体会員：○○団体（計**人） 個人会員：**人 〔加入条件〕 ○○町の町並みを愛する団体又は個人で総会において入会を認められた者 **★地方公共団体の場合は、団体構成員及び加入条件は記入不要**

沿　革	昭和**年**月　○○地区住民により○○町懇談会発足 平成**年**月　会員が**人になったのを機に、○○町並み保存会を発展的に設立、第一回総会を開催 平成**年**月　○○町から補助金を得ることにより、同町教育委員会と連携して活動を進めることになる	助成金受入方法	**★地方公共団体のみ記入してください。** **★当基金の助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。** （例）補正予算で助成金見合額を支出予算に増額する。

⑥事業の内容状況（過年度に実施した事業の内容を記入してください。）

年度	活動内容	過去の活動実績・今後の活動予定	支出	基金助成額	その他助成額
★活動が単年度のみにとどまらない継続性をもつ場合には、その全体を記入してください。 **★ただし、当基金の助成金は毎年度の審査採択であり、継続活動であっても次年度以降の採択を約束するものではないことにご留意ください。**			千円	千円	千円
**	調査着手・学習会	・懇談会が発足し、先行して保存活動を展開している○○地区と情報交換を行い、○○氏を講師とする学習会を*回実施した。 学習会には、町民**名が参加した。 ・○○氏（○○大学工学部教授）に保存対策調査を依頼。	***		***
**	シンポジウム開催・パンフ作成・資料館設置	・○○シンポジウムを開催し、町並み案内パンフレット作成（全戸配布）及び有料ブックレットを作成した。 ・廃屋になっていた○○家を補修し、資料館とした。	***	***	***

（過去の助成による効果）　**★要望事業が過去に当基金の助成を受けた場合のみ、ご記入ください。**

□過去３年間に１回以上助成を受けている　　□３年以上継続で助成を受けている

★どのような助成の効果があったのかを必ず記入してください。

年度	活動予定	特徴・意義・目標	支出予定
	シンポジウム実施	（今後の事業計画を記入してください。）	千円
**	報告書刊行	・シンポジウムの第２回を開催する。	
	絵画展の開催	・調査書を刊行する。	*, ***
	町並みガイド養成	・町並みを題材とした絵画を募集し、優秀作を絵はがきにして配布する。	
		・資料館で町並み学習会を開催し、高齢者による町並み案内ガイドを定着させる。	
	郷土誌の編纂準備	・分科会として郷土愛好会を発足させ、町並みを中心とした研究会を重ねて、将来的には郷土誌を編纂することを目標とする。	
**			***
	啓発ビデオの作成	・啓発ビデオを作成し、資料館において上映する。	

※定款若しくは寄付行為又はこれに類する規約等を添付してください。　　整理番号

※実行委員会形式で応募する場合は、３枚目に中核団体、４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。

※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

【民俗文化財の保存活用活動】

1　趣　旨

全国各地域に伝承されている伝統的な民俗芸能や祭り・年中行事等の民俗文化財の保存・活用を図り、地域の文化の振興に資する活動を支援します。

2　助成の対象となる者

民俗文化財の保存・伝承に係る活動を行うことを主たる目的とする団体で、次のいずれかに該当するものとします。

（１）特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
（２）特定非営利活動法人
（３）地方公共団体
（４）法人格を有しないが、以下の要件をすべて充たしている団体
　　ア　定款、寄付行為に類する規約等を有すること
　　イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
　　ウ　自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
　　エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること
　　オ　団体としての活動の実績が１年以上の期間を有すること

※
特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

3　対象となる活動

上記２に該当する「助成の対象となる者」が自ら主催し、日本国内で行う民俗文化財を保存・活用した特色あるまちづくりによる地域の文化振興に資する活動を対象とします。また対象となる民俗文化財の範囲は、国又は地方公共団体が指定、選定（登録を含む）した民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（いわゆる「記録選択」）とします。

（１）民俗文化財の公開活動
（２）民俗文化財の広域的な交流活動
（３）民俗文化財の復活・復元による伝承活動
（４）民俗文化財の記録作成（録音・映像等の記録）による保存活用活動

（注１）（３)については、国又は地方公共団体指定等の民俗文化財の範囲に当てはまらない場合でも、地元地方公共団体が、今後とも積極的、継続的に支援するなどの見通しがあるものは対象となります。

（注２）（４)については、現状のままでの伝承保存が難しい民俗文化財を記録により保存し、後世に引き継ぐ活動で、記録媒体の作成後、一般に公開するなどの活用することを前提とします。また既存の記録(アナログ形式等の記録)からデジタル形式の保存方法に変換することも可とします。

（注３）**民俗文化財の公演等を伴わない講演会・シンポジウムのみの開催、衣装・楽器等の購入のみの活動**は、この助成の対象にはなりません。

４　記入できる経費（助成対象経費、助成対象外経費）及び記入できない経費

要望書の収支予算積算内訳の作成にあたっては、助成対象活動の実施に要する直接的な経費について、３７ページの**助成対象経費区分表**を参考に「助成対象経費」と「助成対象外経費」に区分して記入してください。

特に団体運営のための経常的経費や活動に関連して開催するパーティー経費等、その他「記入できない経費」としている経費（項目）については、この助成の対象とはしておりませんので、要望書には記入しないでください。

５　そのほかの留意事項

（１）要望書の記入にあたっては、募集概要（１～７ページ）を必ずお読みください。応募時にご提出いただく要望書は、審査に直接使用する重要な書類です。ワープロ等による記入を推奨しておりますが、やむを得ず手書きで作成される場合は明瞭にお書きください。また、活動の目的、意義、助成の効果、その他の事項についても、省略することなく、簡潔、明瞭にお書きください。

（２）複数の団体によって構成される、いわゆる**実行委員会等の形式**で応募する場合は、応募時点で実行委員会等が発足していることが必要です。また、構成団体のうち、財政負担とともに、中核となって活動を行う団体が中核団体となり、責任をもって要望書を提出する必要があります。中核団体は、「**２　助成の対象となる者**」の（１）～（４）のいずれかに該当し、また、実行委員会等も「**２　助成の対象となる者**」の（４）のア～エの要件を充たす必要があります。

※　このことから実行委員会等と中核団体の両方の規約を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中核団体は、募集概要の(９)(２ページ)を遵守し、今後の活動の内容及び会計に関する責を負うことになりますので、十分了知願います。

（３）要望書は、記入例を参考に１～３枚目まで作成してください。実行委員会等の形式で応募する場合は、２８ページのアマチュア等の文化団体の記入例を参考に４枚目も作成してください。

（４）相当の経費を要する補修や製作、購入を伴う活動については、それを必要とする理由及び将来の活用計画を別紙に記入し、積算見積等の資料とともに提出してください。

助成対象経費区分表：民俗文化財の保存活用活動

◇記入できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項　目	細　目	内　　訳
助成対象経費	謝金・旅費	謝　　金	指導謝金、出演謝金、プログラム原稿執筆謝金、会場整理謝金、託児謝金、駐車場整理謝金（特に必要な場合に限る）、医師・看護師謝金（特に必要な場合に限る）
		旅　　費	交通費、宿泊費
	設営・舞台費	使用料及び賃借料	会場使用料及び付帯設備使用料（ゲネプロを含む）、楽器借料、器具等借料
		設 営 費	会場設営費、展示工作・撤去費
		舞 台 費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費、音響費
		運 搬 費	道具運搬費
	資料等作成・購入費	委 託 費	人形・山車等製作委託費、楽器・衣装等製作委託費、修理費、記録媒体作成・編集費 （注）委託費については、特に必要と認められる場合に限る
		資 料 等 購 入 費	楽器・衣装・道具等購入費 （特に必要と認められる場合に限る）
		原材料費	原材料費
		印 刷 費	プログラム印刷費、資料印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費
		当該活動の記 録 費	録画費、録音費、写真費 ※当該活動の成果として記録するものに限る
	通信・宣伝費等	通 信 費	案内状送付料
		宣 伝 費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、立看板費
助成対象外経費	○催事（イベント）保険料　　○公演当日分の稽古場借料 ○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金) ○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料 ○本来の伝統的な形式（時間・場所）で行われる民俗文化財のいわゆる現地公開の場合の賛助出演者に対する謝金　　等		

◇記入できない経費

○備品類の購入等に係る経費の類：事務機器・什器の購入経費　等
○事務所運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、ホームページ作成及び運用費、事務所維持等の人件費（職員給与等）　等
○会議費・接待費の類：接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティ経費及び会食・弁当類の飲食に関する経費、取材・企画・制作等の会議（打ち合わせ）に関する経費　等
○その他の経費の類：定期的な練習等に係る経費、礼状送付通信費、記念品代、個人への支給品代、ガソリン代　等
（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

（注１）**応募団体（共催者を含む）の構成団体・構成員に対する出演料等の謝金及び旅費の支出は、記入できません。**ただし、公演等に出演するために**遠征することが不可欠な場合の旅費は、助成対象経費に記入できます。**

（注２）活動の構成上、外部の専門団体又は専門家・芸術家による出演が不可欠な場合の謝金及び旅費の支出は助成対象経費に記入できます。

（注３）練習に係る経費は、記入できません。ただし、ゲネプロ（通し総稽古：原則として１回）に係る経費は、助成対象経費に記入できます。

（注４）ゲネプロから公演終了までの期間に、同一の施設にて行う助成の対象となる活動に関連するワークショップ等の経費は、助成対象経費に記入できます。

（注５）この表に該当しない経費については、別途振興会にお問い合わせください。

記入例（民俗文化財の保存活用活動）

様式第１号（第３条関係）

平成２３年度　芸術文化振興基金
助　成　金　交　付　要　望　書

第　　号
平成**年**月**日

独立行政法人　日本芸術文化振興会理事長　殿

住　　所　〒***－****　〇〇県〇〇市〇〇
団体名(主催団体)　人形浄瑠璃〇〇座保存会
代表者職・氏名　会長　〇　〇　〇　〇　　印

下記の活動を行いたいので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第３条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。
★該当する分野を〇で囲んでください。

記

活動区分	1．歴史的集落･町並み、文化的景観保存活用活動　　②．民俗文化財の保存活用活動 3．伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動		
(ふりがな)	**★活動の具体的な名称を記入してください。**		
①活動名	人形浄瑠璃〇〇座の伝承公開		
②活動の目的及び内容	(趣旨･目的) **★活動を行う目的、意義、助成による効果等を簡潔に記入してください。**		
	(実施時期) 平成**年**月**日	(実施場所) 〇〇文化会館小ホール	(実施回数) **回
	(実施内容) **★当該活動の実施内容を具体的かつ詳細に記入してください。** ①地域の文化会館において人形浄瑠璃の公演を行う。 演目　「〇〇三番叟」「〇〇〇〇〇〇〇」「〇〇〇〇〇」 ②東北各県の獅子舞保存会が一堂に会し、公演を行う。 「〇〇〇保存会」「〇〇舞」(〇〇県〇〇市) 「〇〇〇保存会」「〇〇舞」(〇〇県〇〇町) ③後継者不足により途絶えた神楽舞を復活するため、稽古を週一回行い、その成果を発表する。 稽古　〇〇公民館　毎週水曜　講師　〇〇〇〇氏（〇〇県無形民俗文化財指定「〇〇神楽」保存会） 公演　〇〇公民館　**月**日 ④昨年度の調査をもとに衣装の復元製作を行い、その衣装による公演を実施する。 演目　「〇〇〇〇〇〇〇」「〇〇〇〇〇」 **★補修・製作・購入（相当の経費を要するもの）を伴う活動については、必要とする理由及び将来の活用計画を別紙に記入し、見積書を添えて提出してください。**		
	(特記事項) **★応募活動の特色を簡潔に記入してください。** **★国または地方公共団体の指定・記録選択の有（年月日）無および地方公共団体の支援状況（財政負担等）を記入してください。**		
	(民俗文化財の保存活用活動のみ〇を記入) 1．民俗文化財の公開　2．民俗文化財の広域的な交流　3．民俗文化財の復活・復元による伝承　4．民俗文化財の記録作成による保存活用		
共催者名・後援者名・協賛者名等とその役割	(後援)〇〇町教育委員会（名義使用申請中） (協賛)〇〇株式会社（協賛金拠出）　**★具体的な役割を（　）書きで記入してください。**		
担当者連絡先	関係書類送付先住所　〒***－**** 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇技術保存研究会 氏　名（ふりがな） 〇　〇　〇　〇	所　　属 〇〇〇〇 電話番号　****－**－**** (時間外連絡先　****－**－****　) FAX 番号　****－**－**** E-mail アドレス　〇〇@〇〇．ｊｐ	

※記入に当たっては、募集案内の「記入例」を参照してください。

整理番号	（　**記入不要**　）

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

③ 収支予算積算内訳　　★「内訳」の金額は円単位,「予算額」の金額は千円単位として、千円未満は切り捨てとする。

団体名	人形浄瑠璃〇〇座保存会

（収入）

	内訳	予算額
		千円
入場料収入	（〇〇文化会館　収容人数***人） 大人　***円×***　***,***円 小人　***円×***　***,***円 計　***,***円 （入場見込　**%で積算）	***
その他の収入	〔共催者負担金〕	
	〔補助金・助成金〕 〇〇県補助金　***,***円	***
	〔寄付金･協賛金〕 〇〇株式会社寄付金　***,***円	***
	〔プログラム・図録等売上収入〕	
	〔参加費〕	
	〔広告料･その他収入〕 広告料収入 〇〇株式会社　***,***円	***
小計（イ）		*,***
自己負担金(ロ)	会費　*,***円×**人　***,***円 ★資金の調達方法を必ず記入してください。	***
総額（イ）＋（ロ）		*,***

（支出）

項目		内訳	予算額
			千円
助成対象経費	謝金・旅費	〔謝金〕 出演謝金　**,***円×**人　***,***円 指導謝金　**,***円×**人　***,***円 ★出演・指導謝金は団体構成員には支払えません。 〔旅費〕 出演者交通費　東京～〇〇町 **,***円×**人　***,***円 出演者宿泊費 *,***円×**人×**泊　**,***円	***
	設営・舞台費	〔使用料及び賃借料〕 会場使用料　**,***円×**日　***,***円 〔設営費〕 会場設営・撤去費　***,***円 〔舞台費〕 照明・音響費　***,***円	***
	資料等作成・購入費	〔委託費〕 修理費 衣装　*,***円×**着　**,***円 太鼓　*,***円×**個　**,***円 〔印刷費〕 チラシ　@**×***枚　**,***円 〔記録費〕 録画費　**,***円	***
	保全・補修費	（歴史的集落･町並み･文化的景観保存活用活動のみ）	
	通信・宣伝費等	〔通信費〕 案内状送付料　@*×**通　**,***円 〔宣伝費〕 新聞広告費　**, ,***円×**社　***,***円 ★宣伝広告費については、助成対象活動の規模や入場料等を勘案の上、計上してください。	***
小計（A）			*,***
助成対象外経費(B)		★37 ページの助成対象経費区分表の「記入できる経費」のうち、「助成対象外経費」にある経費を計上してください。	
総額（A）＋（B）			*,***

整理番号	（　記入不要　）

④交付を受けようとする助成金の要望額

★助成対象経費（A）の２分の１以内、かつ自己負担金（ロ）の範囲内の金額を記入してください。

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成してください。

***千円

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

⑤団体概要（平成２２年１１月現在）

（ふりがな） 団体名	人形浄瑠璃〇〇座保存会	代表者職名・氏名	会長 〇 〇 〇 〇	団体コード **記入不要**
住　所	〒***－**** 〇〇県〇〇市〇〇	電　話	****－**－****	
		ホームページアドレス	http://〇〇.〇〇. ｊｐ	
団体設立年月	年　月	法人設立年月	年　月　（主務官庁名：　）	

組　織	役職員・団体構成員及び加入条件等 **★主な役員等について、氏名、肩書きを記入してください。** 会　長　〇〇〇〇　〇〇商店経営 副会長　〇〇〇〇　（株）〇〇会社 企画担当　〇〇〇〇　元〇〇町教育委員会 〃　〇〇〇〇　主婦 会　計　〇〇〇〇　〇〇銀行営業係長 監　事　〇〇〇〇　〇〇高等学校教諭	〔団体構成員〕 団体会員：〇〇団体（計**人） 個人会員：**人 〔加入条件〕 〇〇座の保存継承活動に関心のある個人又は団体で総会において入会を認められた者 **★地方公共団体の場合は、団体構成員及び加入条件は記入不要**
沿　革	昭和**年**月　〇〇市〇〇地区住民により、「〇〇座」を設立、活動開始 平成**年**月　団体名を「人形浄瑠璃〇〇座保存会」に名称変更 平成**年**月　〇〇市無形民俗文化財に指定	助成金受入方法 **★地方公共団体のみ記入してください。** **★当基金の助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。** （例）補正予算で助成金見合額を支出予算に増額する。

⑥事業の内容状況（過年度に実施した事業の内容を記入してください。）

年度	活動内容	特徴・成果・意義・目標	支出	基金助成額	その他助成額
★活動が単年度のみにとどまらない継続性をもつ場合には、その全体を記入してください。 ★ただし、当基金の助成金は毎年度の審査採択であり、継続活動であっても次年度以降の採択を約束するものではないことにご留意ください。			千円	千円	千円
**	人形の復元	首（かしら）のみ伝わっていた人形の復元・製作を行い、その人形を遣って公演を行った。	***		***
**	公演活動	**月**日　公民館において公演を実施した。 演目　「〇〇〇〇〇」「〇〇〇〇〇〇〇」	***	***	***

（過去の助成による効果）　**★要望事業が過去に当基金の助成を受けた場合のみ、ご記入ください。**

□過去３年間に１回以上助成を受けている　□３年以上継続で助成を受けている

★どのような助成の効果があったのかを必ず記入してください。

年度	活動予定	特徴・意義・目標	支出予定
		（今後の事業計画を記入してください。）	千円
**	県内の団体との交流	県内の人形浄瑠璃保存会と共に、地域の核となる会館での大会を計画中。	*,***

※定款若しくは寄付行為又はこれに類する規約等を添付してください。　整理番号　（　**記入不要**　）

※実行委員会形式で応募する場合は、３枚目に中核団体、４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。

※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

【伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動】

１　趣　旨

伝統工芸技術・文化財保存技術の保存・伝承や伝統工芸技術の復元等、我が国の文化財の保存伝承等に資する活動を支援します。

２　助成の対象となる者

伝統工芸技術・文化財保存技術に係る保存伝承等の活動を行うことを主たる目的とし、助成の対象となる活動についての実績を有する団体で、次のいずれかに該当するものとします。

（１）特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
（２）特定非営利活動法人
（３）法人格を有しないが、以下の要件をすべて充たしている団体
　　ア　定款、寄付行為に類する規約等を有すること
　　イ　団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
　　ウ　自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
　　エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること
　　オ　団体としての活動の実績が１年以上の期間を有すること

※
特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

３　対象となる活動

助成の対象となる者が日本国内において自らが行う、次に掲げる活動を対象とします。

（１）伝統工芸技術及び文化財保存技術（いずれも国指定・選定を除く）の保存伝承活動
（２）衰退した伝統工芸技術の史実に基づいた復元活動
（３）伝統工芸技術・文化財保存技術の公開活用活動
（４）伝統工芸技術及び文化財保存技術の記録作成（録音・映像等の記録）による保存活用活動

（注）（４）については、現状のままでの伝承保存が難しい伝統工芸技術及び文化財保存技術を記録により保存し、後世に引き継ぐ活動で、記録媒体の作成後、一般に公開するなどの活用することを前提とします。また既存の記録(アナログ形式等の記録)からデジタル形式の保存方法に変換することも可とします。

４　要望書に記入できる経費（助成対象経費、助成対象外経費）及び要望書に記入できない経費

要望書の収支予算積算内訳の作成にあたっては、助成対象活動の実施に要する直接的な経費について、４３ページの**助成対象経費区分表**を参考に「助成対象経費」と「助成対象外経費」に区分して記入してください。

特に団体運営のための経常的経費や活動に関連して開催するパーティー経費、その他「要望書に記入できない経費」としている経費（項目）については、この助成の対象とはしておりませんので、要望書には記入しないでください。

５　そのほかの留意事項

（１）要望書の記入にあたっては、募集概要（１～７ページ）を必ずお読みください。応募時にご提出いただく要望書は、審査に直接使用する重要な書類です。ワープロ等による記入を推奨しておりますが、やむを得ず手書きで作成される場合は明瞭にお書きください。また、活動の目的、意義、助成の効果、その他の事項についても、省略することなく、簡潔、明瞭にお書きください。

（２）複数の団体によって構成される、いわゆる**実行委員会等の形式**で応募する場合は、応募時点で実行委員会等が発足していることが必要です。また、構成団体のうち、財政負担とともに、中核となって活動を行う団体が中核団体となり、責任をもって要望書を提出する必要があります。中核団体は、「**２　助成の対象となる者**」の（１）～（３）のいずれかに該当し、また、実行委員会等も「**２　助成の対象となる者**」の（３）のア～エの要件を充たす必要があります。

※　このことから実行委員会等と中核団体の両方の規約を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、中核団体は、募集概要の(９)(２ページ)を遵守し、今後の活動の内容及び会計に関する責を負うことになりますので、十分了知願います。

（３）上記の「３　助成の対象となる活動」のうち、（１）（２）及び（４）の活動については、参考となる写真、資料等があれば添付してください。

（４）要望書は記入例を参考に１～３枚目まで作成してください。実行委員会等の形式で応募する場合は、２８ページのアマチュア等の文化団体の記入例を参考に４枚目も作成してください。

助成対象経費区分表：伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動

◇記入できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項　目	細　目	内　　訳
助成対象経費	謝金・旅費	謝　　金	調査謝金、講師謝金、原稿執筆謝金、編集謝金、 会場整理謝金、託児謝金、 駐車場整理謝金(特に必要な場合に限る)、 医師・看護師謝金（特に必要な場合に限る）
		旅　　費	交通費、宿泊費
	設営・舞台費	使用料及び賃借料	会場使用料及び付帯設備使用料、器具等借料
		設 営 費	会場設営費、展示工作・撤去費
	資料等作成・購入費	委 託 費	調査委託費、記録媒体作成・編集費
		資 料 等 購 入 費	道具等購入費（特に必要と認められる場合に限る）
		原 料 費	原材料費、資材費
		印 刷 費	プログラム印刷費、報告書印刷費、資料印刷費、 チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、 アンケート用紙印刷費
		当該活動の記 録 費	録画費、写真費 ※当該活動の成果として記録するものに限る
	通信・宣伝費等	通信運搬費	案内状送付料、道具運搬費
		宣 伝 費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り）、入場券販売手数料、 立看板費
助成対象外経費	○研修手当（伝承者養成の活動で特に必要と認められる場合に限る） ○催事（イベント）保険料 ○公募展に係る審査経費（審査謝金・審査員旅費）及び賞金・賞品代（参加賞除く） ○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金)　　等		

◇記入できない経費

○備品類の購入等に係る経費の類：事務機器・什器の購入経費　等
○事務所運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、ホームページ作成及び運用費、事務所維持等の人件費（職員給与等）　等
○会議費・接待費の類：接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティ経費及び会食・弁当類の飲食に関する経費、取材・企画・制作等の会議（打ち合わせ）に関する経費　等
○その他の経費の類：礼状送付通信費、記念品代、個人への支給品代、ガソリン代　等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

（注１）この表に該当しない経費については、別途振興会にお問い合わせください。

様式第１号（第３条関係）

平成２３年度　芸術文化振興基金
助　成　金　交　付　要　望　書

第　　号
平成**年**月**日

独立行政法人　日本芸術文化振興会理事長　殿

住　　所　〒***－****　○○県○○市○○
団体名(主催団体)　○○技術保存研究会
代表者職・氏名　会長　○　○　○　○　　印

下記の活動を行いたいので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第３条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。
★該当する分野を○で囲んでください。

記

活動区分	1．歴史的集落･町並み、文化的景観保存活用活動　　2．民俗文化財の保存活用活動 ③ 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動		
(ふりがな)	**★具体的な名称を記入してください。**		
① 活 動 名	○○技術保存伝承活動		
② 活動の目的及び内容	(趣旨･目的) **★活動を行う目的、意義、助成による効果等を簡潔に記入してください。**		
	(実施時期) 平成**年**月**日～**月**日 平成**年**月**日～**月**日	(実施場所) ○○工房 ○○市文化会館	(実施回数) **回 **回
	(実施内容) **★当該活動の実施内容を具体的かつ詳細に記入してください。** ①○○の復元 作成機を改良し、○○を復元する。 ②ビデオ・報告書の作成 後世に○○を伝えるため、ビデオ・写真図版及び参考資料で構成する報告書を作成する。 ③後継者育成研修会の開催 後継者育成のため、○○研修会を開催する。 **★研修会の場合、研修日時・研修場所・研修科目・講師氏名を記入してください。**		
	(特記事項) **★応募活動の特色を簡潔に記入してください。** **★都道府県・市町村の指定がある場合は、その指定名称および指定年月日を記入してください。**		
	(民俗文化財の保存活用活動のみ○を記入) 1．民俗文化財の公開　2．民俗文化財の広域的な交流　3．民俗文化財の復活・復元による伝承　4．民俗文化財の記録作成による保存活用		
共催者名・後援者名・協賛者名等とその役割	(後援)○○町教育委員会（名義使用申請中） (協賛)○○株式会社（協賛金拠出）　**★具体的な役割を（　）書きで記入してください。**		
担当者連絡先	関係書類送付先住所　〒***－**** ○○県○○市○○ ○○技術保存研究会 氏　名（ふりがな） ○　○　○　○	所　　属 ○○○○ 電話番号　****－**－**** （時間外連絡先　****－**－****　） FAX 番号　****－**－**** E-mail アドレス　○○@○○．ｊｐ	
		整理番号	（　**記入不要**　）

※記入に当たっては、募集案内の「記入例」を参照してください。
※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

記入例（伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動）

③ 収支予算積算内訳　　★「内訳」の金額は円単位,「予算額」の金額は千円単位として、千円未満は切り捨てとする。

団体名	○○技術保存研究会

（収入）

	内訳	予算額
入場料収入		千円
その他の収入	〔共催者負担金〕	
	〔補助金・助成金〕 ○○県補助金　***, ***円	***
	〔寄付金･協賛金〕	
	〔プログラム・図録等売上収入〕	
	〔参加費〕 参加料　*,***円×**人　***,***円	***
	〔広告料･その他収入〕	
小計（イ）		***
自己負担金(ロ)	会費　*,***円×**人 ***,***円 ★資金の調達方法を必ず記入してください。	*,***
総額（イ）＋（ロ）		*,***

（支出）

項目		内訳	予算額
助成対象経費	謝金・旅費	〔謝金〕 講師謝金　**,***円×*人×*日 ***, ***円 〔旅費〕 講師交通費　東京～○○町 **,***円×*人　***, ***円 講師宿泊費　*,***円×*人×**泊 **,***円	千円 ***
	設営・舞台費	〔使用料及び賃借料〕 会場使用料　**,***円×*日　***, ***円	***
	資料等作成・購入費	〔原料費〕 材料費　**,***円 〔印刷費〕 報告書印刷費　@***×*,*** ***,***円 〔記録費〕 録画費　**,***円	***
	保全・補修費	(歴史的集落･町並み･文化的景観保存活用活動のみ)	
	通信・宣伝費等	〔通信費〕 案内状送付料　@**×***　**,***円	**
小計（A）			*,***
助成対象外経費(B)		**★43 ページの助成対象経費区分表の「記入できる経費」のうち、「助成対象外経費」にある経費を計上してください。**	
総額（A）＋（B）			*,***

整理番号	（　記入不要　）

④交付を受けようとする助成金の要望額

★助成対象経費（A）の範囲内、かつ自己負担金（ロ）の範囲内の金額を記入してください。

*,***千円

★収入の総額と支出の総額を一致させてください。

※A４サイズ１枚におさまるように作成してください。

⑤団体概要（平成２２年１１月現在）

（ふりがな） 団体名	○○技術保存研究会	代表者職名・氏名	会長 ○ ○ ○ ○	団体コード **記入不要**
住　所	〒***－**** ○○県○○市○○	電　話	****－**－****	
		ホームページアドレス	http://○○.○○. ｊｐ	
団体設立年月	年　月	法人設立年月	年　月　（主務官庁名：　）	

組　織	役職員・団体構成員及び加入条件等 **★主な役員等について、氏名、肩書きを記入してください。** 会　長　○○○○　○○大学名誉教授 副会長　○○○○　○○染織作家 企画担当　○○○○　○○大学工学部教授 〃　○○○○　○○商店経営 会　計　○○○○　主婦 監　事　○○○○　○○銀行営業係長	〔団体構成員〕 団体会員：○○団体（計**人） 個人会員：**人 〔加入条件〕 ○○の復元に相当の関心を持つもので総会において入会を認められた者	
沿　革	昭和**年**月　○○町住民により○○の会を設立し活動を開始 平成**年**月　団体名を「○○技術保存研究会」に名称変更 平成**年**月　○○町指定文化財に指定	助成金受入方法	**★当基金の助成金を当該活動の予算増等に反映させる手法を具体的に記入してください。** （例）会場使用料・講師謝金・講師旅費に充当する。

⑥事業の内容状況（過年度に実施した事業の内容を記入してください。）

年度	活動内容	特徴・成果・意義・目標	支出	基金助成額	その他助成額
★活動が単年度のみにとどまらない継続性をもつ場合には、その全体を記入してください。 ★ただし、当基金の助成金は毎年度の審査採択であり、継続活動であっても次年度以降の採択を約束するものではないことにご留意ください。			千円	千円	千円
**	原品調査の研究	唯一、○○に残存していた○○の分析調査を○○氏に依頼し、原材料は○○であることを特定した。また、その生産地である○○において現地調査を行い、復元にあたっては、作成機の復元が必要であることが明らかになった。	***		***
**	作成機の復元調査 作成機の復元	○○の復元に向けた研究会を開催した。さらに、関連資料をもとに調査した結果、作成機の仕様が明らかになった。○○氏の指導により、作成機の試作品を完成させた。	***	***	***

（過去の助成による効果）　**★要望事業が過去に当基金の助成を受けた場合のみ、ご記入ください。**

□過去３年間に１回以上助成を受けている　　□３年以上継続で助成を受けている

★どのような助成の効果があったのかを必ず記入してください。

年度	活動予定	特徴・意義・目標	支出予定
**	○○の復元・伝承	（今後の事業計画を記入してください。） 復元された作成機を用いて、○○技法と○○技法の技術比較を行い、作成機を改良して今後は原品同様の品質の実現を目指す。 復元した○○について、そこで発見、修得した技法、作成機の仕様などをまとめて、ビデオ・報告書に作成する。今後は後世に伝えるため後継者の養成を行っていく。	千円 *,***

※定款若しくは寄付行為又はこれに類する規約等を添付してください。　　整理番号　（　**記入不要**　）

※実行委員会形式で応募する場合は、３枚目に中核団体、４枚目に実行委員会についての概要を記入してください。

※**Ａ４サイズ１枚**におさまるように作成してください。

資料１

芸術文化振興基金助成金交付要綱

平　成　１　５　年　１　０　月　１　日
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

（趣旨）
第１条　この要綱は，独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書第５条の規定に基づき，芸術その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を適正に実施するため，芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか，必要な事項を定める。

（助成の対象となる活動，経費等）
第２条　助成の対象となる活動は，別表のとおりとする。
２　助成の対象となる活動の実施期間は，毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
３　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は，別に定める。

（助成金交付要望書の提出）
第３条　助成金の交付を受けようとする者は，あらかじめ，助成金交付要望書（様式第１号）を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に，理事長に提出するものとする。

（助成対象活動の内定及び通知）
第４条　理事長は，前条の規定による助成金交付要望書を受理したときは，芸術文化振興基金運営委員会の議を経て，助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定し，助成金交付内定通知書（様式第２号）により，助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

（交付要望の取下げ）
第５条　前条の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は，当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは，交付の内定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第３号）により要望を取り下げることができる。
２　前項にかかわらず，内定者の自己都合により取り下げる場合は，その原因となる事実発生後，助成金交付要望取下げ書により速やかに行わなければならない。

（事情変更による内定の取消し等）
第６条　理事長は助成金の交付内定をした場合において，天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により，助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき，又は，内定者が助成対象活動を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるときを除く。）は，助成金の交付内定の全部若しくは一部を取消し，又は，その内定の内容を変更することができるものとする。ただし，助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については，この限りではない。
２　理事長は，前項により取消し又は変更をした場合は，その取消し又は変更の内容を内定者に通知するものとする。

（交付申請書の提出）
第７条　内定者は，第４条の規定による通知に係る助成金の交付内定の内容及びこれに附された条件を受諾した場合には，助成金交付申請書（様式第４号）を理事長が定める期日までに，理事長に提出しなければならない。
２　理事長は，前項に定める期日までに，助成金交付申請書の提出又は助成金交付要望の取下げがない場合には，第４条の規定による助成金の交付内定を取り消すことができるものとする。
３　理事長は，前項の規定による取消しをした場合には，助成金交付内定取消し通知書（様式第５号）により，内定者に通知するものとする。

（交付の決定及び通知）
第８条　理事長は，前条第１項の規定による助成金交付申請書を受理したときは，その内容を審査のうえ，助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし，助成金交付決定通知書（様式第６号）により，助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

２　理事長は，前項の場合において，適正な交付を行うため必要があると認めたときは，助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。
３　理事長は，次の各号に該当すると認めたときは，第４条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
(1)　助成金の交付の要望，申請について不正の事実があった場合
(2)　助成対象活動の遂行が，助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に　違反していると認められる場合
(3)　その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
４　前項の規定による処分をした場合については，第７条第３項の規定を準用する。

（交付の条件）
第９条　理事長は，助成金の交付内定又は決定をする場合において，助成金の交付の目的を達成するために必要なときは，交付の条件を附すことができるものとする。

（交付申請の取下げ）
第10条　第８条第１項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は，当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは，交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第７号）により申請を取り下げることができる。
２　前項にかかわらず，助成対象者の自己都合により取り下げる場合は，その原因となる事実発生後，助成金交付申請取下げ書により速やかに行わなければならない。
３　前２項の規定による申請の取下げがあった場合は，既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）
第11条　理事長は助成金の交付決定をした場合において，天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により，助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき，又は，助成対象者が助成対象活動を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責に帰すべき事情によるときを除く）は，助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し，又は，その決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし，助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については，この限りではない。
２　理事長は，前項により取消し又は変更をした場合は，その取消し又は変更の内容を助成対象者に通知するものとする。

（計画の変更の承認）
第12条　助成対象者は，助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には，あらかじめ，助成対象活動計画変更承認申請書（様式第８号）を理事長に提出し，その承認を受けなければならない。
２　理事長は，前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において，これを審査し，変更を承認することを決定したときは，助成対象活動計画変更承認通知書（様式第９号）により，助成対象者に通知するものとする。
３　理事長は，前項の場合において，助成金の額を変更する必要があると認めるときは，その額を変更して交付決定をすることができる。

（助成対象活動の中止又は廃止の承認）
第13条　助成対象者は，助成対象活動を中止し，又は廃止しようとする場合には，あらかじめ，助成対象活動中止・廃止承認申請書（様式第10号）を理事長に提出し，その承認を受けなければならない。
２　理事長は，前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において，これを審査し，中止又は廃止を承認することを決定したときは，助成対象活動中止・廃止承認通知書（様式第 11号）により，助成対象者に通知するものとする。

（助成金の支払申請書の提出）
第14条　助成対象者が，助成金の支払いを申請する場合には，助成金支払申請書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

（助成対象活動実績報告書の提出）
第15条　助成対象者は，助成対象活動が完了したとき（助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。）は，助成対象活動実績報告書（様式第13号）を理事長が定める期日までに，理事長に提出しなければな

らない。
2　理事長は，前項に定める期日までに，助成対象活動実績報告書の提出又は助成金交付申請の取下げがない場合には，第８条の規定による助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。
3　理事長は，前項の規定による取消しをした場合には，助成金交付決定取消し通知書（様式第14号）により，助成対象者に通知するものとする。

（助成金の額の確定及び通知）
第16条　理事長は，前条の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において，これを審査し，当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは，交付すべき助成金の額を確定し，助成金の額の確定通知書（様式第15号）により，助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）
第17条　理事長は，次の各号に該当する場合は，第８条第１項の規定による助成金の交付決定（第12条第２項の規定による変更の交付決定を含む。）の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
(1)　助成金の交付の要望，申請，計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
(2)　助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
(3)　助成対象活動の遂行が，助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
(4)　助成対象者が，第21条に規定する調査等を正当な理由なく拒み，妨げ又は忌避した場合
(5)　その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
2　前項の規定は，助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
3　前２項の規定による処分をした場合については，第15条第３項の規定を準用する。

（助成金の返還）
第18条　理事長は，交付決定の取消しをした場合及び第10条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において，当該取消し等に係る部分に関し，既に助成金が交付されているときは，期限を定めて，当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
2　第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において，既に額の確定額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

（加算金及び延滞金）
第19条　助成対象者は，助成金の返還を命ぜられたときは，その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ，返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。
2　前条の規定による助成金の返還期限は，返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは，助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。
3　理事長は，前２項の場合において，やむを得ない事情があると認めるときは，助成対象者の申請に基づき，当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（経理等）
第20条　助成対象者は，当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。
2　助成対象者は，助成金交付に関する一連の通知，帳簿，関係書類及び領収書等の証拠書類等を，助成金の交付を受けた年度の終了後５年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（調査等）
第21条　理事長は，助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは，助成対象者に対し報告をさせ，又は振興会職員にその事務所等に立ち入り，帳簿書類等を調査させ，若しくは関係者に対し質問させることができる。
2　理事長は，前項の規定による調査等により，当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは，助成対象者に対し，これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
3　助成対象者は，前項の規定による指示を受けたときは，これを誠実に遵守しなければならない。

（その他）
第22条　この要綱に定めるもののほか，助成金の交付に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
（適用期日）
第１条　この要綱は，平成15年10月１日から適用する。
（経過規定）
第２条　この要綱の適用の際，廃止前の芸術文化振興基金助成金交付要綱（平成２年日本芸術文化振興会規程第292号）の規定に基づく様式により使用されている書類については，当分の間，この要綱の相当規定に基づく様式によるものとみなす。

附　則
（適用期日）
第１条　この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

別表　助成の対象となる活動

１　芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
（１）現代舞台芸術の公演，伝統芸能の公開その他の活動
（２）美術の展示，映像芸術の創造その他の活動

２　地域の文化の振興を目的として行う活動
（１）文化会館，美術館その他の地域の文化施設において行う公演，展示その他の活動
（２）伝統的建造物群，遺跡，民俗芸能その他の文化財を保存し，又は活用する活動

３　文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
（１）アマチュア，青少年等の文化団体が行う公演，展示その他の活動
（２）文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元，伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則

平　成　１　５　年　１　０　月　１　日
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

（通則）
第１条　芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び芸術文化振興基金助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

（助成金交付申請書の提出期限）
第２条　交付要綱第７条第１項に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」という。）が定める助成金交付申請書の提出期日は、交付要綱第４条に規定する助成金交付内定通知を行った日から３か月以内とする。

（交付決定の条件）
第３条　交付要綱第９条の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。
(1)　助成対象活動の実施に関する一切の責任を助成対象者が負うこと。
(2)　助成金を助成対象活動以外の用途に使用してはならないこと。
(3)　助成対象活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
(4)　助成対象活動に係る収入及び支出（予算及び決算）を明らかにするとともに、助成金の収入・支出に関する帳簿及び関係書類を、助成金の交付を受けた年度の終了後５年間保存すること。
(5)　助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産及び助成対象活動により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
(6)　前号に掲げる財産につき、理事長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額を独立行政法人日本芸術文化振興会に納付すること。
(7)　助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
(8)　助成金の預金利子及び不用材等の売払代等、助成対象活動の遂行により生ずる収入金は、助成対象活動の経費に充当すること。
２　理事長は、交付要綱第８条第１項の規定に基づく助成金の交付決定に際し、前項の条件を附して通知するものとする。

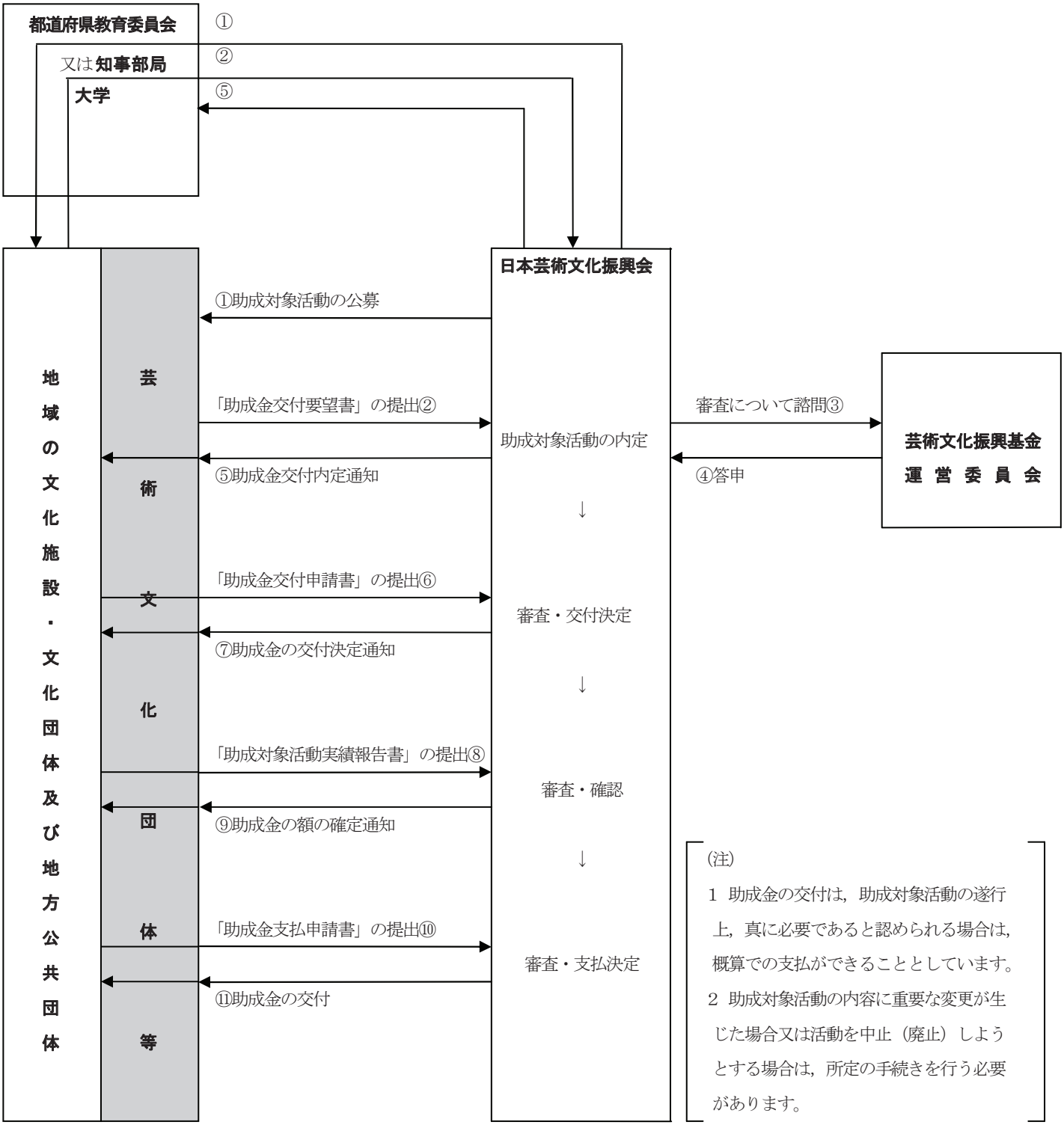
（計画の軽微な変更）
第４条　交付要綱第１２条第１項に規定する理事長の承認を必要としない助成対象活動の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。
(1)　交付要綱第７条第１項に規定する助成金交付申請時における助成対象経費総額の２０％を超えない額の変更（２０％を超える金額の変更であっても、その金額が１０万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合
(2)　助成対象活動の目的及び助成金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合

（実績報告書の提出期限）
第５条 交付要綱第１５条第１項に規定する理事長が定める助成対象活動実績報告書の提出期日は、助成対象活動の完了の日（助成対象活動の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から１か月以内又は翌年度４月１０日のいずれか早い日とする。

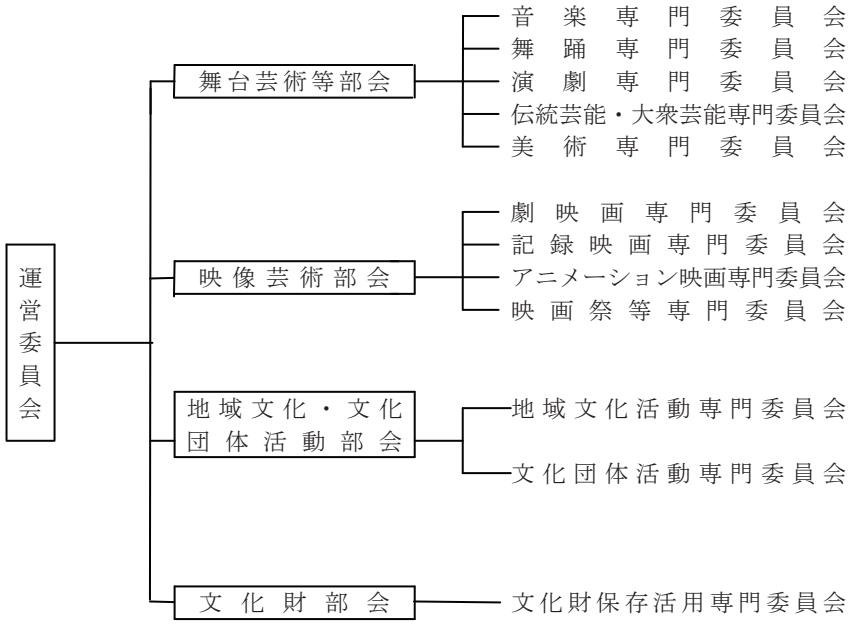
附則
この取扱細則は、平成１５年１０月１日から施行する。

資料３

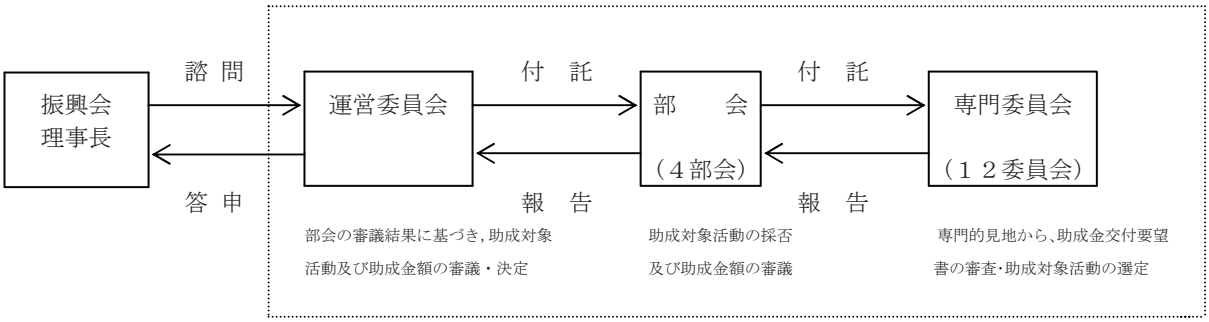
助成金交付の事務手続き



芸術文化振興基金運営委員会組織図



助成金交付に関する審査の仕組み



応募のあった活動については,振興会理事長から運営委員会へ助成対象活動の採択について諮問を行います。これを受けて運営委員会から部会へ，さらに専門委員会へと順次調査審議の付託が行われます。

専門委員会の審査は，各専門委員会ごとに審査の方法等について定め，各専門委員会に付託された助成金交付要望書について，各専門委員が行う事前審査の結果をもとに，専門的見地から合議により行われ，助成対象活動の選定が行われます。

審査に当たっては,「芸術文化振興基金助成金交付の基本方針」及び募集案内の趣旨に基づき，助成金交付要望書の内容に即して，活動の目的・内容の的確性・実現性，助成の緊要度，各分野の特性に応じて総合的に判断されます。

専門委員会での審査結果をもとに,各部会では採択すべき助成対象活動及び助成金額について審議が行われ,この結果が運営委員会に報告されます。

これを受けて運営委員会では慎重な審議が行われ，当該年度の助成対象活動と助成金の額が決定され，振興会理事長に答申されます。

芸術文化振興基金助成金交付の基本方針

芸術文化振興基金（以下「基金」という。）による助成は、以下のような基本方針により行うものとする。

１．基金による助成は，芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他文化に関する団体が行う文化の振興及び普及を図るための活動を対象とする。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。

対象となる者は、芸術家及び芸術・文化に係る活動を行う団体とし、一定の要件を充たすものについて広く対象とする。

２．基金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、予算の範囲内で、芸術文化活動に要する経費に対し、定額の助成金を交付する。

助成金の交付を通じ、芸術文化団体等の芸術文化活動の充実・活性化や自助努力の助長など適切な助成効果が得られるよう配慮するものとする。ただし、芸術文化団体等の自主性については、十分尊重されなければならない。

３．基金による助成は、多様な芸術文化活動を対象に幅広く行う必要があるが、次のような活動に対して適切に配慮する。

（１）優れた芸術文化活動で、かつ、その性格上採算の望めない活動

（２）芸術文化の新たな局面を切り開く先駆的・実験的な創造活動

（３）優れた実績や豊かな将来性を有するが財政的基盤が十分でない芸術文化団体等の創造・普及活動

（４）次代を担うことが期待される芸術家等の芸術文化活動

（５）地域の文化振興や文化財の保存・活用に関し、寄与が大きいと認められる活動

４．基金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等の事業と共同し、又は分担するなど連携を図りつつ効果的に実施する。

その際、基金の助成は、同一の芸術文化活動に対して文化庁の助成と重複して行わないこととする。

（以下省略）

資料５

独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）

平成１４年１２月１３日法律第１６３号

（振興会の目的）

第３条　独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は，芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い，あわせて，我が国古来の伝統的な芸能（第１４条第１項において「伝統芸能」という。）の公開，伝承者の養成，調査研究等を行い，その保存及び振興を図るとともに，我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演，実演家等の研修，調査研究等を行い，その振興及び普及を図り，もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第１４条　振興会は，第三条の目的を達成するため，次の業務を行う。

１　次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ　芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演，展示等の活動

ロ　文化施設において行う公演，展示等の活動又は文化財を保存し，若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか，文化に関する団体が行う公演及び展示，文化財である工芸技術の伝承者の養成，文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第１７条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は，第十四条第一項第一号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において，同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と，「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と，同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項，第七条第二項，第十九条第一項及び第二項，第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と，同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

資料６

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

昭和３０年８月２７日法律第１７９号

第１章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は，補助金等の交付の申請，決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより，補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「補助金等」とは，国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一　補助金

二　負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三　利子補給金

四　その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

２　この法律において「補助事業等」とは，補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

３　この法律において「補助事業者等」とは，補助事業等を行う者をいう。

４　この法律において「間接補助金等」とは，次に掲げるものをいう。

一　国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で，補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし，かつ，当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二　利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が，その交付の目的に従い，利子を軽減して融通する資金

５　この法律において「間接補助事業等」とは，前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

６　この法律において「間接補助事業者等」とは，間接補助事業等を行う者をいう。

７　この法律において「各省各庁」とは，財政法（昭和２２年法律第３４号）第２１条に規定する各省各庁をいい，「各省各庁の長」とは，同法第２０条第２項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第３条　各省各庁の長は，その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては，補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し，補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

２　補助事業者等及び間接補助事業者等は，補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し，法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第４条　補助金等に関しては，他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか，この法律の定めるところによる。

第２章　補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第５条　補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は，政令で定めるところにより，補助事業等の目的及び内容，補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え，各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第６条　各省各庁の長は，補助金等の交付の申請があつたときは，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか，補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか，金額の算定に誤がないかどうか等を調査し，補助金等を交付すべきものと認めたときは，すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

２　各省各庁の長は，補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は，併せて，当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め，かつ，これを公表するよう努めなければならない。

３　各省各庁の長は，第１項の場合において，適正な交付を行うため必要があるときは，補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすること　ができる。

４　前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては，その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第７条　各省各庁の長は，補助金等の交付の決定をする場合において，法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは，次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一　補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては，各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二　補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三　補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては，各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四　補助事業等を中止し，又は廃止する場合においては，各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五　補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては，すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

２　各省各庁の長は，補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては，当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り，その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

３　前２項の規定は，これらの規定に定める条件のほか，各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

４　補助金等の交付の決定に附する条件は，公正なものでなければならず，いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第８条　各省各庁の長は，補助金等の交付の決定をしたときは，すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　補助金等の交付の申請をした者は，前条の規定による通知を受領した場合において，当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは，各省各庁の長の定める期日までに，申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあつたときは，当該申請に係る補助金等の交付の決定は，なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

第１０条　各省各庁の長は，補助金等の交付の決定をした場合において，その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは，補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し，又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし，補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については，この限りでない。

２　各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は，天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

３　各省各庁の長は，第１項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては，政令で定めるところにより，補助金等を交付するものとする。
４　第８条の規定は，第１項の処分をした場合について準用する。

第３章　補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）
第１１条　補助事業者等は，法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い，善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず，いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては，その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより，補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。
２　間接補助事業者等は，法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い，善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず，いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第２条第４項第一号の給付金にあつては，その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい，同項第二号の資金にあつては，その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）
第１２条　補助事業者等は，各省各庁の長の定めるところにより，補助事業等の遂行の状況に関し，各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）
第１３条　各省各庁の長は，補助事業者等が提出する報告等により，その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは，その者に対し，これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
２　各省各庁の長は，補助事業者等が前項の命令に違反したときは，その者に対し，当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）
第１４条　補助事業者等は，各省各庁の長の定めるところにより，補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は，補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も，また同様とする。

（補助金等の額の確定等）
第１５条　各省各庁の長は，補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては，報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは，交付すべき補助金等の額を確定し，当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）
第１６条　各省各庁の長は，補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において，その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは，当該補助事業等につき，これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる
２　第１４条の規定は，前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第４章　補助金等の返還等

（決定の取消）
第１７条　各省各庁の長は，補助事業者等が，補助金等の他の用途への使用をし，その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは，補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　各省各庁の長は，間接補助事業者等が，間接補助金等の他の用途への使用をし，その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは，補助事業者等に対し，当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
３　前２項の規定は，補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
４　第８条の規定は，第１項又は第２項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）
第１８条　各省各庁の長は，補助金等の交付の決定を取り消した場合において，補助事業等の当該取消に係る部分に関し，すでに補助金等が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命じなければならない。
２　各省各庁の長は，補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において，すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命じなければならない。
３　各省各庁の長は，第１項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第２項の規定によるものである場合において，やむを得ない事情があると認めるときは，政令で定めるところにより，返還の期限を延長し，又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（加算金及び延滞金）
第１９条　補助事業者等は，第１７条第１項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し，補助金等の返還を命ぜられたときは，政令で定めるところにより，その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ，当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
２　補助事業者等は，補助金等の返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかつたときは，政令で定めるところにより，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
３　各省各庁の長は，前２項の場合において，やむを得ない事情があると認めるときは，政令で定めるところにより，加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）
第２０条　各省各庁の長は，補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ，当該補助金等，加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において，その者に対して，同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは，相当の限度においてその交付を一時停止し，又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（徴収）
第２１条　各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は，国税滞納処分の例により，徴収することができる。
２　前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は，国税及び地方税に次ぐものとする

第５章　雑則

（理由の提示）
第２１条の２　各省各庁の長は，補助金等の交付の決定の取消し，補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは，当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

（財産の処分の制限）
第２２条　補助事業者等は，補助事業等により取得し，又は効用の増加した政令で定める財産を，各省各庁の長の承認を受けないで，補助金等の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供してはならない。ただし，政令で定める場合は，この限りでない。

（立入検査等）
第２３条　各省各庁の長は，補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは，補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ，又は当該職員にその事務所，事業場等に立ち入り，帳簿書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の職員は，その身分を示す証票を携帯し，関係者の要求があるときは，これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（不当干渉等の防止）
第２４条　補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は，当該事務を不当に遅延させ，又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

（行政手続法の適用除外）
第２４条の２　補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については，行政手続法（平成５年法律第８８号）第２章及び第３章の規定は，適用しない。

（不服の申出）
第２５条　補助金等の交付の決定，補助金等の交付の決定の取消，補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和２５年法律第２１８号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は，政令で定めるところにより，各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。
２　各省各庁の長は，前項の規定による不服の申出があつたときは，不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上，必要な措置をとり，その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない
３　前項の措置に不服のある者は，内閣に対して意見を申し出ることができる。

（事務の実施）
第２６条　各省各庁の長は，政令で定めるところにより，補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。
２　国は，政令で定めるところにより，補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
３　前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第９項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）
第２６条の２　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については，行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第百５１号）第３条及び第４条の規定は，適用しない。

（電磁的記録による作成）
第２６条の３　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書，書類その他文字，図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については，当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第１項において同じ。）の作成をもつて，当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において，当該電磁的記録は，当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）
第２６条の４　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については，当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には，電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。
２　前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは，当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（適用除外）
第２７条　他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては，政令で定めるところにより，この法律の一部を適用しないことができる。

（政令への委任）
第２８条　この法律に定めるもののほか，この法律の施行に関し必要な事項は，政令で定める。

第６章　罰則

第２９条　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け，又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は，５年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。
２　前項の場合において，情を知つて交付又は融通をした者も，また同項と同様とする。

第３０条　第１１条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は，３年以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

第３１条　次の各号の一に該当する者は，３万円以下の罰金に処する。
一　第１３条第２項の規定による命令に違反した者
二　法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
三　第２３条の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して答弁せず，若しくは虚偽の答弁をした者

第３２条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前３条の違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。
２　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては，その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか，法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第３３条　前条の規定は，国又は地方公共団体には，適用しない。
２　国又は地方公共団体において第２９条から第３１条までの違反行為があつたときは，その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し，各本条の刑を科する。

附　則　抄

１　この法律は，公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。ただし，昭和２９年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては，適用しない。
２　この法律の施行前に補助金等が交付され，又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては，政令でこの法律の特例を設けることができる。

資料７

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

昭和３０年９月２６日政令第２５５号

（補助金等の交付の申請の手続）
第３条　法第５条の申請書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　申請者の氏名又は名称及び住所
二　補助事業等の目的及び内容
三　補助事業等の経費の配分，経費の使用方法，補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
四　交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
五　その他各省各庁の長（新東京国際空港公団又は地域振興整備公団の補助金等に関してはその総裁，農畜産業振興事業団，新エネルギー・産業技術総合開発機構，日本中央競馬会又は運輸施設整備事業団の補助金等に関してはこれらの理事長とする。以下同じ。）が定める事項
２　前項の申請書には，次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
一　申請者の営む主な事業
二　申請者の資産及び負債に関する事項
三　補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者，負担額及び負担方法
四　補助事業等の効果
五　補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
六　その他各省各庁の長が定める事項
３　第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は，各省各庁の長の定めるところにより，省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）
第４条　各省各庁の長は，補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には，その交付の条件として，補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

（事情変更による決定の取消ができる場合）
第５条　法第１０条第２項に規定する政令で定める特に必要な場合は，補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと，補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）
第６条　法第１０条第３項の規定による補助金等は，次に掲げる経費について交付するものとする。
一　補助事業等に係る機械，器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
二　補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
２　前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については，法第１０条第１項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）
第７条　各省各庁の長は，法第１３条第２項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては，補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは，法第１７条第１項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を，明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）
第８条　法第１４条後段の規定による補助事業等実績報告書には，翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし，その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは，この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）
第９条　法第１８条第３項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は，補助事業者等の申請により行うものとする。
２　補助事業者等は，前項の申請をしようとする場合には，申請の内容を記載した書面に，当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて，これを各省各庁の長に提出しなければならない。
３　各省各庁の長は，法第十八条第三項 の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には，財務大臣に協議しなければならない。
４　新東京国際空港公団若しくは地域振興整備公団の総裁又は農畜産業振興事業団，新エネルギー・産業技術総合開発機構，日本中央競馬会若しくは運輸施設整備事業団の理事長は，法第１８条第３項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には，前項の規定にかかわらず，新東京国際空港公団又は運輸施設整備事業団にあつては国土交通大臣，地域振興整備公団又は新エネルギー・産業技術総合開発機構にあつては経済産業大臣，農畜産業振興事業団又は日本中央競馬会にあつては農林水産大臣の承認を受けなければならない。
５　国土交通大臣，農林水産大臣又は経済産業大臣は，前項の承認をしようとする場合には，財務大臣に協議しなければならない。

（加算金の計算）
第１０条　補助金等が２回以上に分けて交付されている場合における法第１９条第１項の規定の適用については，返還を命ぜられた額に相当する補助金等は，最後の受領の日に受領したものとし，当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは，当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
２　法第１９条第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において，補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは，その納付金額は，まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

（延滞金の計算）
第１１条　法第１９条第２項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において，返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは，当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は，その納付金額を控除した額によるものとする。

（加算金又は延滞金の免除）
第１２条　第九条の規定は，法第１９条第３項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において，第９条第２項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは，「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

（処分を制限する財産）
第１３条　法第２２条に規定する政令で定める財産は，次に掲げるものとする。
一　不動産
二　船舶，航空機，浮標，浮さん橋及び浮ドック
三　前二号に掲げるものの従物
四　機械及び重要な器具で，各省各庁の長が定めるもの
五　その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（財産の処分の制限を適用しない場合）
第１４条　法第２２条ただし書に規定する政令で定める場合は，次に掲げる場合とする。
一　補助事業者等が法第七条第二項 の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
二　補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
２　第９条第３項から第５項までの規定は，前項第二号の期間を定める場合について準用する。

（不服の申出の手続）

第１５条　法第２５条第１項の規定により不服を申し出ようとする者は，当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては，処分があつたことを知つた日）から３０日以内に，当該処分の内容，処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて，これを当該処分をした各省各庁の長（法第２６条第１項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし，同条第２項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

２　各省各庁の長は，通信，交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については，当該期間を延長することができる。

３　各省各庁の長は，第一項の不服の申出があつた場合において，その申出の方式又は手続に不備があるときは，相当と認められる期間を指定して，その補正をさせることができる。

地域文化振興活動

地域文化施設公演・展示活動：文化会館公演活動（133件・170,000千円）

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名（文化施設名）	助成金予定額（単位：千円）
北海道	開館40周年記念　日本舞踊家集団「弧の会」函館公演	財団法人　函館市文化・スポーツ振興財団(函館市民会館)	400
〃	創作ミュージカル「夢をおいかける瞳」	特定非営利活動法人　深川市舞台芸術交流協会(深川市文化交流ホールみ・らい)	900
青森県	第2回　ふれあいジャンボリー	特定非営利活動法人　婆娑羅凡人舎(青森市中世の館)	300
岩手県	ピエール・ダミアーノ・ペレッティ　パイプオルガン・リサイタル	財団法人　盛岡市文化振興事業団(盛岡市民文化ホール)	200
〃	開館20周年記念　白石加代子「百物語」　～第27夜「銀河鉄道の夜」	財団法人　盛岡市文化振興事業団(盛岡劇場)	600
〃	仙台フィルハーモニー管弦楽団「胆沢公演」	特定非営利活動法人　胆沢文化会館自主事業協会(胆沢文化創造センター)	1,500
宮城県	七ヶ浜国際村パフォーマンスカンパニーＮａＮａ5931　第9回公演	七ヶ浜町(七ヶ浜国際村ホール)	1,100
〃	大和町町制施行55周年　第4回町民ミュージカル	大和町(大和町ふれあい文化創造センター)	900
山形県	開館10周年記念事業　森麻季×中村紘子×飯森範親×山形交響楽団　演奏会	山形市(山形テルサ)	1,700
〃	よねざわ市民ミュージカル	よねざわ市民ミュージカル実行委員会(置賜文化ホール)	3,000
福島県	「まほら」ニューイヤーコンサート2011　映画音楽の旅	三春町教育委員会(三春町・三春交流館「まほらホール」)	500
栃木県	第24回人形劇こどもフェスティバル	財団法人　足利市みどりと文化・スポーツ財団(足利市民プラザ)	200
〃	トリオ・ラ・プラージュ with フレンズのファンタスティック・コンサート	財団法人　那須野が原文化振興財団(那須野が原ハーモニーホール)	100
群馬県	きりふ寄席	財団法人　桐生市市民文化事業団(桐生市市民文化会館)	200
〃	オペラ「カルメン」	財団法人　大泉町スポーツ文化振興事業団(大泉町文化むら)	1,100
〃	おおたアカデミーオーケストラ演奏会	財団法人　太田市文化スポーツ振興財団(太田市新田文化会館)	400
埼玉県	「ビックバンドで遊ぼう！！」	財団法人　さいたま市文化振興事業団　(さいたま市民会館いわつき)	200
〃	夢の共演！高橋多佳子とヤングピアニスト	財団法人　さいたま市文化振興事業団　(さいたま市地域中核施設プラザイースト)	300
〃	さいたま・スーパーシニアバンド　第3回定期公演	財団法人　さいたま市文化振興事業団　(さいたま市地域中核施設プラザウエスト)	1,000
〃	子供のためのシェイクスピアカンパニー　『お気に召すまま』	財団法人　富士見市施設管理公社(富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ)	400
〃	新作舞台芸術「うずら」〈童謡、演劇そしてオペラの融合〉	財団法人　和光市文化振興公社(和光市民文化センター)	6,000
〃	熊谷会館ファミリー・クラシック　夏休みオーケストランド	財団法人　埼玉県芸術文化振興財団(熊谷会館)	1,900
〃	埼玉会館ファミリーコンサート　宮川彬良＆アンサンブル・ベガ	財団法人　埼玉県芸術文化振興財団(埼玉会館)	700
千葉県	親子 de オペラ鑑賞デビュー	財団法人　千葉県文化振興財団(千葉県文化会館)	100
〃	千葉県こども歌舞伎アカデミー成果発表会　こども歌舞伎公演	財団法人　千葉県文化振興財団(青葉の森公園芸術文化ホール)	1,100
〃	大友直人が贈る親子で楽しむオーケストラコンサート	ケイミックス・東京舞台照明・文化放送開発センター共同事業体：指定管理者(千葉県南総文化ホー	1,300
〃	市民創作歌舞伎「歌舞伎のタノシミカタ」	アートウインド運営企業体：指定管理者(千葉市美浜文化ホール)	1,100
〃	開館25周年記念事業　「ニューイヤー・コンサート・フェスティバル」	財団法人　市川市文化振興財団(市川市文化会館)	600
東京都	オペラ入門シリーズ「これがオペラだⅥ」	財団法人　目黒区芸術文化振興財団(目黒区めぐろパーシモンホール)	1,100
〃	「水上能　～ 水面に浮かび上がる幽玄な世界 ～」	財団法人　多摩市文化振興財団(多摩市立複合文化施設「パルテノン多摩」)	2,200
〃	第21回みたか弥生能	財団法人　三鷹市芸術文化振興財団(三鷹市公会堂)	800
〃	沼尻竜典＆トウキョウ・モーツァルトプレーヤーズ　第54回　モーツァルト『フィガロの結婚』	財団法人　三鷹市芸術文化振興財団(三鷹市芸術文化センター)	1,400
〃	クラシックフェスティバル「親子で一緒に！！ズーラシアンブラス with 東京室内管弦楽団」	ジェイコム・野村ビルマネジメント指定管理者共同事業体：指定管理者(もみじ山文化センター「な	300
〃	江東狂言の会　薪狂言	財団法人　江東区地域振興会(江東区文化センター)	600
〃	大田区アマチュア音楽祭2010　大田区サマー・ジャズ・フェスタ	財団法人　大田区文化振興協会(大田区民プラザ)	300

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名（文化施設名）	助成金予定額（単位：千円）
東京都	東京シティ・バレエ団／ティアラ“くるみ”の会「第25回くるみ割り人形」	財団法人　江東区地域振興会(江東区江東公会堂「ティアラこうとう」)	2,800
〃	～ 能 ～　公演「赤坂能」とワークショップ100名の「謡・高砂」	財団法人　港区スポーツふれあい文化健康財団(赤坂区民センター)	700
〃	和栗由紀夫＋好善社・舞踏公演『肉体の迷宮』	株式会社　シービーシーメソッド：指定管理者(日暮里サニーホール)	400
〃	バレエ公演「くるみ割り人形」	サントリーパブリシティサービスグループ：指定管理者(江戸川区総合文化センター)	900
〃	武蔵野シティバレエ第25回定期公演	財団法人　武蔵野文化事業団(武蔵野市民文化会館)	700
〃	日比谷公会堂「開設80周年記念事業」～歴史80イベント～「あのときの感動を再び」クラシックコンサート（NHK交	日比谷公会堂開設80周年記念事業実行委員会(日比谷公会堂)	3,500
神奈川県	井上道義の上り坂コンサートVOⅠ.10	財団法人　神奈川芸術文化財団(神奈川県立音楽堂)	2,300
〃	相模原ジュニア・オーケストラ	財団法人　相模原市民文化財団(相模原市文化会館（グリーンホール相模大野）)	800
〃	新国立劇場バレエ団公演「しらゆき姫」	財団法人　厚木市文化振興財団(厚木市文化会館)	1,300
〃	小澤征爾音楽塾　オーケストラ＆合唱団　特別演奏会2011	サントリーパブリシティサービスグループ：指定管理者(鎌倉芸術館)	1,000
〃	開館5周年記念市民音楽劇	逗子市(逗子文化プラザホール)	1,800
〃	オペラ宅配便シリーズⅨ　メノッティ作品集　喜劇・悲劇	財団法人　横須賀芸術文化財団(横須賀芸術劇場)	400
〃	第4回　久良岐まつり	株式会社 シグマコミュニケーションズ：指定管理者(久良岐能舞台)	200
〃	テーマ型コンサートシリーズVol.8「BAY SIDE MARIMBA！南米からのメッセージ」	サントリーパブリシティサービス共立神奈川共立共同事業体：指定管理者(横浜市神奈川区民文化セ	400
〃	「能・狂言に潜む中世人の精神世界」	公益財団法人　横浜市芸術文化振興財団(横浜能楽堂)	2,600
〃	旭区民文化センター開館20周年記念事業「旭区民ミュージカル」	公益財団法人　横浜市芸術文化振興財団(横浜市旭区民文化センター)	1,800
〃	杉田劇場開館6周年記念　世界とつなぐ杉劇フレンドシップコンサート	公益財団法人　横浜市芸術文化振興財団(横浜市磯子区民文化センター)	1,100
〃	Red Brick Contemporary Dance File 横浜ダンスコレクションR受賞者プロジェクトWS→STAGE	公益財団法人　横浜市芸術文化振興財団(横浜赤レンガ倉庫1号館ホール)	500
新潟県	ジェンキンス「平和への道程」	財団法人　長岡市芸術文化振興財団(長岡市立劇場)	3,000
〃	こどものためのバレエ劇場　新国立劇場バレエ団「しらゆき姫」	財団法人　新潟県文化振興財団(新潟県民会館)	2,000
〃	こどものためのバレエ劇場　新国立劇場バレエ団「しらゆき姫」	株式会社　ＮＫＳコーポレーション：指定管理者(見附市文化ホール)	2,000
富山県	バレエで綴る「美しい日本のうた」コンサート	財団法人　富山県文化振興財団(富山県新川文化ホール)	2,300
〃	コラーレ・ドラマキッズ特別公演	財団法人　黒部市国際文化センター(黒部市国際文化センター)	500
〃	市民ミュージカル Wish　― チューリップ物語 ―	財団法人　砺波市文化振興会(砺波市文化会館)	1,300
〃	ダン・タイ・ソン室内楽プロジェクト	財団法人　入善町文化振興財団(入善町民会館「コスモホール」)	800
石川県	第1回　ジュニア・ジャズ・オーケストラJAZZ ― 21定期演奏会	金沢市民芸術村アクションプラン実行委員会(金沢市民芸術村)	300
福井県	第9回文化創造塾　虹のはしフェスタ2010「虹のマイ・フェア・レディ in sabae」	特定非営利活動法人　Comfortさばえ(鯖江市文化センター)	1,400
〃	シューベルトの青春　― 三人姉妹の家 ―	財団法人　越前市文化振興事業団(越前市文化センター)	1,000
山梨県	「甲斐の春」文化ウィーク　～水と大地に育まれた山梨を謳う～　交響3部作「甲斐」、合唱幻想曲「ふるさと」	アドブレーン・共立・ＮＴＴ－Ｆ共同事業体：指定管理者(山梨県立県民文化ホール)	400
〃	第十三回石和薪能	財団法人　いさわ文化・スポーツ振興財団(笛吹市スコレーセンター)	900
〃	東西古楽の真夏の祭典　第25回都留音楽祭　～ Tsuru Early Music Festival ～	財団法人　都留楽友協会(都の杜うぐいすホール)	800
長野県	フレンドシップ　ナガノ＆ウィーン　― ウィーンと東山魁夷 ―	財団法人　長野県文化振興事業団（※ホクト文化ホール）	1,100
〃	創作オペラ「御柱」	財団法人　岡谷市振興公社(岡谷市文化会館カラノホール)	3,500
〃	演劇公演「ウル・ファウスト2010」	株式会社　地域文化創造(茅野市民館)	2,900
〃	第36回木曽音楽祭	木曽音楽祭実行委員会(木曽文化公園文化ホール)	1,600
静岡県	オペラ「トゥリーモニシャ」	袋井市文化協会グループ(袋井市月見の里学遊館)	2,200

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名（文化施設名）	助成金予定額（単位：千円）
愛知県	オリジナルミュージカル	財団法人　名古屋市文化振興事業団(名古屋市青少年文化センター)	5,500
〃	「水のいのちのコンサート　～ 愛知県合唱連盟と名フィルが織りなす“いのち”のメロディー」	財団法人　名古屋市文化振興事業団（※中京大学文化市民会館）	800
〃	創作ミュージカル　森に生かされて　豊田公演	「森に生かされて」豊田公演実行委員会(豊田市民文化会館)	300
三重県	四日市市民オペラ誕生20年記念　第8回四日市市民オペラ「アイーダ」	財団法人　四日市市まちづくり振興事業団(四日市市文化会館)	2,800
〃	第5回　市民のためオーケストラコンサート「第九演奏会」	熊野市民会館	700
〃	トリプル3演劇『ワリカン』ネットワーク　三重公演「擦刻（ラグタイム）」	財団法人　三重県文化振興事業団(三重県文化会館)	2,000
滋賀県	さざなみ狂言会	株式会社　ピーエーシーウエスト：指定管理者(大津市伝統芸能会館)	200
〃	OUTSIDER　LIVE「身体と社会」	株式会社　ジェイアール西日本総合ビルサービス：指定管理者(栗東芸術文化会館)	400
京都府	ALTI　BUYOH　FESTIVAL　Selections	財団法人　京都文化財団(京都府立府民ホール”アルティ”)	900
〃	演劇ビギナーズユニット2010	財団法人　京都市ユースサービス協会(京都市東山青少年活動センター)	200
〃	「まいっ子」ミュージカル特別公演　『オズの魔法使いと夢の国』	財団法人　舞鶴市文化事業団(舞鶴市総合文化会館)	400
大阪府	名無しのエリーゼ	有限責任事業組合　アートサポート：指定管理者(大阪市立芸術創造館)	800
〃	市制70周年・開館25周年記念　SHOW劇場VOL.5　DIVE＆メイシアター合同プロデュース「OSAKAマクベス」	財団法人　吹田市文化振興事業団(吹田市文化会館)	1,400
〃	コスモスオリジナルミュージカル「Stand　by　Me　from　KAIZUKA　Vol.4」	財団法人　貝塚市文化振興事業団(貝塚市民文化会館)	500
〃	大阪シンフォニカー交響楽団　名曲ア・ラ・カルト	財団法人　泉佐野市文化振興財団(泉佐野市立文化会館「森の泉ホール」)	1,000
〃	第12回河内長野マイタウンオペラ　不朽の名作シリーズvol.2「蝶々夫人」	財団法人　河内長野市文化振興財団(河内長野市立文化会館)	4,000
〃	文楽鑑賞教室	財団法人　松原市文化情報振興事業団(松原市情報文化アメニティセンター「ゆめニティプラザ」)	400
〃	第25回　リトルカメリア推薦コンサート	財団法人　摂津市施設管理公社(摂津市民文化ホール)	1,300
〃	東京ブラススタイル「アニソン☆ブラスタ2010」	株式会社　ハートス：指定管理者(たかいし市民文化会館)	400
〃	市制40周年事業ラストサマーコンサート	四條畷市(四條畷市市民総合センター)	300
兵庫県	グラインダーマン×KAVC　パフォーマンス公演「MUSTANG　MONO　in　KAVC」	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社：指定管理者(神戸アートビレッジセンター)	1,600
〃	第25回　伊丹市民オペラ定期公演「アイーダ」	財団法人　伊丹市文化振興財団(伊丹市立文化会館「いたみホール」)	2,900
〃	永楽館大歌舞伎	豊岡市(豊岡市立出石永楽館)	4,500
〃	能楽の祖　秦河勝つれづれ　～梅原猛と漂着終焉地伝承～	財団法人　赤穂市文化振興財団(赤穂市文化会館)	1,700
〃	開館30周年記念「オペラ・ハイライト＆講談コンサート」	財団法人　宝塚市文化振興財団(宝塚市立文化施設ベガ・ホール)	400
〃	たからづか能　～芸能古今東西シリーズ～	財団法人　宝塚市文化振興財団(宝塚市立文化施設ソリオホール)	400
〃	みき演劇セミナー　第十五発　「わがまちシリーズ第8弾」	財団法人　三木市文化振興財団(三木市文化会館)	800
〃	第19回みつなかオペラ　G.ドニゼッティ＜オペラ・セリア＞シリーズ～そしてヴェルディに至る悲歌劇の世界～Ⅰ	財団法人　川西市文化財団(川西市みつなかホール)	5,000
〃	市民演劇　三田交響曲「夏ざくら2010」	ジェイコム・グループ：指定管理者(三田市総合文化センター)	1,700
〃	「伝統芸能とブラスの出会い」	財団法人　山崎文化振興財団(宍粟市山崎文化会館)	400
奈良県	劇団いかるが第十二回公演　斑鳩物語パート12『二体の仁王像』～法隆寺中門の仁王像と東大寺大門の仁王像～	財団法人　斑鳩町文化振興財団(斑鳩町文化振興センター「いかるがホール」)	200
〃	平城遷都1300年祭記念　なら燈花会プロムナードコンサート2010	奈良県文化会館	1,100
鳥取県	第24回鹿野ふるさとミュージカル	鹿野町民音楽祭実行委員会(鳥取市立鹿野町中央公民館)	1,200
島根県	第19回「出雲ドーム2000人の吹奏楽」	「出雲ドーム2000人の吹奏楽」実行委員会(出雲ドーム)	500
岡山県	ミュージカル「王様と私」	財団法人　岡山シンフォニーホール(岡山シンフォニーホール)	700
広島県	30周年記念広島市新人演奏会	財団法人　広島市文化財団(広島市東区民文化センター)	200
〃	演劇引力廣島　第8回　プロデュース公演	財団法人　広島市文化財団(広島市文化創造センター「アステールプラザ」)	2,300

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名（文化施設名）	助成金予定額（単位：千円）
広島県	ミュージックシアターASAKITA　第16回公演	財団法人　広島市文化財団(広島市安佐北区民文化センター)	500
〃	さえきコラボ劇場	財団法人　広島市文化財団(広島市佐伯区民文化センター)	100
〃	ポポロの広響コンサート「肩のこらないクラシックのヒット曲Ⅱ」～スポーツ・クラシック集！～	三原まちづくり芸術文化センター共同事業体：指定管理者(三原市芸術文化センター「ポポロ」)	700
山口県	世界トップアーティストによる地域のためのコンサート　アンサンブル・ウィーン	サントリーパブリシティサービス株式会社：指定管理者(山口県民文化ホールいわくに「シンフォニア岩国」)	700
〃	第10回防府音楽祭「未来への第九」	財団法人　防府市文化振興財団(防府市公会堂)	1,900
徳島県	第13回阿波人形浄瑠璃芝居フェスティバル	財団法人　徳島県文化振興財団（※あわぎんホール）	1,400
〃	和太鼓の競演【鴨島鳳翔太鼓と佐渡の鼓童太鼓】	株式会社　松島組：指定管理者(吉野川市鴨島公民館)	400
愛媛県	愛媛オペラ2010	愛媛オペラ2010実行委員会（※ひめぎんホール）	9,000
〃	内子座文楽公演	内子座文楽公演実行委員会(内子座)	2,400
高知県	クリエイション’10　カンパニーデラシネラ新作公演「水の中」	財団法人　高知県文化財団(高知県立美術館ホール)	2,900
福岡県	伝統芸能フェステバル	財団法人　アクロス福岡(アクロス福岡「福岡県国際文化情報センター」)	600
〃	ウィークエンド夜能	株式会社　西日本新聞イベントサービス：指定管理者(大濠公園能楽堂)	500
〃	響ホールフェスティヴァル2010	財団法人　北九州市芸術文化振興財団(北九州市立響ホール)	1,500
佐賀県	第3回九州交響楽団鳥栖定期演奏会	鳥栖市教育委員会(鳥栖市民文化会館)	1,000
長崎県	OMURA室内合奏団第11回定期演奏会	財団法人　大村市振興公社(大村市体育文化センター「シーハットおおむら」)	1,000
熊本県	狂言の世界	九州総合サービス株式会社：指定管理者(菊池市文化会館　)	400
〃	「エルマーのぼうけん」	合志市(合志市文化会館)	400
〃	宇城市民創作ミュージカル『不知火』	株式会社　オカムラ：指定管理者(宇城市総合体育文化センターウイングまつばせ「宇城市松橋文化ホール」)	1,500
大分県	人間国宝～その心と技～　第四回　山勢松韻	財団法人　大分県文化スポーツ振興財団（※iichiko総合文化センター）	800
〃	「久留島武彦」顕彰記念・第46回九州人形劇フェステバル	玖珠町(くすまちメルサンホール)	200
宮崎県	のべおか市民オペラ　オペラガラコンサート	財団法人　延岡総合文化センター(延岡総合文化センター)	900
鹿児島県	平成22年度宝山ホール自主文化事業　「県民による創作演劇」公演	財団法人　鹿児島県文化振興財団(鹿児島県文化センター「宝山ホール」)	2,700
〃	鹿児島音楽フェステバル「みやまの森の響き」	財団法人　鹿児島県文化振興財団(霧島国際音楽ホール「みやまコンセール」)	1,200
〃	開館10周年記念事業 町民ミュージカル『大山町有林物語』	知名町(おきえらぶ文化ホール「あしびの郷・ちな」)	1,000
〃	かのや第九演奏会	株式会社　ＭＢＣサンステージ：指定管理者(鹿屋市文化会館)	700

（注）※は、施設命名権（ネーミングライツ）によるもの。

地域文化施設公演・展示活動：美術館展示活動（85件・169,800千円）

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名（文化施設名）	助成金予定額（単位：千円）
北海道	北方神獣－北辺の森に棲む気高き獣たち－	財団法人　札幌市芸術文化財団(札幌芸術の森美術館)	2,900
〃	滝川市開村120年記念 とちぎ蔵の街美術館コレクション「レオナルド・ダ・ヴィンチ　－科学への探求－」展	滝川市教育委員会(滝川市美術自然史館)	900
〃	「木彫の新世紀へ－1980年代から現在まで」展	北海道立近代美術館	1,400
〃	ハコダテお宝コレクション	北海道立函館美術館	500
〃	旅のイメージ	北海道立帯広美術館	500
宮城県	長谷川 潾二郎展	宮城県美術館	900
〃	特別史跡多賀城跡調査50周年記念特別展　「古代多賀城と律令国家」	東北歴史博物館	1,900
〃	せんだいメディアテークの10年　メディアサーカスーいま、障碍（バリア）とは何か	財団法人　仙台市市民文化事業団(せんだいメディアテーク)	6,500
〃	第5回1000の小箱展	特定非営利活動法人　オープンハート・あったか(大崎市感覚ミュージアム)	200

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名（文化施設名）	助成金予定額（単位：千円）
山形県	共同企画展「縄文のキセキ」	山形県立博物館	600
福島県	アートの人間力	福島県立美術館	3,000
茨城県	開館10周年記念　人間国宝　その技術のルーツ展	茨城県陶芸美術館	2,700
〃	特別展「頼重と光圀－兄弟の絆－」	財団法人　茨城県教育財団(茨城県立歴史館)	2,600
〃	「開館30周年記念　板谷波山と郷里・下館」展	財団法人　波山先生記念会(板谷波山記念館)	1,100
〃	石元泰博展	財団法人　水戸市芸術振興財団(水戸芸術館現代美術ギャラリー)	3,500
栃木県	「益子と出会って90年　堀尾幹雄コレクション　濱田庄司」展	栃木県立美術館	4,000
群馬県	「美術作品ができるまで」展	群馬県立館林美術館	2,700
埼玉県	企画展「埼玉の現代美術/ニュー・ヴィジョン・サイタマ4」	埼玉県立近代美術館	2,200
千葉県	企画展「不破章展」	千葉県立美術館	1,900
〃	武と華やぎの装い	千葉県立中央博物館(千葉県立中央博物館大多喜城分館)	1,200
〃	特別展　田中一村　新たなる全貌	財団法人　千葉市教育振興財団(千葉市美術館)	5,000
東京都	救いのほとけ　－観音と地蔵－	町田市(町田市立国際版画美術館)	2,900
〃	世田谷文学館開館15周年記念「みんなのサザエさん」展－サザエさんにみる昭和の時代－	財団法人　せたがや文化財団(世田谷文学館)	1,800
〃	開館25周年記念「大沢三之助・昌助親子展－建築と絵画－継承する創造」	練馬区立美術館	1,800
〃	ラヴズ・ボディ2　エイズと写真	財団法人　東京都歴史文化財団(東京都写真美術館)	3,500
〃	誇り高きデザイン　鍋島	公益財団法人　サントリー芸術財団(サントリー美術館)	1,900
〃	ある造形家の足跡：佐藤　忠良展	財団法人　せたがや文化財団(世田谷美術館)	4,500
〃	紅心　小堀宗慶展　－創作と審美眼の世界－	財団法人　目黒区芸術文化振興財団(目黒区美術館)	2,500
〃	小平市平櫛田中彫刻美術館特別展　「岡倉天心と日本彫刻会」	小平市教育委員会(小平市平櫛田中彫刻美術館)	2,200
神奈川県	特別展「運慶と鎌倉密教」	神奈川県(神奈川県立金沢文庫)	1,100
〃	「華麗なる反骨－鴨居羊子と時代を読む」展	川崎市(川崎市岡本太郎美術館)	1,700
〃	赤瀬川原平がえらぶ　横浜市所蔵カメラ・写真コレクション＋路上写真展	公益財団法人　横浜市芸術文化振興財団(横浜市民ギャラリーあざみ野)	2,400
新潟県	「増田洋美　PLAY THE GLASS」展	新潟市新津美術館	2,100
富山県	ヤノベケンジ展	財団法人　入善町文化振興財団(入善町下山芸術の森発電所美術館)	700
石川県	加越能美術の名作展Ⅰ－古美術を中心に－	石川県立美術館	1,800
〃	高嶺格　土嚢ヴィレッジ・プロジェクト	財団法人　金沢芸術創造財団(金沢21世紀美術館)	2,800
〃	長谷川等伯没後400年記念事業・開館15周年記念　等伯をめぐる画家たち	財団法人　七尾美術館(石川県七尾美術館)	1,900
長野県	民藝のこころ　新たなる創造へ－型絵染・三代澤本寿生誕101年展　松本が松本のスタイルです　vol.7	松本市(松本市美術館)	3,500
〃	人間国宝宮入行平とその高弟たち	坂城町(坂城町鉄の展示館)	200
〃	藤森照信展	株式会社　地域文化創造：指定管理者(茅野市美術館)	1,800
岐阜県	郡上八幡樂藝館　開館10周年記念事業　「郡上の生んだ美と文化展」	郡上八幡樂藝館	400
〃	特別展「カラー：やきものと色の密かな関係」	岐阜県現代陶芸美術館	1,000
静岡県	奥谷博の世界展	財団法人　池田20世紀美術館(池田20世紀美術館)	1,600
〃	特別展「建穂寺の仏像」	財団法人　清水港湾博物館(清水港湾博物館)	600
愛知県	明治の人間国宝　－帝室技芸員の美と技　清風與平・宮川香山から板谷波山まで－	愛知県(愛知県陶磁資料館)	4,000
〃	宇野亜喜良展	刈谷市美術館	5,000
〃	高田博厚展　－人の内にあるもの－	稲沢市荻須記念美術館	1,500
〃	「21世紀の国際陶芸・ガラス　－瀬戸のアーティスト・イン・レジデンス10年－」展	財団法人　瀬戸市文化振興財団(瀬戸市美術館)	800
〃	森村泰昌展	豊田市(豊田市美術館)	2,100
〃	○○さんを探せ！	財団法人　かすがい市民文化財団(文化フォーラム春日井・ギャラリー)	400

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名（文化施設名）	助成金予定額（単位：千円）
三重県	斎宮歴史博物館特別展「斎院と斎宮」	斎宮歴史博物館	1,200
〃	浅田政志展	三重県立美術館	2,900
〃	企画展　江戸の文様　萬古の色	四日市市立博物館	900
滋賀県	絵本・そのやさしい魔法･･･片山健の世界展	財団法人　滋賀県文化振興事業団(しが県民芸術創造館)	400
京都府	日韓併合から100年「写真絵はがき」の中の朝鮮民俗～100年前への時空の旅1900－1945～	財団法人　高麗美術館(高麗美術館)	1,200
〃	琳派展ⅩⅢ　江戸琳派と江戸絵画展－板橋区立美術館×細見美術館－	財団法人　細見美術財団(細見美術館)	200
兵庫県	京画壇を花さかす－鶴澤派を中心に	兵庫県立歴史博物館	1,800
〃	特別展「古家新とゆかりの画家たち」	神戸市立小磯記念美術館	2,600
〃	伊丹市制70周年記念特別展　「鬼貫－伊丹が生んだ孤高の俳人－」	財団法人　柿衛文庫(柿衛文庫)	1,500
〃	開館35周年記念事業　美術の動物園	財団法人　尼崎市総合文化センター(尼崎市総合文化センター美術ホール)	1,700
大阪府	「SHINCHIKA（シンチカ）」展	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社：指定管理者(神戸アートビレッジセンター)	900
岡山県	特別展「織　山本和子のしごと展」	財団法人　倉敷民藝館(倉敷民藝館)	100
〃	川埜龍三展	笠岡市立竹喬美術館	1,100
〃	備中漆の美展	財団法人　成羽町美術振興財団(高梁市成羽美術館)	1,300
広島県	「広島・古代史発掘－安芸・備後の成立へ－」展	広島県立歴史博物館	900
〃	平成22年度秋の特別企画展「祭礼に舞う－広島・伝統の舞－」	広島県立歴史民俗資料館	1,100
山口県	「吉村芳生の世界」展	山口県立美術館	3,000
徳島県	濱谷明夫藍染造形展	徳島県立近代美術館	1,200
〃	特別展「蜂須賀三代　正勝・家政・至鎮　－阿波の歴史と美術－」	徳島市立徳島城博物館	1,500
香川県	千住博展	香川県立東山魁夷せとうち美術館	1,700
〃	高松コンテンポラリーアート・アニュアル　vol.01	高松市(高松市美術館)	2,200
〃	キュピキュピ展	財団法人　ミモカ美術振興財団(丸亀市猪熊弦一郎現代美術館)	5,000
高知県	ピーターラビットの世界展	財団法人　高知県文化財団(高知県立文学館)	1,700
〃	ユーリー・ノルシュテイン展	財団法人　高知県文化財団(高知県立美術館)	2,000
福岡県	特別企画展「現代中国の美術」展	福岡アジア美術館	3,000
〃	木綿の華・筒描展	福岡市美術館	1,500
〃	筑豊アートシーン2010	財団法人　直方文化青少年協会(直方谷尾美術館)	200
佐賀県	開館30周年記念特別企画　珠玉の九州陶磁展	佐賀県立九州陶磁文化館	1,700
長崎県	長澤英俊展　オーロラの向かう所	財団法人　長崎ミュージアム振興財団(長崎県美術館)	6,500
〃	岩崎弥太郎と三菱コレクション	株式会社　乃村工藝社：指定管理者(長崎歴史文化博物館)	2,100
熊本県	祝祭のテキスタイル　－江戸から現代へ	財団法人　熊本市美術文化振興財団(熊本市現代美術館)	4,000
大分県	宇治山哲平・糸園和三郎賛歌	大分県立芸術会館	600
鹿児島県	「福田美蘭」展	財団法人　鹿児島県文化振興財団(鹿児島県霧島アートの森)	2,200
〃	第9回「風の芸術展」トリエンナーレまくらざき	枕崎市(枕崎市文化資料センター南溟館)	2,900
沖縄県	近・現代日本漆の美展	浦添市美術館	2,300

■文化振興普及団体活動

アマチュア等の文化団体活動（153件・119,000千円）

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
北海道	第24回北海道演劇祭（江別からのはばたき）	北海道演劇集団	500
〃	創立25周年記念　コンサート30	札幌アカデミー合唱団	1,500
〃	平成22年度　函館市民オペラ　第19回公演　ヴェルディ作曲　「リゴレット」全3幕	函館市民オペラの会	500
〃	人形劇フェスティバル2011年さっぽろ冬の祭典	札幌人形劇協議会	600
〃	第5回道民・オーケストラワークショップ	第5回道民・オーケストラワークショップ実行委員会	600
〃	アイヌ民族文化祭　（ヌヤン　ヌカラン　ピラサレヤン）	社団法人　北海道アイヌ協会	400
〃	平成22年度　人形浄瑠璃公演	さっぽろ人形浄瑠璃芝居あしり座	700
〃	ZAWAORLD Ⅱ	岩見沢アートホリディ実行委員会	400
青森県	第40回記念公演　歌劇「椿姫」	弘前オペラ	1,900
〃	創立25周年記念演奏会	弘前バッハアンサンブル	1,300
〃	第30回記念定期演奏会	青森ジュニアオーケストラ	400
宮城県	登米市誕生5周年記念事業　劇団ドリーム☆キッズ第8回ミュージカル公演	登米祝祭劇場子どもミュージカル劇団「ドリーム☆キッズ」	500
〃	「柳萌えて 2010」演劇公演	特定非営利活動法人　劇団仙台小劇場	200
〃	インクルーシブダンス普及のための日英相互交流事業第Ⅲ期	特定非営利活動法人　みやぎダンス	1,400
〃	白石城開門15周年記念　碧水園特別公演　能・狂言鑑賞会蝋燭能『葵上』	白石市伝統芸能振興会	700
〃	せんだいアートフェスティバル2010 ― SHINGEN	新現美術協会	800
秋田県	NEWストリングスプラザ in あきた記念演奏会	NEWストリングスプラザの会	800
〃	第33回定期演奏会	秋田青少年オーケストラ	200
〃	DANCE UNIVERSE vol.7	DANCE　UNIVERSE	1,000
山形県	これが語りだ!!　～ 東北からの回帰 ～	表現舎刻一刻	200
〃	第5回　いのちのコンサート　～ 森と水そして月光のしらべ ～	「森と水そして月光のしらべ」実行委員会	400
〃	第37回定期演奏会（山形・東京公演）	合唱団じゃがいも	1,100
福島県	第55回記念定期演奏会	福島市民オーケストラ	400
〃	創立20周年記念公演　ミュージカル「ポリアンナ物語」	劇団はんぷてぃ・だんぷてぃ	400
茨城県	「ひたち市民オペラによるまちづくりの会」発足15周年記念　第3回『OPERA　NOSTRA』公演　歌劇「道化師」全2幕	ひたちオペラ合唱団	1,300
栃木県	第11回公演　喜歌劇「メリーウィドウ」（全3幕）	くろいそオペラをつくる会	1,400
〃	創立20周年記念公演　プッチーニ作曲　オペラ『三部作』より「修道女アンジェリカ」「ジャンニ・スキッキ」	OYAMAオペラアンサンブル	1,600
群馬県	コンサート IN 新町パートⅩ公演「歌劇を歌おう」	新町歌劇団	300
〃	ファビアン・プリオヴィユ&バレエノア	特定非営利活動法人　Ballet Noah	1,100
〃	創立30周年記念コンサート	松の実コーラス	100
埼玉県	創立35周年記念　第30回定期演奏会	所沢マンドリンクラブ	200
〃	25周年記念演奏会	Choeur Vent Vert　― クール・ヴァン・ヴェール ―	300
千葉県	「千葉県音楽祭」	千葉県音楽振興協議会	300

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
千葉県	第5回公演「女の一生～水木洋子ワールド！～」	いちかわ市民ミュージカル実行委員会	2,500
〃	荷風幻像 ～ 老愁は葉の如く ～ 墨東編	「永井荷風」上演委員会	700
〃	千葉県民芸術祭参加　第36回現代バレエ合同公演	千葉県芸術舞踊協会	1,000
〃	第13回我孫子国際野外美術展	我孫子野外美術展実行委員会	1,400
東京都	例大祭公演	「新富座こども歌舞伎」の会	600
〃	調布市民歌舞伎公演	調布市民歌舞伎	900
〃	第3回　日本＆英国国際交流公演	ジャパン・インターナショナル・ユース・バレエ	800
〃	創立25周年記念演奏会	東京バロック合唱団	800
〃	三宅島演奏会（三宅島帰島開始5周年記念行事）	都民交響楽団	900
〃	第212回演奏会	新交響楽団	900
神奈川県	創立50周年記念公演	茅ヶ崎市文化団体協議会	600
〃	劇団ひこばえ10周年記念公演「KIZUNA」	地域演劇教育集団「劇団ひこばえ」	300
〃	高校生のための芝居塾	神奈川県演劇連盟	400
〃	創立60周年記念　第60回定期演奏会	湘南コール・グリューン	300
〃	遊行かぶき連続15周年記念公演「さんせう太夫」	遊行舎	500
〃	第36回　人形浄瑠璃自主公演	あつぎ　ひがし座	200
〃	2010鶴見区民ミュージカル「鶴見線が走る街」	鶴見区民ミュージカル実行委員会	500
〃	鎌倉古楽祭　vol.9「囃子楽から新即興楽へ」	地球音楽園	300
〃	港北区民ミュージカルVOL.8「Flambe ～ フランベ ～」	港北区民ミュージカル実行委員会	700
〃	森＋まちアートランド	GROUP創造と森の声	200
新潟県	第7回里山アート展	コスモ夢舞台実行委員会	600
〃	新南魚沼市誕生5周年　うおぬまLirica　オペラフェニックスコンサート	オペラ合唱団“うおぬまLirica”実行委員会	600
富山県	第20回記念ヘリオス音楽祭	ヘリオス音楽祭実行委員会	600
〃	第6回富山国際現代美術展　2010ART/X/TOYAMA in 魚津	富山国際現代美術展実行委員会	700
石川県	10周年記念公演「チェリーハイツへようこそ」	劇団ドリームチョップ	200
〃	北陸男声合唱祭2010 in 金沢　コンサート	男声合唱団金沢メンネルコール	300
〃	第9回いしかわ子ども伝統芸能音楽祭	「いしかわ子ども伝統芸能音楽祭」実行委員会	600
〃	「オーケストラと少年少女・子供の歌フェスティバル2010」40周年記念特別公演	オーケストラと少年少女実行委員会	1,300
福井県	宇野重吉演劇祭 2010	宇野重吉演劇祭実行委員会	800
〃	土岡秀太郎文化運動記念　第18回国際丹南アートフェスティバル2010	丹南アートフェスティバル実行委員会	1,100
山梨県	第4回　八ヶ岳音楽祭 in Yamanashi	八ヶ岳音楽祭運営委員会	600
長野県	第23回長野県芸術文化総合フェスティバル	長野県芸術文化協会	700
〃	第30回記念飯山市民芸術祭　市民創作音楽劇「からす踊り考」 ～ 行こう！遠いカラスの鳴く国へ ～	飯山市芸術文化協会	600
〃	第10回記念定期演奏会　～ ありがとう10周年 ～	ソノール・クラリネットアンサンブル	600
〃	NAGANO open-air THEATER 2010	特定非営利活動法人　劇空間夢幻工房	500

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
岐阜県	高山市・デンバー市姉妹都市提携50周年記念　高山市民吹奏楽団＆デンバームニシパルバンド　ジョイント・フレンドリーコンサート	高山市民吹奏楽団	700
〃	第30回記念演奏会	大垣市室内管弦楽団	500
〃	創立10周年記念　第3回定期演奏会　オペラ「カルメン」	可児市民第九合唱団	1,300
静岡県	第13回伊東温泉「薪能」、「奉納舞台」、「華舞台」	特定非営利活動法人　伊東市文化財史蹟保存会	1,500
〃	創立20周年記念公演 J.S.バッハ「マタイ受難曲」	磐田古楽協会・磐田バロックコア	900
愛知県	20周年記念演奏会	瀬戸子供太鼓　こまいぬ座	100
〃	4th コンサート	SKOLION	300
三重県	設立30周年総合文化祭	上野芸術文化協会	500
〃	設立15周年記念　第15回オペラ公演「こうもり」	三重オペラ協会	700
〃	第18回コンサート	ヴォーカルアンサンブル《ＥＳＴ》	300
滋賀県	第14回長濱ゆう歌舞伎公演	長濱ゆう歌舞伎座	700
〃	第17回栗東演劇祭　～ 夢はここから ～	栗東演劇祭実行委員会	200
〃	メサイア2010（第29回メサイア全曲演奏会）	メサイア合唱団	600
京都府	85周年演奏会	京都混声合唱団	600
〃	第9回命輝け京都第九コンサート	特定非営利活動法人　命輝け第九コンサートの会	600
〃	第120回勤労者音楽祭（きんおん120）	京都音楽サークル協議会	300
〃	第3回　山科醍醐こどもの創作劇	特定非営利活動法人　山科醍醐こどものひろば	500
〃	第14回きょうと＜中部＞児童青少年演劇まつり	京都児童青少年演劇協会	400
大阪府	第35回記念定期演奏会「吹奏楽と合唱の夕べ」	三木ウィンドフィルハーモニー	600
〃	劇団スタジオQ公演「記憶」	劇団スタジオQ	100
兵庫県	第30回定期演奏会	六甲フィルハーモニー管弦楽団	900
〃	夏の夜の野外神話劇	夏の夜の野外神話劇実行委員会	900
〃	森　はな　生誕100年記念公演　ミュージカル「じろはったん」	日本ミュージカル研究会・劇団JMA	700
〃	第30回記念定期演奏会	神戸シンフォニックバンド	500
〃	創立30周年記念第27回定期演奏会	明石混声合唱団	100
〃	ぐるっぽユーモア風オペレッタ「チャルダッシュの女王」	ぐるっぽユーモア	400
〃	第30回コンサート　NABL BIGBAND JAZZFESTIVAL in 神戸ハーバーランド	西日本アマチュアビッグバンド連絡会	300
奈良県	35回わたぼうし音楽祭	奈良たんぽぽの会	1,900
〃	平城遷都1300年記念事業　創作バレエミュージカル　「大和が舞う」	奈良国際バレエ工房	1,900
〃	25周年記念邦楽演奏会	香芝市三曲協会	200
和歌山県	鼓響祭　結　～ 絆は海をこえて ～	天音太鼓保存会	600
〃	第25回記念　田辺第九演奏会	田辺第九の会	1,000
〃	劇団ZERO　公演	劇団ZERO	300
〃	伝統古典芸能祭	橋本狂言会	200
〃	太田城水責め	演劇集団和歌山	200
鳥取県	平成22年度公演事業オペラ「フィガロの結婚」モーツァルト作曲　全幕・日本語公演	鳥取オペラ協会	400

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
島根県	第7回演奏会	なかうみ交響楽団	400
〃	むらくも座創立35周年記念　むらくも座2010・出雲歌舞伎復活公演	出雲歌舞伎の里づくり実行委員会	2,900
〃	定期演奏会2010　ミュージカル「森はいきている」	松江プラバ少年少女合唱隊	700
岡山県	第36回定期演奏会	倉敷管弦楽団	300
広島県	第20回記念オペラ公演	ひろしま国際オペラスタジオ（HIOS）	600
〃	創立30周年記念　第18回広島ジュニアコーラス・フェミニンコール広島定期演奏会	広島ジュニアコーラス	700
〃	第30回記念定期演奏会	東広島混声合唱団	700
徳島県	第13回公演　ヴェルディ作曲　オペラ「仮面舞踏会」全3幕（原語・字幕スーパー）上演	特定非営利活動法人　オペラ徳島	1,500
香川県	2010「かがわ第九」演奏会	香川第九実行委員会	600
愛媛県	オペラ「忘れられた少年 ― 天正遣欧少年使節」愛媛公演	オペラ「忘れられた少年」愛媛公演実行委員会	1,200
〃	創作オリジナルミュージカル　劇団25周年記念公演	劇団イリュージョン	600
〃	TNE戯曲講座優秀作品公演事業	特定非営利活動法人　シアターネットワークえひめ	400
高知県	高知交響楽団・中村交響楽団合同演奏会	中村交響楽団	500
〃	第29回定期演奏会	高知フライデー・ウインド・アンサンブル	400
福岡県	筑後市民ミュージカル「彼方へ、流れの彼方へ」東京公演・筑後公演	筑後市民ミュージカル実行委員会	3,000
〃	2010年度本公演　ミュージカル『鬼ヶ島』	劇団パワーキッズ	900
〃	創立65周年記念公演「武士の家計簿」	劇団青春座	1,300
〃	平成22年度　西日本オペラ協会公演　オペラ「愛の妙薬」	西日本オペラ協会「コンセル・ピエール」	1,400
〃	創立20周年記念・ふくおか芸術文化の祭典	福岡県文化団体連合会	1,000
〃	創立30周年記念音楽会・Brass Message 2010	特定非営利活動法人　シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団	900
佐賀県	第8回キッズミュージカルTOSU公演	特定非営利活動法人　鳥栖子どもミュージカル	1,600
長崎県	長崎の唄、長崎の音コンサート	長崎県音楽連盟	900
〃	第10回　定期演奏会　～ 10周年記念コンサート ～	諫早ジュニア合唱団　育成会	300
〃	邦楽で育む日本の心　～ 箏・三絃・尺八による日本の韻	菊の会（邦楽で国際親善を進めよう会）	400
宮崎県	第30回九州・沖縄現代音楽祭・第5回東アジア国際現代音楽祭 in 大分	九州・沖縄作曲家協会	600
大分県	発足30周年記念　第27回　定期演奏会（委嘱ミュージカル「ピノキオ」初演発表）	中津少年少女合唱団	600
〃	第2回おおいた演劇祭「合同公演」	大分演劇活性実行委員会	700
宮崎県	みやざき国際ストリート音楽祭2010	みやざき国際ストリート音楽祭実行委員会	2,100
〃	第10回　宮崎県川南町トロントロンドーム・モーツァルト祭	宮崎県川南町モーツァルト祭実行委員会	1,700
〃	盆地の音楽家シリーズ　第10回記念演奏会	都城音楽協会	900
〃	日本・台湾国際交流民族芸能公演	財団法人　日本民謡協会宮崎はまゆう支部	400
〃	芸術国際交流特別演奏会「ゲーテの詩による歌曲のタベ」	ウィーンの会	300
〃	第44回公演「エンドゲーム」	劇団ぐるーぷ連	200
鹿児島県	特別公演　シリーズⅤ	特定非営利活動法人　鹿児島チェンバーオーケストラ	1,100

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
鹿児島県	第20回記念　日韓（鹿児島 一 光州・全南）交流美術展	日韓（鹿児島 一 光州・全南）交流美術展実行委員会	600
〃	霧島市合併5周年記念市民参加型オリジナルミュージカル公演	はやと創造舞台	600
沖縄県	GALA CONCERT2010「ヴィカンタのタベ」	ヴィカンタ沖縄協会	600
〃	さあ！羽ばたこう　輝く未来へ　歌は友だち　Vol.3	南風原町少年少女合唱団	400
〃	「琉球交響楽団第18回　定期演奏会」　～ 設立10周年記念コンサート ～	特定非営利活動法人　沖縄音楽文化交流機構	1,500
全国	第38回全国アマチュアオーケストラフェスティバル札幌大会	社団法人　日本アマチュアオーケストラ連盟	1,500
〃	公募　第25回　日本和紙絵画展　創立25年記念展	社団法人　日本和紙絵画芸術協会	2,400
〃	ブロック大会	全国高等学校演劇協議会	3,500
〃	第30回全日本少年少女合唱祭全国大会「今治大会」	全日本少年少女合唱連盟	800
〃	第19回国際高校生選抜書展	財団法人　毎日書道会	1,800
全国	全日本川柳2010年鳥取大会	社団法人　全日本川柳協会	700
〃	2010こどもコーラス・フェスティバル in ひろしま	社団法人　全日本合唱連盟	1,700
〃	第26回日本剪画美術展　テーマ「自画像」	特定非営利活動法人　日本剪画協会	400
〃	第10回全国中学校総合文化祭　福岡大会	全国中学校文化連盟	400
〃	2010エイパ室内楽コンサート	特定非営利活動法人　日本アマチュア演奏家協会	600

（注）全国的又は各都道府県域を越える広域的な団体が行う活動については「都道府県」欄に「全国」を表記している。

歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動（8件・9,400千円）

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
群馬県	重文彦部家屋敷の里山の植生に学ぶ	重要文化財彦部家住宅鳳純会	200
長野県	南木曽町妻籠宿重要伝統的建造物群保存地区「保存事業の記録Ⅲ」作成活動	南木曽町	900
兵庫県	鶉野飛行場関係歴史遺産活用シンポジウム事業	加西市教育委員会	600
島根県	出雲神迎の道地区等：建築・環境再生ワークショップ	出雲建築フォーラム	2,400
福岡県	「博多百年町家へようこそ！」プロジェクト	ハカタ・リバイバル・プラン	300
全国	歴史的景観都市協議会紹介リーフレット作成及び歴史的景観都市普及啓発活動	歴史的景観都市協議会	500
〃	重要伝統的建造物群保存地区紹介パンフレット作成及びパネル展示並びに伝統的建造物群保存活用啓発活動	全国伝統的建造物群保存地区協議会	2,500
〃	歴史的集落・町並みの保存・活用のための普及啓発活動（第33回全国町並みゼミ盛岡大会）	第33回全国町並みゼミ盛岡大会実行委員会	2,000

（注）全国的又は各都道府県域を越える広域的な団体が行う活動については「都道府県」欄に「全国」を表記している。

民俗文化財の保存活用活動（23件・19,300千円）

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
秋田県	兵庫県など5県民謡（既存録音資料）のデジタル化による記録保存	財団法人　民族芸術研究所	2,000
〃	民俗芸能後継者育成事業・横手市増田民俗芸能フェスティバル開催	増田地域センター運営協議会	200
埼玉県	第6回「雅の会・蒼天の会」公演	武州里神楽保存会	1,300
〃	重松流サミット	重松流サミット実行委員会	200
千葉県	房総の郷土芸能2010	房総の郷土芸能実行委員会	300
東京都	成増里神楽の伝承公開	成増里神楽保存会	200
神奈川県	第38回相模人形芝居大会	相模人形芝居連合会	200

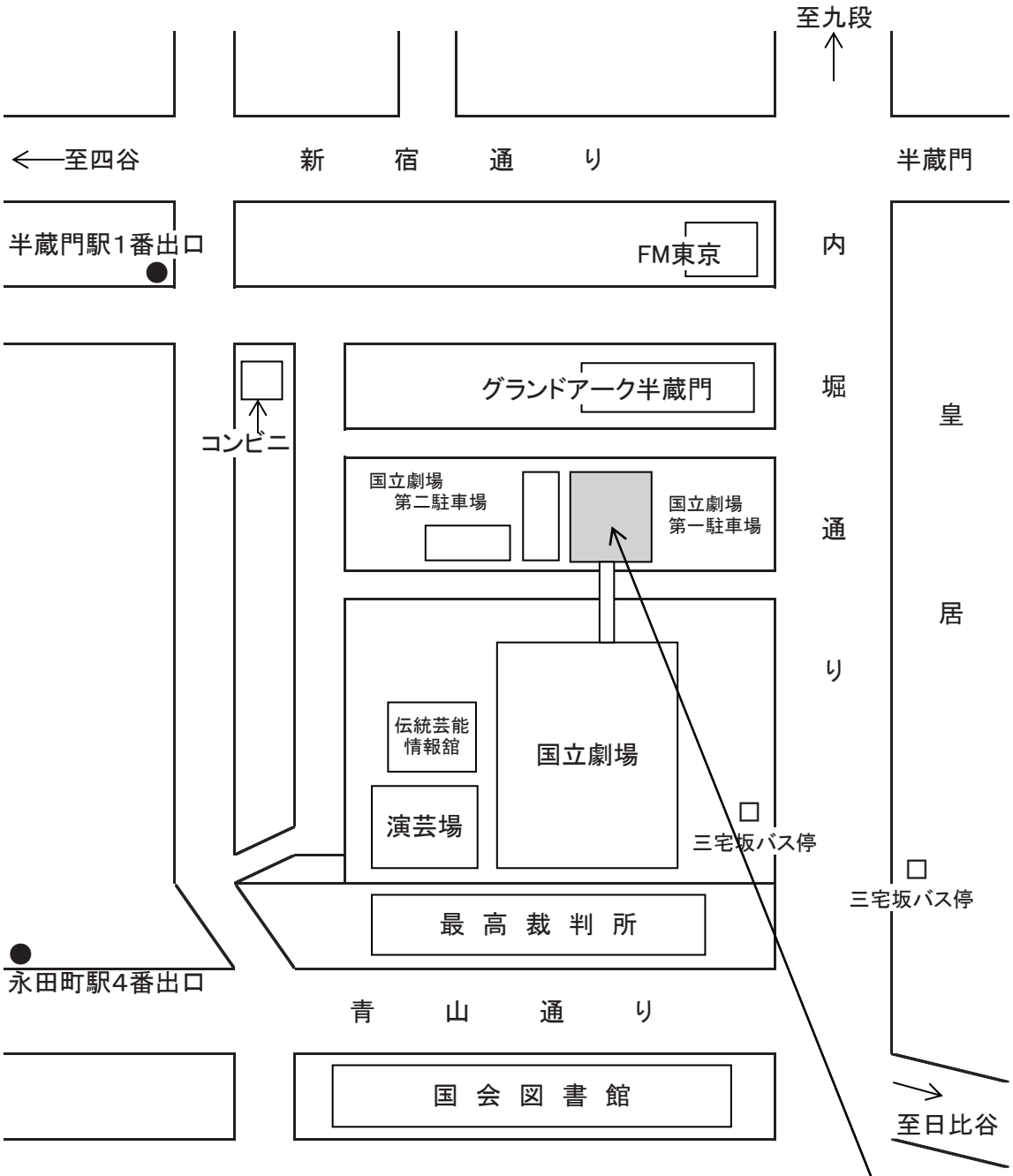
都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
神奈川県	平成22年度小田原民俗芸能保存協会後継者育成発表会	小田原民俗芸能保存協会	200
〃	相模人形芝居長谷座自主公演	相模人形芝居長谷座	200
新潟県	第2回　村上市伝統芸能祭　－祭りの心は和の心、和心で、つくる明日の村上市－	村上市伝統芸能祭実行委員会	400
石川県	能登の揚浜式製塩の伝承及び現地公開	能登の揚浜式製塩保存会	900
静岡県	草薙神社龍勢保存会による龍勢花火の製作、製作技術伝承及び公開	草薙神社龍勢保存会	400
愛知県	三遠南信ふるさと歌舞伎交流豊橋大会	三遠南信ふるさと歌舞伎交流実行委員会	300
三重県	一色能の開催	一色町能楽保存会	2,100
滋賀県	第20回全国地芝居サミット　全国ふるさと歌舞伎サミットin長浜	長浜市	1,800
〃	伊吹山奉納太鼓踊りの伝承・公開	伊吹山奉納太鼓踊保存会	1,200
〃	米原曳山祭の曳山行事公開と子供歌舞伎の上演	米原曳山祭保存会	3,000
広島県	国指定重要無形民俗文化財「塩原の大山供養田植」現地公開事業	小奴可地区芸能保存会	900
徳島県	一人操り伝統人形芝居の実演	特定非営利活動法人　阿波の門付け芸保存会	500
〃	第7回　徳島城内　小屋掛公演　「阿波人形浄瑠璃芝居」	阿波人形浄瑠璃芝居小屋掛実行委員会	1,400
香川県	中山春日神社奉納歌舞伎	中山歌舞伎保存会	300
福岡県	今津人形芝居の公開	今津人形芝居保存会	600
鹿児島県	中種子町　町制施行70周年記念　郷土芸能祭	中種子町	700

伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動（11件・23,300千円）

都道府県	助成対象活動名	助成対象団体名	助成金予定額（単位：千円）
青森県	津軽塗技術保存伝承事業	津軽塗技術保存会	1,000
福島県	「會津 うるし物語」創作事業	特定非営利活動法人　はるなか	1,000
東京都	文化財保存修復専門家養成実践セミナー　～文化財保存技術の伝承と発展のために～	特定非営利活動法人　文化財保存支援機構	3,500
神奈川県	旧太田家住宅焼損復元技術保存伝承映像製作活動	旧太田家住宅焼損復元技術保存伝承映像製作実行委員会	3,000
奈良県	クテ打組紐技法の継承活動－周知と伝承のための記録作成と配布および講習会の実施	クテ打組紐技法研究会	1,700
岡山県	美術刀剣製作技術研修会	一般社団法人　全日本刀匠会事業部	800
高知県	土佐楮生産技術の継承及び後継者養成事業	土佐楮保存会	500
宮崎県	原種養蚕から絣紬織物製作技術保存伝承活動	特定非営利活動法人　日本工芸継承協議会	2,300
沖縄県	紅型の祖形と言われる浦添型（蒻翁型）の調査研究・復元・復興	古琉球紅型　浦添型（蒻翁型）研究所	2,500
全国	日本の伝統美と技の世界－重要無形文化財保持団体秀作展－	全国重要無形文化財保持団体協議会	3,500
〃	竹筬製造技術の保存と継承（特に編筬機による筬作りと仕上げ工程）と、そのための記録作成	日本竹筬技術保存研究会	3,500

（注）全国的又は各都道府県域を越える広域的な団体が行う活動については「都道府県」欄に「全国」を表記している。

独立行政法人日本芸術文化振興会案内図



独立行政法人日本芸術文化振興会基金部（事務棟1階）

交通

☆地下鉄／半蔵門駅（半蔵門線）：1番出口から徒歩5分
　　永田町駅（有楽町線・半蔵門線・南北線）：4番出口から徒歩7分

☆都バス／（晴海埠頭ー四ッ谷駅）：三宅坂下車徒歩3分

芸術文化振興基金へのご支援

芸術文化振興基金は、政府と民間企業等の密接な連携協力により、我が国の芸術文化の振興普及に寄与することを目的としています。

現在、この基金の趣旨にご賛同の上、支援企業グループとして１社あたり１億円を一応の目途としてご寄付をいただいている企業等は次のとおりです。

○支援企業グループ(123)

建設
青木あすなろ建設(株)
(株)大林組
鹿島建設(株)
(株)熊谷組
佐藤工業(株)
清水建設(株)
積水ハウス(株)
大成建設(株)
(株)竹中工務店
戸田建設(株)
飛島建設(株)
西松建設(株)
(株)間組
(株)長谷エコーポレーション
(株)フジタ
前田建設工業(株)

食品
アサヒビール(株)
味の素(株)
麒麟麦酒(株)
サッポロホールディングス(株)
サントリーホールディングス(株)
雪印乳業(株)

繊維
東レ(株)
東洋紡績(株)
(株)ワコール

パルプ・紙
王子製紙(株)
日本製紙(株)

化学・医薬
花王(株)
ｺﾆｶﾐﾉﾙﾀﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ(株)
(株)資生堂
昭和電工(株)
積水化学工業(株)
第一三共(株)
三菱化学(株)

石油・鉄鋼
出光興産(株)
新日本製鐵(株)

機械・精密機器
日本精工(株)
HOYA(株)
(株)リコー

電気機器
沖電気工業(株)
キヤノン(株)
ｺﾛﾑﾋﾞｱﾐｭｰｼﾞｯｸｴﾝﾀﾃｲﾝﾒﾝﾄ(株)
三洋電機(株)
シャープ(株)
ソニー(株)
TDK(株)
(株)東芝
日本アイ・ビー・エム(株)
日本電気(株)
日本ビクター(株)
パイオニア(株)
パナソニック(株)
(株)日立製作所
富士通(株)
三菱電機(株)
(株)村田製作所

輸送用機器
トヨタ自動車(株)
日産自動車(株)
本田技研工業(株)
三菱重工業(株)

楽器
(株)河合楽器製作所
ヤマハ(株)

印刷
大日本印刷(株)
凸版印刷(株)

百貨店
(株)伊勢丹
(株)髙島屋
(株)三越

銀行
(株)新生銀行
住友信託銀行(株)
中央三井信託銀行(株)
(株)三井住友銀行
(株)三菱東京UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行(株)
(株)みずほｺｰﾎﾟﾚｰﾄ銀行
みずほ信託銀行(株)
(株)横浜銀行
(株)りそな銀行

証券
SMBCフレンド証券(株)
三洋証券(株)
(株)大和証券グループ本社
日興コーディアル証券(株)
野村證券(株)
みずほインベスターズ証券(株)
みずほ証券(株)
三菱UFJ証券(株)
山一證券(株)

保険
アクサ生命保険(株)
朝日生命保険(相)
AIGエジソン生命保険(株)
ｴｲｱｲｼﾞｰ・ｽﾀｰ生命保険(株)
ジブラルタ生命保険(株)
住友生命保険(相)
(株)損害保険ジャパン
太陽生命保険(株)
第一生命保険(株)
大同生命保険(株)
T&Dﾌｨﾅﾝｼｬﾙ生命保険(株)
東京海上日動火災保険(株)
日本生命保険(相)
富国生命保険(相)
ﾏﾆｭﾗｲﾌ生命保険(株)
ﾏｽﾐｭｰﾁｭｱﾙ生命保険(株)
三井住友海上火災保険(株)
三井生命保険(株)
明治安田生命保険(相)

不動産
住友不動産(株)
東急不動産(株)
三井不動産(株)
三菱地所(株)

輸送
カトーレック(株)
全日本空輸(株)
東京急行電鉄(株)
(株)日本航空ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ

観光
(株)ジェイティービー
藤田観光(株)

出版
(株)講談社
(株)小学館

広告
(株)電通
(株)博報堂

通信・電力・その他
東日本電信電話(株)
東京電力(株)
日本たばこ産業(株)
(財)全国税理士共栄会文化財団

(平成22年4月1日現在、順不同)

引き続き、企業等及び一般の方々からのご寄付を受け付けておりますので、ご支援をお願いします。

独立行政法人 日本芸術文化振興会 基金部
〒102-8656 東京都千代田区隼町４番１号　TEL.03-3265-6302(直通)　FAX.03-3265-7474
e-mail:kikakuchosa-nt@ntj.jac.go.jp　URL:http://www.ntj.jac.go.jp/kikin